

包括外部監査結果報告書

平成 20 年度

新 潟 市

新潟市包括外部監査人

弁護士 駒宮 史博

目 次

第一部 包括外部監査の概要.....	1
第1 外部監査の種類.....	1
第2 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
第3 事件を選定した理由.....	1
第4 外部監査の対象部局.....	1
第5 外部監査の着眼点.....	2
(1) 情報の把握と管理.....	2
所得情報の把握と管理.....	2
資産情報の把握と管理.....	2
事業所情報の把握と管理.....	2
(2) 把握した情報の効率的・効果的な活用.....	3
(3) 外部監査の継続性.....	3
第6 主な外部監査手続.....	3
第7 外部監査の対象年度.....	3
第8 監査の実施期間および補助者.....	3
(1) 監査の実施期間.....	3
(2) 監査場所.....	3
(3) 包括外部監査人及び補助者.....	3
第9 利害関係.....	3
第二部 外部監査結果.....	4
A 課税部門における監査結果.....	4
A 1 土地と家屋に係る固定資産税（賦課課税）について.....	4
1. 固定資産税の概要.....	4
(1) 意義.....	4
(2) 課税客体.....	4
固定資産.....	4
土地.....	4
家屋.....	4
償却資産.....	4
(3) 納税義務者.....	5
台帳課税主義.....	5
みなす所有者.....	5
(4) 課税標準額及び税率.....	5

適正な時価	5
税率	6
(5) 課税の流れの概要（「平成 20 年度市税のしおり」より抜粋）	6
(6) 減免及び非課税	7
減免について	7
非課税について	7
2 . 都市計画税の概要（「平成 20 年度市税のしおり」より抜粋）	8
(1) 意義（法 702）	8
(2) 課税の対象となる資産（法 702）	8
(3) 納税義務者（法 702 の 6）	8
(4) 税率と税額の計算方法（法 702 の 4、条例 148）	8
(5) 課税標準額（法 702、702 の 3）	9
土地	9
家屋	9
(6) 納税の方法	9
(7) 政令指定都市移行に伴う変更	9
(8) 評価・課税について	10
価格の登録	10
固定資産評価員	10
固定資産評価補助員	10
3 . 課税事務の流れ	11
(1) 資産税課	11
(2) 区役所税務課	11
4 . 資産評価の流れ（資産税課よりヒアリング）	11
4.1 土地評価	11
(1) 土地評価の概要	11
(2) 評価・課税の流れ	11
(3) 課税件数	11
(4) 市町村合併による評価統一等について	12
4.2 家屋評価	12
(1) 家屋評価の概要	12
(2) 評価・課税の流れ	12
(3) 新增築・在来家屋の評価替え	13
(4) 家屋課税棟数	13
(5) 特定附帯設備の取扱いについて	13
4.3 区の評価業務	15

(1) 評価年度から次の評価年度までの業務の流れについて.....	15
土地建物共通のスケジュール	15
土地の年間基本スケジュール	15
評価替前年度の当初入力作業前の作業.....	16
家屋の年間基本スケジュール	16
航空写真等で齟齬があった場合の対応について	16
I. 経年作業について	16
II. 不一致物件の処理について	17
他部署とのデータの相互利用について.....	17
I. 土地情報.....	18
II. 家屋情報	18
評価の適正性を確保するための方法・計画について.....	18
I. 土地	18
II. 家屋.....	19
人材の育成・処遇について.....	20
I. 土地	20
II. 家屋.....	21
5 . 固定資産税の賦課について	22
(1) 賦課課税による課税.....	22
賦課期日	22
納期	22
徴収の方法	22
(2) 課税の更正について.....	22
経年調査で課税の更正が必要であることが判明した場合の対応	22
固定資産税の過年度追徴をしない法令上の根拠.....	23
I. 本税について	23
II. 不足税額の追徴及び延滞金について（条例 68）.....	24
6 . アウトソーシングについて	24
(1) 固定資産の評価及び調査について.....	24
(2) 新潟市における現状.....	24
7 . 縦覧制度、不服申立について	25
(1) 縦覧制度の概要	25
固定資産課税台帳の閲覧	26
縦覧の期間	26
(2) 審査の申出の概要.....	27
固定資産評価審査委員会	27

審査の申出	27
審査の決定	27
(3) 賦課についての不服申立て	27
A 2 償却資産に係る固定資産税（申告による賦課課税）について	28
1 償却資産に係る固定資産税の概要	28
(1) 課税の対象となる固定資産	28
(2) 納税義務者	28
(3) 税額の計算方法	28
(4) 免税点	28
2 償却資産に係る固定資産税の賦課に関わる業務の概要	28
3 課税対象の把握について	28
(1) 申告書の送付	28
(2) 申告漏れへの対応	29
(3) 申告内容の検証・調査について	29
(4) 区役所との職務分担	29
参考:償却資産実地調査要領（市 HP より）	30
A 3 住民税について	37
1 市民税の賦課・申告のための所得情報の把握について	37
1.1 個人市民税	37
(1) 個人市民税の概要	37
納税義務者	37
個人市民税のかからない人	37
I. 均等割も所得割もかからない人	37
II. 所得割がかからない人	37
(2) 個人市民税の賦課の業務の概要等	37
(3) 課税対象の把握について	38
給与所得者について	38
確定申告を行う者について	38
(4) 課税漏れに対する対応について	39
資料の入手段階での漏れ	39
入手資料のチェック段階での漏れ	39
(5) 申告内容の検証・調査について	39
(6) 区役所との業務分担	40
1.2 法人市民税の申告に係る業務の概要等	41
(1) 法人市民税の概要	41
納税義務者	41

均等割.....	41
法人税割.....	41
(2) 所得把握に関わる業務の概要.....	42
(3) 課税対象の把握について.....	42
新設法人・事業所開設等の把握.....	42
A 内部の他部署等からの情報提供による把握の流れ.....	42
B 外部からの情報提供（今年度中に実施に向けて県と調整中）.....	43
C 納付からの把握.....	43
(4) 申告漏れに対する対応について.....	43
(5) 申告内容の検証・調査について.....	44
(6) その他.....	44
区役所との職務分担.....	44
2. 事業所税の申告に係る業務の概要等.....	44
(1) 事業所税の概要.....	44
納税義務者.....	44
課税標準.....	44
税率と税額の計算方法.....	44
(2) 事業所税の申告に関わる業務の概要.....	44
(3) 課税対象の把握について.....	44
(4) 申告内容の検証・調査について.....	45
(5) その他.....	45
(6) 問題点等.....	45
B 行政サービス部門における監査結果.....	46
1. 行政サービス部門への監査に係る概括.....	46
(1) 行政サービス部門における監査視点.....	46
(2) 所得・資産を基準とした行政サービスを提供している部署.....	46
(3) 所得・資産に係る情報の入手経路の類型.....	46
(4) 市全体としての所得・資産に係る情報利用のシステム構成の概要.....	47
イ 基幹業務システムの構成.....	47
ロ 他課の電子データの入手又は閲覧等に係るセキュリティ.....	49
ハ 新規に他課の電子データの入手又は閲覧等を許可するための手続き.....	49
2. 各部署における所得基準行政サービスの業務内容、情報の入手経路、管理・活用状況等.....	50
(1) 健康福祉部.....	50
イ 健康福祉総務課.....	50
(イ) 所得基準行政サービスの業務内容.....	50

(ロ) 情報の入手経路.....	51
(ハ) 情報の管理・活用状況等.....	52
(二) 健康福祉総務課における所得基準行政サービスに係る問題点等.....	52
□ 保育課.....	54
(イ) 所得基準行政サービスの業務内容.....	54
(ロ) 情報の入手経路.....	54
(ハ) 情報の管理・活用状況等.....	55
(二) 保育課における所得基準行政サービスに係る問題点等.....	55
八 こども未来課.....	56
(イ) 所得基準行政サービスの業務内容.....	56
A 利用者の手数料・使用料が申請者の所得等による業務.....	56
母子生活支援施設入所者負担金.....	56
助産施設負担金.....	56
放課後児童健全育成事業（ひまわりクラブ使用料）.....	56
B 助成金・給付金・補助金の額が申請者の所得等による業務.....	56
児童手当.....	56
児童扶養手当.....	56
自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費給付.....	56
妊産婦医療費助成.....	56
こども医療費助成.....	57
ひとり親家庭等医療費助成.....	57
私立幼稚園就園奨励補助金.....	57
私立高等学校学費助成補助金.....	57
(ロ) 情報の入手経路.....	57
(ハ) 情報の管理・活用状況等.....	58
(二) こども未来課における所得基準行政サービスに係る問題点等.....	58
二 高齢介護課.....	59
(イ) 所得基準行政サービスの業務内容.....	59
介護保険料の算定事務.....	59
介護保険料の減免事務.....	59
介護利用料・介護保険料の境界層措置の認定事務.....	59
徘徊高齢者家族への支援サービス事業.....	59
社会福祉法人等による利用者負担軽減助成事業.....	59
養護老人ホーム費用の徴収.....	59
高額介護（介護予防）サービス費の支給事務.....	60
特定入所者介護サービス費の支給事務.....	60

高齢者介護予防リフォーム助成事業.....	60
紙おむつ支給事業.....	60
ねたきり老人等介護手当支給事業.....	60
高齢者向け住宅リフォーム助成事業.....	60
高齢者あんしん連絡システム事業.....	60
高齢者福祉電話貸与事業.....	60
老人日常生活用具給付等事業.....	60
(ロ) 情報の入手経路.....	61
(ハ) 情報の管理・活用状況等.....	61
(ニ) 高齢介護課における所得基準行政サービスに係る問題点等.....	62
ホ 障がい福祉課.....	62
(イ) 所得基準行政サービスの業務内容.....	62
A 各種サービスの提供関係.....	62
指定障がい福祉サービス事業.....	62
日中一時支援事業.....	62
重度障がい者（児）日常生活用具給付事業.....	63
補装具費の支給事業.....	63
訪問入浴サービス事業.....	63
心身障がい者扶養共済制度（掛金減免）.....	63
身体障がい者あんしん連絡システム事業.....	63
障がい者紙おむつ支給事業.....	63
障がい者のみの世帯への福祉電話又は特殊機能付電話機の貸与.....	63
B 利用者の手数料・使用料が申請者の所得等による業務.....	63
明生園使用料.....	63
ひしのみ園使用料.....	64
C 助成金・給付金・補助金の額が申請者の所得等による業務.....	64
地域活動支援センター事業補助金に係る利用者負担金.....	64
自立支援医療（更生医療）給付費.....	64
自立支援医療（精神通院医療）給付費.....	64
特別児童扶養手当.....	64
障がい児福祉手当.....	64
特別障がい者手当.....	64
経過的福祉手当.....	65
在宅重度重複障がい者介護見舞金.....	65
重度障がい者医療費助成.....	65
21 重度心身障がい者福祉手当.....	65

22	身体障がい者自動車改造費等助成.....	65
23	障がい者向け住宅リフォーム助成事業	65
24	精神障がい者入院医療費助成事業.....	65
25	福祉ホーム事業補助金に係る利用者負担金.....	65
26	措置入院費の自己負担金	66
(ロ)	情報の入手経路.....	66
(ハ)	情報の管理・活用状況等	66
(二)	障がい福祉課における所得基準行政サービスに係る問題点等.....	67
へ	保健所健康衛生課.....	67
(イ)	所得基準行政サービスの業務内容	67
	未熟児養育医療費給付事業.....	67
	小児慢性特定疾患治療研究事業	67
	自立支援医療（育成医療）費支給認定事業.....	67
	特定不妊治療費助成事業	67
(ロ)	情報の入手経路.....	67
(ハ)	情報の管理・活用状況等	68
(二)	保健所健康衛生課における所得基準行政サービスに係る問題点等	68
(2)	市民生活部	68
イ	保険年金課.....	68
(イ)	所得基準行政サービスの業務内容	68
	国民健康保険料賦課業務	68
	国民健康保険高齢受給者証及び高額療養費給付業務	69
	後期高齢者医療保険料業務.....	69
(ロ)	情報の入手経路.....	69
(ハ)	情報の管理・活用状況等	69
(二)	保険年金課における所得基準行政サービスに係る問題点等	70
(3)	建築部	70
イ	住環境政策課	70
(イ)	所得基準行政サービスの業務内容	70
	市営住宅に係る家賃算定業務.....	70
	市営住宅に係る入居資格審査業務.....	70
	市営住宅に係る家賃減免決定業務.....	71
	特定優良賃貸住宅の家賃減額補助金	71
	高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助金	71
(ロ)	情報の入手経路.....	71
(ハ)	情報の管理・活用状況等	72

(二) 住環境政策課における所得基準行政サービスに係る問題点等.....	72
□ 建築行政課.....	73
(イ) 所得基準行政サービスの業務内容.....	73
木造住宅耐震改修工事等補助制度.....	73
勤労者等住宅建設資金貸付融資制度.....	73
(ロ) 情報の入手経路.....	73
(ハ) 情報の管理・活用状況等.....	73
(二) 建築行政課における所得基準行政サービスに係る問題点等.....	73
(4) 下水道部.....	74
イ 経営企画課.....	74
(イ) 所得基準行政サービスの業務内容.....	74
下水道事業受益者負担金・分担金の生活保護受給者に対する減免措 置.....	74
下水道使用料の生活保護受給者に対する減免措置.....	74
(ロ) 情報の入手経路.....	74
(ハ) 情報の管理・活用状況等.....	75
(二) 経営企画課における所得基準行政サービスに係る問題点等.....	75
(5) 教育委員会.....	75
イ 学務課.....	75
(イ) 所得基準行政サービスの業務内容.....	75
新潟市立高等学校・幼稚園授業料減免.....	75
就学援助制度.....	76
特別支援教育の就学奨励制度.....	76
奨学金貸付事業.....	76
(ロ) 情報の入手経路.....	77
(ハ) 情報の管理・活用状況等.....	77
(二) 学務課における所得基準行政サービスに係る問題点等.....	77
第三部 外部監査結果による指摘事項.....	77
A 課税部門に係る指摘事項.....	78
A 1 課税部門に係る総論的指摘事項.....	78
1. 課税対象の把握.....	78
2. 申告内容の正確性.....	78
A 2 固定資産税に関する指摘事項.....	79
第1 固定資産税・都市計画税の課税標準である固定資産評価の迅速化を図るため、 IT化の推進を急ぐべきである。.....	79

1 . 現状の問題点.....	79
2 . 指摘事項.....	79
第2 固定資産の評価専門家集団を部内に養成するための研修、人事体制を構築すべきである。.....	80
1 . 現状の問題点.....	80
2 . 指摘事項.....	81
第3 固定資産評価とりわけ家屋評価については新潟県庁及び他の市町村との連携を強化すべきである。.....	81
1 . 現状の問題点.....	81
第4 固定資産税の過年度分更正を実施できる体制を整えるべきである。.....	82
1 . 現状の問題点.....	82
2 . 法令に従った追徴課税の執行とその執行体制の整備の必要性.....	82
3 . 対応策.....	84
第5 固定資産評価結果についての縦覧制度、不服申立制度についての市民への周知活動を通じ、利用実績の向上をはかるべきである。.....	84
1 . 現状の問題点.....	84
2 . 制度の周知の必要性.....	85
第6 償却資産税の申告書を、対象となる可能性のある事業者すべてに送付すべきである。.....	85
第7 償却資産に係る固定資産税についての实地調査を実施できる体制を整備し、实地調査を実施すべきである。.....	85
第8 固定資産税に関する申告につき、適正な申告をしていない場合等の対応については、法に従って対処すべきである。.....	86
A 3 住民税に関する指摘事項.....	86
第1 個人市民税に関する所得情報の把握についての指摘事項.....	86
第2 法人住民税に関して、申告書の提出及び納税を行っていない会社について、申告書の提出と納税を行うよう督促を行うべきである。.....	86
第3 法人住民税の適正な課税のため、法人の新規設立等のデータ把握方法の多様化を図るべきである。.....	86
第4 電子申告データと市民税システムの連動を早急に図るべきである。.....	87
第5 (事業所税)事業所用家屋貸付等申告書の提出を促進すべきである。.....	87
第6 (事業所税)事業所の設置情報の入手を組織化すべきである。.....	87
B 行政サービス部門への指摘事項.....	88
B 1 行政サービス部門への総論的指摘事項.....	88
第1 生活保護開始及び取消しの情報を市役所内の部門と共有できるようなシステム化を図るべきである。.....	88

第 2	生活保護の申請の際に、行政サービス一覧とその申請を希望する旨を表記したチェックリストを作成し活用すべきである。	88
第 3	所得基準行政の単位としての「世帯」の判定について各部署の運用に差がみられるところであるが、これについては実態に即した柔軟性のある形での統一的な判定基準を採用すべきである。	88
第 4	行政サービス部署が、所得基準行政サービスを申請者の申請に基づき実施する際に、所得額の確認のため、市役所として有している市民の所得又は資産に係る情報を活用できる旨を条例に明記すべきである。	89
B 2	行政サービス部門に係る各論的指摘事項	90
1 .	健康福祉部	90
	査察指導員の的確な監督・指導のための措置が必要である。	90
	生活保護に係る健康福祉総務課の福祉事務所への適切な監督業務のために、監査手順等に係るマニュアルや非違事例集を作成することが必要である。	90
	保育課における保育料の算定に係る世帯の判定については、日常生活における祖父母からの金銭的な援助の程度を把握するなど、より実態に基づいた世帯の判断がなされるようにすべきである。	91
	こども未来課の放課後児童健全育成事業(ひまわりクラブ使用料)については、申請者から同意書を得ることでシステムにより汎用連携 DB から住民税データを抽出・閲覧するようにできないか検討をすべきである。	91
	高齢介護課の高齢者あんしん連絡システム事業、高齢者福祉電話貸与事業及び老人日常生活用具給付等事業については、市民税担当部署から市民税賦課情報を電子データで入手する方式に切り替えるべきである。	91
	保健所健康衛生課における未熟児養育医療費給付事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業については、必要に応じ申請者から所得状況等についてわかる資料を提出させるなどして、より正確な所得の把握に努めるべきである。 ...	91
2 .	建築部	92
	住環境政策課における入居資格審査業務については、年に全世帯数の 10%程度ずつを指定管理者に確認させるなどして、不正に入居している者等の把握を行うべきである。	92
3 .	教育委員会	92
	学務課における業務用システムについて、汎用連携 DB と連携可能な新しいシステムの構築がなされるべきである。	92
	平成 20 年度の包括外部監査を終えての所見	93

第一部 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

「地方自治法第252条の37第1項及び第2項」及び「新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条」に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

新潟市が、市民から税や使用料等を徴収する際や市民への補助金やサービスの提供を行う際に基準となる市民の所得状況や資産保有状況に関する情報の収集・管理を適正に行っているか。

第3 事件を選定した理由

現在、わが国の地方公共団体の多くが財政難に直面している。新潟市もその例外ではなく、市債の発行額は年々増加の一途をたどっている。こうした状況の下において新潟市が行うべきことの一つは、既存の自主財源である市税及び市のサービスに対する負担金の適正・公平な賦課・徴収である。

具体的には、市民の所得の割合に応じて支払額が決定される市民税、公営住宅の家賃、保育園の保育料や資産の評価額による固定資産税・都市計画税、納税者からの申告に基づく事業所税等があるが、こうした市税や料金を適正に賦課するためには、市が市民の所得や資産状況を適切に把握するための情報収集体制や調査能力を有する専門職員の養成・確保が不可欠である。

ところが、実際には、そうした市独自の情報収集体制の確立や専門職員の養成・確保が行われておらず、国や県からの情報に安易に依存している結果、国や県と賦課要件が異なる場合で、市独自の調査や情報収集が必要になる部分や無申告者等に対する対応が十分に行われていないか、あるいは国や県がマンパワーの不足や制度趣旨の違いから十分に調査等により検証していないと考えられる情報についてもそのまま引用するなどして、適正・公平な賦課がなされていないのではないかとこの疑いがある。

同様に、支出面においても、補助金の支出や貸付金の制度において、受給者の所得額が支給基準になっている制度があるが、この場合の受益者の所得額の把握についても十分な調査がおこなわれていないのではないかとこの疑いがある。

こうしたことから、市民及び市内に在住する法人の所得額や資産評価額を新潟市が適正に把握すると同時に関係各課で把握した情報を効率的かつ効果的に共有するための体制ができているか否かを検証するため、今年度の包括外部監査のテーマとした。

第4 外部監査の対象部局

- 財務部（税制課、資産税課、納税課）
- 総務部（人事課、IT推進課）

- 建築部（住環境政策課、建築行政課）
- 下水道部（経営企画課）
- 健康福祉部（健康福祉総務課、こども未来課、保育課、障がい福祉課、高齢介護課、保健所健康衛生課）
- 市民生活部（保険年金課）
- 教育委員会（学務課、保健給食課）

また、区役所における市民の所得や資産情報の把握・管理状況について監査するため、中央区役所、江南区役所において現地調査を行った。

第5 外部監査の着眼点

市民及び市内に在住する法人の所得額や資産評価額情報についての新潟市役所の把握状況および把握した情報の関係各課における共有体制を、以下の着眼点に従って監査した。

(1) 情報の把握と管理

所得情報の把握と管理

- (ア) 個人市民税の賦課のための所得の把握と情報の管理は適正に行われているか。
- (イ) 公営住宅の家賃の決定のための所得の把握と情報の管理は適正に行われているか。
- (ウ) 保育園の保育料の決定のための所得の把握と情報の管理は適正に行われているか。
- (エ) 介護保険料の決定のための所得の把握と情報の管理は適正に行われているか。
- (オ) 国民健康保険料等の決定のための所得の把握と情報の管理は適正に行われているか。

資産情報の把握と管理

- (カ) 固定資産税・都市計画税の資産の評価は適正に行われているか。
- (キ) 課税対象償却資産を有する企業が無申告の場合、課税対象企業の把握と情報管理が適正に行われているか。
- (ク) 課税対象償却資産の申告内容が適切であるか否かを調査等により適切に確認しているか。
- (ケ) 資産評価の専門職員の研修・養成は適切に行われているか。
- (コ) 専門職員の処遇は適切に行われているか。
- (サ) 資産評価や課税対象企業の把握に際して外部情報や外部専門家は効率的・効果的に活用されているか。

事業所情報の把握と管理

- (シ) 事業所税の賦課は適正に行われているか。
- (ス) 無申告者に対する対応は適切に行われているか。

(2) 把握した情報の効率的・効果的な活用

各部署で把握した情報が他の部署でも活用される等、市役所全体として効率的・効果的な管理・活用がなされているか。また、個人情報の保護は適切に行われているか。

(3) 外部監査の継続性

前年度以前に包括外部監査人が報告した本年度のテーマ（事件）に関連する監査結果に対して適切な措置が行われているか。

第6 主な外部監査手続

外部監査の着眼点に記した事項につき具体的に実施した監査手続の主なものは、以下のとおりである。

基礎資料の収集（市の例規集、組織図、等）

関係各課への資料・データの請求

関係各課の担当者からの事情聴取と質問

提出された資料・データの整理・分析

実地調査（区役所における実施状況、等）

第7 外部監査の対象年度

平成19年度。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

第8 監査の実施期間および補助者

(1) 監査の実施期間

平成20年4月8日から予備調査に着手し、テーマ選定後、平成20年7月25日より平成21年2月28日まで本調査を実施した。

(2) 監査場所

市役所外部監査人室のほか、各関係部課・区役所において実施。

(3) 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	弁護士	駒宮 史博
補助者	税理士	渡邊 信子
	公認会計士	石田 直樹
	新潟大学准教授・税務行政実務専門家	居波 邦泰

第9 利害関係

包括外部監査人及び補助者には、本監査の対象とした特定事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第二部 外部監査結果

A 課税部門における監査結果

A 1 土地と家屋に係る固定資産税（賦課課税）について

1. 固定資産税の概要

(1) 意義

固定資産税は、毎年1月1日現在（賦課期日）で、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」という。）を所有している人（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。）がその固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金である（新潟市市税条例（以下「条例」という。）47、同62）。

(2) 課税客体

固定資産

固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する（地方税法（以下「法」という。）341一）。ここで固定資産とは、土地、家屋、償却資産を総称したものであり、概ね企業会計上、流動資産に対立する用語としての固定資産のうち有形固定資産に分類される範囲と一致するものである。

土地

「土地」とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう（法341二）。

家屋

「家屋」とは、住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう（法341三）。固定資産税における家屋とは、不動産登記法における建物とその意義を同じくするものである。「建物」とは、屋根及び周壁またはこれに類するものを有し、独立して風雨をしのぐことができる外界から遮断された一定の空間を有する土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいうものとされている。

償却資産

「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に参入さ

れるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。

ただし、耐用年数1年未満の減価償却資産または取得価格が10万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されるもの及び取得価格が20万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により一括で損金算入の対象とされるもの並びに自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車税の課税客体である軽自動車などは償却資産から除く（法341四）。

(3) 納税義務者

台帳課税主義

固定資産税は、原則として固定資産の所有者に課するものであるが、その所有者とは、土地については登記簿又は土地補充課税台帳に、家屋については登記簿または家屋補充課税台帳に、それぞれ所有者として登記または登録されている者をいい、償却資産については償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう（法343 前段及び ）。

所有者として登記または登録されている人が賦課期日前に死亡している場合には、賦課期日現在でその土地・家屋を実際に所有している人が納税義務者となる（条例47）。固定資産課税台帳には、納税義務者である所有者のほか、その課税標準である価格等についても登録されており（法381）、この固定資産課税台帳に登録されたところによって課税される。

みなす所有者

固定資産税の納税義務者は、原則として固定資産の所有者であるが、次に述べる場合には、使用者等を所有者とみなして納税義務者とすることとしている（法343 ）。

災害等により所有者の所在が不明の場合（法343 ）。

国が買収し、または収納した農地等の場合（法343 ）。

土地区画整理事業の施行に係る仮換地等の場合（法343 ）。

公有水面の埋立地等の場合（法343 ）。

信託に係る償却資産の場合（法343 ）。

家屋の所有者以外の者が取り付ける家屋の附帯設備の場合（法343 ）。

(4) 課税標準額及び税率

適正な時価

固定資産税の課税標準は、原則として固定資産の価格であるが、この価格とは「適正な時価」をいうものとされている（法341五）。

また、「適正な時価」とは、正常な条件の下において成立する取引価格とされ、独立当事者間の自由な取引において成立すべき価格であると解されている。「適正な時価」で

ある固定資産税の評価額の具体的な求め方については、総務大臣が告示した固定資産評価基準に定められている。

税率

固定資産税の税率は、標準税率を 100 分の 1.4 としている(法 350)。標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、地方団体はその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率である(法 1 五)。そのため具体的に適用される税率は、各市町村がそれぞれの市町村税条例によって定めるものとされている。

なお、一の納税義務者に係る固定資産税が、その市町村の固定資産税総額の 3 分の 2 を超える場合において、100 分の 1.7 を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴かなければならない(法 350)。

新潟市では、次の課税の流れの概要に示すとおり標準税率により課税が行われている。

(5) 課税の流れの概要(「平成 20 年度市税のしおり」より抜粋)

固定資産を評価し、その価格等を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定する。

土地・家屋の 価格	原則として、3 年ごとに価格の見直し(評価替え)を行い、1 月 1 日現在の価格を固定資産課税台帳に登録し、3 年間、その価格は据え置かれる。 ただし、土地については平成 19 年度・平成 20 年度において地価が下落し、価格を据え置くことが適当でない場合は、価格を修正することがある。 なお、家屋の新增築、土地の地目変換等、異動のあった場合には新たに評価を行い価格を決定する。
償却資産価格	償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在の償却資産の状況を 1 月 31 日までに申告する。これに基づき、毎年評価し、その価格を決定する。
課税標準額	原則として、評価によって算定された価格が課税標準額となる。 住宅用地の課税標準の特例や、土地の負担調整措置によって、価格よりも低く算定される場合もある。

区ごとに、免税点の判定をし、税額を計算する。

免税点	同一区内に所有する土地、家屋、償却資産それぞれの課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合は課税されない。 土地 30 万円 家屋 20 万円 償却資産 150 万円(法 351)
税 額	課税標準額 × 税率 1.4% = 税額 ただし、区ごとの実際の納付税額は、以下の端数処理を行い算出する。

	$\text{課税標準額 (a)} \times \text{税率 (b)} = \text{区ごとの税額 (c)}$
	(a) 課税標準額：免税点以上となった土地、家屋、償却資産の課税標準額を合計し、1,000 円未満を切り捨てた額
	(b) 税率：100 分の 1.4 (1.4%)
	(c) 区ごとの税額：100 円未満を切り捨てた額

税額等を記載した納税通知書を区ごとに納税者あてに通知する。

納 期	第 1 期	4 月 16 日から 4 月末日まで
	第 2 期	7 月 16 日から 7 月末日まで
	第 3 期	12 月 16 日から 12 月 28 日まで
	第 4 期	翌年 2 月 16 日から 2 月末日まで

(6) 減免及び非課税

減免について

法 367 条において「市町村の条例の定めるところにより固定資産税を減免することができる」と規定されている。新潟市においては、条例 67 条 1 項により、次の各号の一に該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免している。

- (I) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (II) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）
- (III) 災害により著しく価値を減じた固定資産
- (IV) その他特別の事情により著しく納税が困難となった者の所有する固定資産

減免は、毎年度、課税された税額について納税者からの申請（減免申請書）を受け、内容審査を行うこととなる。

非課税について

非課税とは、地方団体が課税を行うことを法律で禁じているものであり、地方税法において非課税の範囲に含まれているものは、地方団体の意思いかんに拘わらず、納税義務を負わせることができない。固定資産税の非課税の範囲については、その根拠を固定資産の所有者の性格に求めているもの（人的非課税）と、固定資産それ自体の性格、用途の面に求めているもの（用途非課税）とに区別することができる。

(I) 人的非課税

市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特別区に対しては固定資産税を課することができない（法 348 ）。

これは固定資産の所有者の性格からみて非課税とすべきものを定めたもので、これらの団体の公的な性格にかんがみ、また同時に相互免除の観念からとられているものである。

(II) 用途非課税

固定資産税は、法 348 条 2 項各号及び 4 項から 9 項に列挙する固定資産に対しては課税することができないものとされている。これは主としてこれらの固定資産が供されている用途の特質にかんがみ非課税とされているものである。

なお、固定資産を有料で借り受けた者がこれを法 348 条 2 項の固定資産として使用する場合には、その固定資産の所有者に固定資産税を課することができる（法 348 条 2 項ただし書）。

新潟市では、上記地方税法の規定に基づき非課税の適用を行っている。

2. 都市計画税の概要（「平成 20 年度市税のしおり」より抜粋）

(1) 意義（法 702）

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税される。都市計画事業とは、「都市計画施設」の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

都市計画施設とは、次に掲げる施設をいう。

交通施設（道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル等）

公共空地（公園、緑地、広場、墓園等）

上下水道、電気・ガス供給施設、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の供給施設または処理施設等

(2) 課税の対象となる資産（法 702）

都市計画税の課税の対象となる資産は、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋である。

(3) 納税義務者（法 702 の 6）

1 月 1 日現在における、上記資産の所有者であり、この場合の所有者とは、固定資産税の場合と同様であり、固定資産税が免税点未満の人は、都市計画税も課税されない。

(4) 税率と税額の計算方法（法 702 の 4、条例 148）

$\text{課税標準額} \times \text{税率} (0.28\%) = \text{税額}$
--

（ただし、合併特例法に基づく緩和措置がある。）

新潟市は、平成 17 年 3 月 21 日近隣 12 市町村である新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村と合併し、さらに同年 10 月 10 日には巻町と合併した。合併市町村においては、都市計画税の課税について都市計画等の違いにより新潟市と異なる取扱いがされていたため、納税者の急激な負担増を緩和するため、緩和措置がとられており、合併特例法に基づき平成 21 年度分まで、不均一課税が行われる。（平成 22 年度分から本来の 0.28%となる。）

不均一区分	旧市町村名	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
1	豊栄市	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%
2	亀田町	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.22%
3	新津市 小須戸町 横越町	課税 なし	0.05%	0.11%	0.16%	0.22%
4	その他の 市町村	都市計画が見直され、市街化区域が設定された時点から不均一区分 3 のその年度の不均一税率(上記新津市等と同じ)で課税が始まる。				

白根市、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村、巻町

(5) 課税標準額（法 702、702 の 3）

土地

1	住宅用地に係る課税標準の特例措置が講じられている。 a) 小規模住宅用地（200 m ² 以下の住宅用地）… 価格の 3 分の 1 b) 一般住宅用地（200 m ² を超える住宅用地）… 価格の 3 分の 2
2	固定資産税と同様に、税負担の調整措置を講じている。

家屋

固定資産税の課税標準額と同じ価格となっている。

(6) 納税の方法

納期は、固定資産税と同じであり、納税通知書も固定資産税と一緒にしている（法 702 の 7、702 の 8）。

(7) 政令指定都市移行に伴う変更

平成 19 年 4 月 1 日の政令指定都市移行により区制が制定された。移行後初めての賦課期日である平成 20 年 1 月 1 日を迎えたことから、平成 20 年度の課税から税額計算等が

変更された。政令指定都市においては、ひとつの区を市と同じとみなすため（法 737）、固定資産（土地・家屋・償却資産）の所在する区ごとに税額を計算し、課税されている。

固定資産税額を区ごとに計算することになり、免税点の判定も区ごとに行われるため、複数の区に固定資産を所有している場合は、課税されなくなる物件が出てくる場合がある。納税通知書については、複数の区に固定資産を所有している場合に、区ごとに固定資産税及び都市計画税（課税対象の地域のみ）の納税通知書が発送されることとなった。

(8) 評価・課税について

価格の登録

固定資産税額及び都市計画税額の根拠となる固定資産の価格は、市町村長が評価調書に基づき決定するものである（法 410）。市町村長は、固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちにその価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない（法 411）。市町村長は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録したときは、その旨を公示しなければならない（法 411）。

ただし、土地及び家屋については、原則として価格の据置制度がとられており、基準年度の土地又は家屋に対し基準年度の価格をもって第2年度又は第3年度の固定資産税の課税標準とする場合には、毎年度同一の価格を繰り返し登録する必要はないものとされている（法 411）。

固定資産評価員

固定資産評価員はこの評価調書を作成する者であり、固定資産に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村議会の同意を得て選任されるものであり、助役、収入役等に準じ、地方公務員法第3条の特別職の職員に該当することとされている。

新潟市においては、資産税課長が固定資産評価員に選任されている。

固定資産評価補助員

固定資産評価員の数は評価の適正及び統一を期するという観点から1人とされている。しかしながら、固定資産の状況は千差万別であり、また、その数は膨大なものであるから、必要に応じて固定資産評価員を補助するために固定資産評価補助員を選任できる。

固定資産評価補助員は、事務吏員、技術吏員、警察吏員等と並ぶ一般職員として取り扱うこととされており、実地調査などを通じて実質的に評価を行っている者である。

新潟市においては、資産税課、各区税務課資産税係員が、固定資産評価補助員に選任されている。

3. 課税事務の流れ

新潟市においては、平成 19 年 4 月 1 日政令指定都市移行後は、次のような業務分担が行われている。なお、土地・建物に関する部分のみを抜き出している。

(1) 資産税課

固定資産税及び都市計画税の調定並びに課税台帳及び名寄せ帳の管理に関する事項
固定資産の評価事務に係る企画、指導及び調整に関する事項
固定資産税及び都市計画税の賦課事務に係る企画、指導及び調整に関する事項

(2) 区役所税務課

固定資産（償却資産を除く）の調査及び評価に関する事項
固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事項
固定資産税及び都市計画税の課税台帳、名寄せ帳及び公図の管理に関する事項

4. 資産評価の流れ（資産税課よりヒアリング）

4.1 土地評価

(1) 土地評価の概要

土地の評価に関する業務に使用しているシステム（システムの概要については、後記参照）は、土地・家屋図面情報システム、土地評価システム、固定資産税（ホスト）システム、固定資産税補完システムである。

図面情報システムは、地番図・航空写真・路線の確認等評価に必要な項目の収集に利用されている。

土地評価システムは、評価の基礎となる路線価の算定を行っている。

固定資産税（ホスト）システムは、現年の評価内容を保持し、税額計算を行っている。

固定資産税補完システムは、ホストシステムでは持てない過年度の評価内容を蓄積し、過年度更正や準オンライン処理による入力作業を行うシステムとして稼働している。

(2) 評価・課税の流れ

土地の態様は、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地等様々であるため、一例として、路線価地区にある宅地の評価・課税の流れは次のとおりである。

用途地区の区分 → 状況類似地区の区分 → 標準宅地の選定 →
標準宅地の適正な時価の評定 → 路線価の付設 → 画地の認定 →
画地計算法による評点数の算定 → 課税・納税通知書発送

(3) 課税件数

平成 20 年度における土地評価総筆数は、1,253,409 筆となっている。

(4) 市町村合併による評価統一等について

江南区役所でのヒアリングによれば、合併前の旧新潟市と旧合併市町村とは、固定資産の評価システム及び評価方法が異なっていたため、新潟市の評価方法に統一する評価統一業務が行われている。平成 18 年度に、旧データは、本庁に統合され、順次統一業務が進められ平成 20 年度に終了予定である。そのため平成 21 年度より、新潟市全体で統一された評価による課税が行われることとなっている。

また、政令指定都市移行後の区制制定により、旧横越町は新潟市の江南区に含まれることとなり、都市計画税が平成 18 年度から新たに課税されることとなった。増税額の緩和措置がとられているが税負担が増加することとなった。さらに旧亀田町も同じく江南区となり評価方法の統一に伴い固定資産税額は合併前に比べ増税となる場合も生ずることとなった。そのため、区において広報することはもちろんであるが、特に急激に固定資産税額が上昇するケースについては、個別対応により説明に努めているとのことであった。

4.2 家屋評価

(1) 家屋評価の概要

家屋の評価に関する業務で使用しているシステムは、土地・家屋図面情報システム、家屋図面評価システム、固定資産税補完システム、固定資産税(ホスト)システムである。

土地・家屋図面情報システムは、当初・縦覧・明細・証明・土地依頼調査時の対象物件の把握、経年調査実施における家屋異動状況の把握や対象物件の抽出などの調査支援として利用されている。

家屋図面評価システムは、評価水準の維持と評価方法の統一支援として、調査後の家屋評価、計算、図面作成等事務の簡素化・効率化を図るため使用されている。

固定資産税補完システムは、固定資産税(ホスト)システムでは持てない過年度の評価内容を蓄積し、過年度更正や準オンライン処理による入力作業を行うシステムである。

固定資産税(ホスト)システムは、現年の評価内容を保持し、税額計算を行うシステムとして使用されている。

(2) 評価・課税の流れ

家屋の評価・課税の流れは、大まかには次のとおりとなっている。

調査物件の把握 → 県・市調査分担振り分け(後述) → 実地調査→
評価計算、点検 → 非課税・特例・異動入力、点検 →
課税・納税通知書発送

県と市町村の役割分担について

現行地方税法においては、県と市町村間でどちらが先に家屋評価を行うかに関する明示的な規定は存在していない。

不動産取得税に係る規定では、不動産を取得した者は、その不動産の所在地の市町

村長を通じて不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関する事項を報告しなければならないと定められている（法 73 の 18 、 ）。また、市町村長が都道府県知事に不動産の取得者から報告があった事項を報告書を収受した日から 10 日以内に都道府県知事に転送する際（法 73 の 18 ）には、その不動産の価格その他その不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて都道府県知事に通知することとされている（法 73 の 22 ）。

このように固定資産の評価は、原則として、市町村長が行い都道府県知事に通知することとされている。例外として固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産等については、都道府県知事が固定資産評価基準によって評価し、その価格を市町村長に通知することとされている（法 73 の 21 ）。

- 新潟市と新潟県においては、木造家屋については、原則、新潟市で評価しており、非木造家屋については、県は非木造・非住宅で床面積 300 m²以上の家屋を評価し、それ以外は新潟市が評価している。
- 1 棟のうち 50%以上を住宅部分が占める家屋は、面積にかかわらず新潟市が評価することとなっている。
- 年度毎に「非木造家屋の評価分担等について」という文書が、新潟県より新潟市に交付されている。評価分担による価格等については、新潟市と新潟県とは、相互に通知するという方法を採用している。

(3) 新增築・在来家屋の評価替え

新增築分については、3 年に一度評価替えを行う。評価替えは、前年度に国が告示する評価基準に基づいて行われている。

在来分については、3 年に一度評価替えを行う。評価替えは、前年度に国が告示する再建築費評点補正率により行われている。

(4) 家屋課税棟数

平成 20 年度における新潟市の家屋課税棟数は、木造 308,575 棟、非木造 49,426 棟、合計 358,001 棟となっている。

(5) 特定附帯設備の取扱いについて

特定附帯設備とは、「家屋の所有者以外の者が取り付けた家屋の附帯設備で当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの」をいう。当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって納税義務者たる所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができるものとされている（法 348 及び条例 47 ）。

これを踏まえ、新潟市固定資産税特定附帯設備課税事務要領では、家屋の所有者でなく、特定附帯設備の所有者である賃貸人を納税義務者とすることができることとされている。

家屋の現況調査等で特定附帯設備課税が考えられる場合には、チラシの配布、所有者の確認、事業内容の説明、関係書類の提出を依頼している。

賃貸人に対して特定附帯設備につき課税を適用した場合は、償却資産の対象となることから各区税務課資産税係から償却資産係へ特定附帯設備課税一覧表兼資産税課償却資産係連絡票を送付している。

要件等に異動があった場合は、家屋の所有者が「賃借人等異動届書」を提出することとされている。

(注) 償却資産としての把握及び課税の実態については、償却資産の項目を参照

新潟市固定資産税システム概要

システム名	システム概要	導入年度
土地・家屋図面情報システム	<p>3年ごとの評価替え前年に撮影する航空写真などを活用し、土地・家屋現況図を作成。現況図と課税台帳情報を重ね合わせることで現在の課税状況をすばやく正確に把握できている。これにより事務効率が向上するとともに市民からの課税内容照会にも迅速に対応できている。</p> <p>航空写真を3年前のものと比較することにより家屋の新增築・滅失や土地の地目変更などの異動物件を抽出し、通常の賦課業務で分からなかった異動物件を把握することで、より現況に即した適正な課税が可能となる。</p>	H3 導入
土地評価システム	<p>評価替え用の路線価などを設定するシステム。同システムにより道路幅員や駅までの距離、下水道供用区域等の土地価格の形成要因を全て数値化して、論理的な路線価の設定を行うことが可能となる。</p>	H6 導入
固定資産税(ホスト)システム	<p>新潟市では、IT推進課に中央電子計算機(ホストコンピュータ)が設置されており、住民基本台帳や福祉部門、税部門のデータを管理、運用している。</p> <p>このうち、固定資産税に関しては、土地、家屋、償却資産のデータを管理し、税額計算、名寄帳、評価調書、納税通知書等の出力を行っている。</p> <p><u>ホストコンピュータは、現年度のデータしか持たず、データ更新も期別(納期)ごとに行うため、履歴管理を行うことはできない。</u></p>	S62 導入

<p>固定資産税 補完システム</p>	<p>固定資産税（ホスト）システムの機能を補い、極力入力誤りを防ぐため、オフィスコンピュータを使用し導入した固定資産税（ホスト）システムを補完するためのシステム。</p> <p>固定資産税賦課入力及び固定資産課税台帳管理を行うことを目的とし、固定資産税（ホスト）システムに課税台帳の異動データを送り、固定資産税（ホスト）システムで税額計算及び納税通知書出力などを行う。</p> <p><u>これにより、これまでホストコンピュータでは管理できなかった過去の履歴や準オンライン入力により、チェック機能が向上するほか、入力作業の平準化、事務効率も高まる。</u></p>	<p>H6 導入</p>
<p>家屋図面評価 システム</p>	<p>家屋の適正・公平な評価を確保するため、細部に渡って標準評点数に補正を行うことから、評価に際しては緻密な計算が要求されるが、その正確さの担保、及び、業務水準を維持するための図面を利用した評価システム。</p> <p><他システムとの連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフコンからのデータ転送 <p><u>オフコンで入力した家屋台帳（異動連絡票）を家屋評価システムに転送する。これにより、両システムへの重複入力が解消される。</u></p>	<p>H17 導入</p>

4.3 区の評価業務

(1) 評価年度から次の評価年度までの業務の流れについて

中央区税務課からのヒアリングによれば、下記のとおりである。

土地建物共通のスケジュール

毎年4月1日から4月30日（評価替え年度においては、5月末日）までは固定資産課税台帳の縦覧期間である。4月13日頃納税通知書を発送している。また、随時、表示登記並びに証明依頼等による現地調査を行っている。

土地の年間基本スケジュール

4月中旬から5月末まで	課税明細調査
5月上旬から5月末まで	家屋調査依頼分調査
5月下旬から7月末まで	経年調査
6月上旬から6月中旬まで	登記済通知書整理
6月上旬から3月末まで	当初入力準備及び入力
8月下旬から9月末まで	評価に関する変動修正・調整
8月下旬から9月末まで	都計補正図メンテナンス
8月下旬から9月末まで	不突合調査

評価替前年度の当初入力作業前の作業

評価替前年度には、当初入力作業前に次の作業を行う。

- I. 評価替え作業の計画策定
- II. 評価替えの基礎資料等作成委託
- III. 市街地宅地評価法またはその他の宅地評価法の適用地区の決定
- IV. 用途地区の区分け
- V. 状況類似地区の区分け
- VI. 標準宅地の選定
- VII. 標準宅地の不動産鑑定依頼
- VIII. 鑑定書受け取り
- IX. 路線価の付設

家屋の年間基本スケジュール

4月中旬から5月末まで	課税明細調査
5月上旬から7月末まで	土地からの調査依頼分調査
5月上旬から7月末まで	経年調査
5月中旬から3月末まで	当初調査及び入力

評価替前年度には、総務省からの通知による評点等の変更があり、当該変更に伴うシステム変更が終了するまで評価及び入力できないため、非常に厳しいスケジュールとなっている。平成20年度は評価替えの前年であるため、タイトな状況となっている。

航空写真等で齟齬があった場合の対応について

航空写真を利用した地図情報システム(GIS)上に記載されている情報は、土地は地番、家屋は地番及び課税家屋としての棟番がのっており、登記の家屋番号は記載されていない。新たな登記情報を得た時は、主に課税台帳や名寄帳と照合し、補完資料としてGISや調査表及び現況確認作業により確認している。

I. 経年作業について

課税内容に変動がないかを確認するため、航空写真を3年毎に撮影し、新旧写真の比較を通じて、外形の異なるもの、屋根の形の異なるもの、新たにできたもの、なくなっているもの等の不一致物件を拾い出す。それに基づき、図面とデータを作成し、物件更正作業を行う。

経年作業のスケジュールは、次のとおりである。

平成 14 年 4 月	前回の航空写真の撮影
平成 17 年 4 月	今回の航空写真の撮影
平成 18 年 3 月	不一致データと図面の受け取り
平成 18 年度	現地調査し調査の要否を判断する 還付対象（滅失家屋）分を調査する
平成 19 年度	還付対象及び課税漏れ分を調査する
平成 20 年度	課税漏れ分を調査する

年間業務スケジュールでは、4月及び5月は縦覧業務や納税通知書発送に伴う課税明細調査にかかりきりになっている。8月以降は徐々に当初調査が忙しくなるため、その間の6月から7月または8月くらいまでしか期間がとれない状況となっている。

不一致件数が多く一年間では処理できないため、次の航空写真をとるまでの3年間で処理している。1年目には大量の物件を現地確認して課税対象外になるものを除外し、更に滅失家屋の調査を優先して処理する。2年目には滅失にからむものにつき優先的に調査を行っている。3年目には課税漏れ家屋の調査を行っている。

II. 不一致物件の処理について

平成 14 年に航空写真を撮影しその前の写真と比較して不一致となったデータは 3,807 件あり、現地確認の結果、要調査として残ったものは 2,114 件あった。

今回、平成 17 年撮影分については、14 年の写真との比較で不一致になったものを処理する際に、件数把握の前に、課税対象外になるものを現地調査で除外（上記表の業務）した。その残り約 1,800 件のうち、さらに滅失分 300 件を処理（上記表の業務）した。

その後、平成 19 年 4 月 1 日政令指定都市以降による区制発足に伴い中央区役所の分として引き継がれる物件の 178 件を詳しく調査して対象外になるものを除外した。その結果、96 件を要調査物件として中央区に引き継ぐことになった。中央区として引き継いだ 96 件のうち 60 件を平成 19 年度に調査（上記表の業務）し、残り 36 件を平成 20 年度（上記表の業務）に繰り越している。

平成 14 年と平成 17 年との航空写真に齟齬があった物件のうち、調査の上、適正な課税が行われる時期が、平成 21 年度の課税からとなるケースがあった。これは、評価の修正が反映される時期が平成 21 年 1 月 1 日の賦課期日における価格決定となったことによるものである。

他部署とのデータの相互利用について

他の部署が収集したデータにより固定資産税の評価をするための基礎データとしているものは、次のとおりである。

I. 土地情報

(i) 法務局データ

登記通知書を毎月受領しており、中央区役所税務課資産税係登記班で処理している。新潟地方法務局からは、登記情報を月 2 回電子データと紙データで受領し、新潟市役所からは、固定資産価格通知書記載の情報を月 1 回電子データで渡している。電子データと紙データを照合して漏れの有無を確認し、漏れがあればその分の紙データを新潟地方法務局から取り寄せる。その後、紙データを区役所ごとに仕訳し、他の区役所の分は各区役所へ送付し、中央区の分のデータは表示関係を各担当者に振り分けている。

新潟地方法務局と新潟市役所間のデータのやり取りは、登記担当職員が持ち運ぶ。また、仕訳した紙データを各区役所へ送る方法は、書類の連絡便を使って送っている。

(ii) 農業委員会データ

農地転用届出（許可）書により、農地転用を確認している。地目認定変更に活用している。

II. 家屋情報

(i) 法務局データ

土地と同様である。

(ii) 建築行政課データ

家屋の建築確認申請データを毎月受領している。デジタルデータ及び紙データを併用している。受領データに漏れがないか、3・6・9・12 月にそれぞれ再確認を実施している。

(iii) 所有者等からの情報の提供

家屋の所有者等から、工事完了に伴う家屋調査の依頼等の電話連絡等の申出による。

評価の適正性を確保するための方法・計画について

I. 土地

土地評価の適正性を確保するため、標準宅地の適正な時価の評定を行う際には、地価公示価格、県地価調査価格、相続税路線価との対比を行っている。また、路線価については、不動産鑑定士からの意見聴取を行っている。

画地評点数の適正性を検証するために、当初賦課入力、更正入力時の 2 名点検による体制により適正性を確保することとしている。

土地評価に関する調査計画は次のとおりである。

(i) 当初賦課入力

所有権移転等、異動がある物件については航空写真、現地調査により現況を調査し、

評価内容についても確認を行っている。誤りがあれば修正が行われる。

(ii) 明細調査

納税通知書添付の課税明細書による所有者から問い合わせがあったものについて、課税内容に誤りがないか調査が行われる。

(iii) 証明調査

納税者から証明依頼があったものについて、相違があるものについて調査が行われる。

(iv) 家屋調査に伴う住宅用地の調査

家屋の調査に伴って住宅用地に変更があるものについての調査が行われる。

(v) 農地課税地現況調査

農地課税筆について、現況が農地ではないものについての調査が行われる。航空写真調査により判明したものにつき、現地調査を行ったうえで、修正を行っている。直近では平成 16 年度に実施した。今回は、平成 21 年度に実施が予定されている。

II. 家屋

家屋の評価の適正性を確保するため、家屋図面評価システム・補完システムに対して家屋の評価の入力が正しく行われているかの点検が実施されている。入力者以外の家屋担当による第一点検、係長または家屋担当リーダーによる第二点検の二段階での点検が行われている。

家屋評価に関する調査計画は次のとおりである。

(i) 当初調査（随時実施）

当該年度中に発生した新築、増築、滅失等の調査であり、建築行政課からの確認申請書のデータ、法務局からの登記済通知などにより把握し、翌年度からの課税のための調査が行われている。

(ii) 縦覧・明細調査（縦覧期間及び納税通知書発送後 1 カ月間実施）

縦覧・明細調査期間において納税者から問い合わせがあったものについて、課税内容に誤りがないかの調査が行われている。

(iii) 証明調査（随時実施）

納税者からの証明依頼があったものについて、課税内容に誤りがないかの調査が行われている。

(iv) 経年異動調査（5 月初旬から 8 月下旬まで実施）

評価替の前年に市内全域を撮影した航空写真と前回評価替前年に撮影した航空写真を比較して家屋の異動の有無を把握し、捕捉もれの解消を目的とする調査が行われている。

(v) 土地依頼調査（5 月初旬から 7 月下旬まで実施）

土地担当からの調査依頼分で、画地内における家屋について課税内容に誤りがないかの調査が行われている。

なお、上記調査は、いずれも対象物件だけでなく画地内にある物件全てについて調査を実施している。

人材の育成・処遇について

I. 土地

(i) 評価職員のスキル

土地の評価を行うためのスキルとしては、固定資産評価、税制、各種システム、登記関係等が要求されている。

(ii) 人員の配置

〔土地担当者〕

資産税課	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
5	3	5	7	4	3	2	8	3	40

(iii) 研修

(a) 外部研修への参加については、平成 19 年度においては、資産評価センター、日本経営協会、市町村アカデミーによる研修を受講している。

(b) 内部研修の実施

平成 19 年度においては、次のとおりの研修が実施されている。

A) 土地研修（初任者）3 日 受講者 10 名（土地業務の概要 現地研修ほか）

B) 土地研修（第 1 回中級者）1 日 受講者 10 名

（評価統一作業における雑種地評価及び高圧線下地補正について）

C) 土地研修（第 2 回中級者）1 日 受講者 11 名（画地認定について）

D) 土地研修（第 3 回中級者）1 日 受講者 16 名（固定資産税図面業務について）

E) 土地研修（当初前研修）1 日 受講者 11 名（当初課税事務研修）

(iv) 育成

新任職員は、経験 2 年目以上の職員を指導担当とし、1 対 1 で指導を行っている。また、当初賦課入力の際には、指導担当とは別の職員と組み合わせることにより、より多くのスキルを吸収しやすい体制がとられている。

(v) 土地担当者会議の開催

土地担当者会議を開催し、各区における評価水準の均衡を図るため、評価取扱方法等を指導し、評価担当者の評価技術の育成を行っている。平成 19 年度においては、4 回開催されている。

(vi) 知識の蓄積

新潟市固定資産（土地）評価事務取扱要領の更新が行われている。

II. 家屋

(i) 評価職員のスキル

家屋の評価を行うためのスキルとしては、固定資産評価、税制、各種システム、登記関係、国税・不動産取得税の家屋に関する事項、所有者等に対する接遇、クレーム処理、情報セキュリティ等が要求される。

(ii) 人員の配置

[家屋担当者]

20.9.1 現在	資産税課	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
家屋担当者	6	5	7	11	5	5	3	9	3	54
内評価担当数	0	4	7	8	5	4	3	8	3	42

(iii) 研修

(a) 外部研修への参加平成 19 年度においては、資産評価センター、日本経営協会、全国地方税務協議会、市町村アカデミーの研修を受講している。

(b) OJT による内部研修の実施

平成 19 年度においては、次のとおりの研修が実施されている。

A) 初任者研修 年 1 回 1 日 受講者 14 名 (木造家屋評価)

B) 中級者研修 年 1 回 1 日 受講者 18 名 (非木造家屋評価)

(iv) 育成

新任職員については、ベテラン職員と 1 年間班を組みマンツーマン方式による対応が行われている。また、新人・ベテランを含め内・外部が開催する研修へ参加し、また、家屋担当者会議が年 4 回実施されている。

(v) 知識の蓄積

家屋評価総合マニュアルの更新が行われている。家屋評価マニュアルには、事務制度・家屋評価 (木造編・非木造編)・オフコン実務・図面評価システム・書式集等が網羅されている。

(vi) 処遇

江南区においては、評価担当職員 1 人当たり評価物件につき約 100 件を処理している。資産税担当の来年度課税に向けた当初課税事務が本格的に忙しくなる時期は、家屋担当は 11 月から、土地担当は 12 月からであり残業時間が月 80 時間を超える担当者もいるとのことである。

異動に関しては、専門性の高い部署ではあるが、特別な取扱いがされているという実態はない。繁忙期においては、アルバイト等の臨時職員の応援を得ている。

税務機構職員数によれば、平成 20 年 4 月 1 日現在の資産税課の職員の平均税務経験年数は、6.0 年であり、区役所の税務課 (市民税係・資産税係合計) では、4.5 年である。ただし、区によりばらつきがあり、最短の北区では、3.0 年、最長の秋葉区では、

7.7年となっている。

5. 固定資産税の賦課について

(1) 賦課課税による課税

賦課期日

固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とされている(法359)。即ち、毎年1月1日とその年の4月1日から始まる年度の分として課税される固定資産税の賦課期日となる。

賦課期日とは、課税客体、課税団体、納税義務者、課税標準等各種の課税要件を確定せしめるための現在日であり、同日現在における固定資産所在の市町村が、同日現在の固定資産に対し、同日現在の固定資産の適正な時価を原則として課税標準とし、同日現在の法の定める固定資産の所有者に対して課税権を有するものとされている。

納期

固定資産税の納期には、いわゆる標準納期が定められており、これは4月、7月、12月及び2月中において、市町村の条例で定めることとされている(法362)。

新潟市においては、条例63条により前述のと通りの納期とされている。

徴収の方法

固定資産税の徴収は、このうち普通徴収の方法によることとされている(法364)。普通徴収とは、徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって税を徴収することをいう(法1七)。固定資産税の納税通知書は、次の事項を記載した課税明細書と一緒に遅くとも納期限前10日までに納税者に交付しなければならないものとされている(法364、)。

土地：所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額、軽減税額

家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、課税標準額、軽減税額

(2) 課税の更正について

経年調査で課税の更正が必要であることが判明した場合の対応

中央区からのヒアリングによれば、現状では、経年調査において、課税の更正が必要であると判明した場合には、限られた期間内に処理しなくてはならないという観点から、税の還付が生ずることがわかるものが優先的に処理されている。これは、時効により過誤納税額を還付できなくなるなどの納税者に不利益を与えることがないようにという趣旨であり、これにより納税者の信頼を失わないためという理由で行われている。課税漏れについては、過年度の課税分につき、他の更正物件と合わせ還付更正となる場合を除き、遡っての課税は行われていない。

航空写真を証拠として、課税漏れに対して遡及課税すべきではないかとのヒアリング時の指摘に対して、説明などの対人折衝などに多くの時間を要するため、現状の職員数を考慮すると他の物件の処理ができなくなる可能性がある。さらに、その時の相手方は今後

も新たな物件や事案に関わってくる場合も多いことから、過去数年の課税にこだわると多くの時間をとり他の調査ができなくなるだけでなく、相手方に不信感を与えると将来の納付すら危ういものになるおそれがある。むしろ、過年度につき遡っての課税を行わない方が他の多くの調査ができ将来の納付も確実にするという配慮のもと、課税漏れに対する遡及課税という手続きはされていないとの回答があった。

・更正納税義務者数（中央区）
（家屋）

更正理由 ¹	所有者誤り	新增築漏れ	滅失漏れ	減免適用	非課税適用	面積修正	その他	計
税額 増	8	128	0	0	0	60	1	197
税額 減	7	0	46	17	2	14	4	90
1期更正 ²								18
							総数	305

（土地）

更正理由 ¹	所有者誤り	住宅用地適用変更	減免適用	課税漏れ	非課税適用	計算誤り訂正	その他	計
税額 増	9	22	0	1	0	10	1	43
税額 減	9	26	4	0	2	20	1	62
1期更正 ²								89
							総数	194

- 1 1件の更正のうち納税義務者単位で更正理由が複数ある場合は、税額の増減に最も影響の大きい理由を1つ計上している。
- 2 1期更正とは、納税通知書を発送する前（調定額決定前）に行う更正なので税額の増減はない。また、更正理由は全て「次年度評価入力締日以降の次年度評価情報（登記済通知等）入力」である。（理由により締日までに入力が間に合わなかった場合などが原因。）

固定資産税の過年度追徴をしない法令上の根拠

I. 本税について

固定資産税を土地及び家屋に賦課するに当たっては、固定資産税は、賦課決定の税であること（法 364）、固定資産を適正に評価しなければならないこと（法 404）のために毎年少なくとも一回は固定資産を実地に調査しなければならないこと（法 408）、「固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならない」こととされている（法 403）。

以上のことから、市町村職員には、固定資産の適正な評価を行うことに関してかなり高度な注意義務が課されており、評価が適正でなかったため課税もれがあったことについては市町村側にも責任があると認められることから、原則として過年度追徴は行えない。例外的に過年度追徴ができるのは、不動産登記により明白に錯誤であると判明できる場合に限定するという解釈・運用が行われている。

II. 不足税額の追徴及び延滞金について（条例 68）

上記と同様に、土地及び家屋については、市町村の固定資産評価額調査に基づく賦課決定であることから、固定資産税の賦課決定に誤りがあった場合には国家賠償法上の過失にあたることと捉え、不足税額の追徴及び延滞金の加算の徴収を行うことはできないと解している。

一方、償却資産は、申告に基づく賦課決定であることから、税法上の 5 年まで遡及し不足税額を追徴しており、延滞金の加算については、悪質なものであるのではなく軽易な過失として条例 68 の規定を適用し徴収されていない。

6. アウトソーシングについて

(1) 固定資産の評価及び調査について

平成 6 年の固定資産評価基準の見直しによれば、宅地の評価において、標準宅地の適正な時価を求める場合には、当分の間、基準年度の初日の属する年の前年の 1 月 1 日の地価公示価格及び不動産鑑定士等による鑑定価格等を活用することとし、これらの価格の 7 割を目途として評定するものとしてされている。そのため、不動産鑑定士等外部専門家や民間に対する委託が行われることとなっている。

ただし、家屋評価においては、家屋の内部に入る必要があるため、公務員以外の者が、間取り、使用資材、施工量、施工の程度等の調査の補助を行うことはできず、民間委託には適さないものとされている。

固定資産評価補助員は公務員であり、固定資産の実地調査及びそれに基づく評価は、公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務であり、これらは不服審査の対象となっている。実地調査については、罰則により担保された質問検査権に基づくものであり、現行法においては、固定資産評価事務を全面的に民間委託することはできないとされている。

(2) 新潟市における現状

資産税課でのヒアリングによれば、新潟市においては、補助的業務である航空写真の撮影等外観から判別できる現況把握や各種の課税参考資料の作成については、民間への委託がなされている。評価替えの年から次の評価替えの年までの期間に、用途地区の区分・状況類似地区の区分・標準宅地の選定・路線価の付設について、民間業者へ委託をしているが、契約の際に詳細な仕様書を作成するとともに、打ち合わせ・会議を頻繁に行い、新潟市の基準に沿った成果が得られるように配慮されている。

平成 18 年度から平成 20 年度においては、下記の業務が委託されている。また、不動産鑑定士による評価鑑定評価書も採用されている。

以下、外部委託業者の業務内容（新潟市土地評価システム事業委託仕様書より抜粋）

平成 18 年度	1.土地評価	基礎資料の作成
		状況類似地区設定
		標準宅地の選定
平成 19 年度		標準宅地の価格形成要因調査
		路線付設
平成 20 年度		路線の価格形成要因調査
		土地価格比準表作成
		路線価格算定
		鉄軌道用地調査
		公開用資料・報告書作成
	2.画地条件調査	
3.路線価算定システム	本庁に設置	
4.下落率検証支援図作成		
5.路線価公開時システム用データ作成		
	6.合併市町村評価統一作業	画地条件調査 評価替え用電算処理 筆の拾い出し 幅員 1.8m未滿路線処理

7. 縦覧制度、不服申立について

(1) 縦覧制度の概要

市町村長は、毎年3月31日までに、次の事項を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を作成し、毎年4月1日から4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。この縦覧の場所及び期間を市町村長はあらかじめ公示しなければならないものとされている（法415、416）。

土地価格等縦覧帳簿：所在、地番、地目、地積、価格

家屋価格等縦覧帳簿：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するのは、納税者が、他の固定資産の評価額との比較を通じて自分の固定資産の評価額が適正かどうかを判断できる機会を与えようとする趣旨によるものである。

固定資産課税台帳の閲覧

市町村長は、納税義務者その他の者（借地借家人等）の求めに応じ、固定資産課税台帳のうち、これらの者に関する固定資産について記載されている部分を閲覧に供しなければならない（法 382 の 2）。

新潟市においては、平成 15 年度税制改正により、納税義務者による自己の資産についての固定資産課税台帳の記載内容の確認のほかに、納税者が他の土地や家屋の価格との比較を通じて自己の土地や家屋の価格が適正かどうかを判断できるよう、他人の土地及び家屋の価格等縦覧帳簿についても縦覧に供する制度に改正されている。

近年の縦覧及び閲覧件数は下表のとおりである（平成 17 年度は、近隣市町村との合併分の増を含む。）。

年 度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
土 地	3,447 件	2,546 件	3,292 件	3,904 件	2,752 件
家 屋	2,933 件	2,148 件	2,877 件	3,428 件	2,281 件
償却資産	482 件	305 件	449 件	399 件	225 件
計	(4,111)	(2,148)	(2,135)	(4,649)	(3,161)
	6,862 件	4,999 件	6,618 件	7,731 件	5,258 件

（ ）中は、実人数

上記件数のうち、土地及び家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧件数

年 度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
土 地	79 件	12 件	31 件	32 件	11 件
家 屋	49 件	10 件	17 件	11 件	6 件
計	128 件	22 件	48 件	43 件	17 件

縦覧の期間

新潟市の近年の縦覧期間は以下のとおりである。

年 度	縦 覧 期 間
平成 17 年度	平成 17 年 4 月 1 日 から 平成 17 年 5 月 31 日
平成 18 年度	平成 18 年 4 月 1 日 から 平成 18 年 5 月 31 日
平成 19 年度	平成 19 年 4 月 1 日 から 平成 19 年 5 月 1 日
平成 20 年度	平成 20 年 4 月 1 日 から 平成 20 年 4 月 30 日

(2) 審査の申出の概要

固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村長から独立した中立的な機関として、市町村に固定資産評価審査委員会を設置するものとされている（法 423 ）。

審査の申出

固定資産税の納税者は、その納付すべきその年度の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日から納税通知書を受けた日後 60 日までの間において、または法 417 条 1 項の通知を受けた日から 60 日以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる（法 432 ）。

審査の決定

固定資産評価審査委員会は、審査申出書の提出があった場合においては、いわゆる形式審査を行ったうえで受理し、直ちにその必要と認める調査その他事実審査を行い、申出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしなければならないものとされている（法 433 ）。

審査の決定は、審査の申出が不適法であるときは却下し、申出の理由がないときは棄却し、申出に理由があるときは認容するものであるが、いずれも決定があった日から 10 日以内に、これを審査の申出人及び市町村長に対し文書をもって通知しなければならないとされている（法 433 ）。

(3) 賦課についての不服申立て

固定資産税の賦課処分を受けた者が、その賦課について不服があるときは、他の税の賦課処分に対する不服申立ての場合と同様に、法 19 条から法 19 条の 9 までの規定によるほか、行政不服審査法の定めるところによって、不服申立てができる。ただし、第 432 条 1 項の規定によって固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができる事項（評価額に対する不服申し立て）については、市町村長に対する賦課についての不服申立ての理由とすることができないものである（法 432 ）。

発生年度	不服申し立て (固定資産評価審査委員会)	異議申立て (価格以外)	計
平成 17 年度	2 件	1 件	3 件
平成 18 年度	5 件	1 件	6 件
平成 19 年度	3 件	1 件	4 件

平成 20 年度は、9 月時点ではなし。

A 2 償却資産に係る固定資産税（申告による賦課課税）について

1. 償却資産に係る固定資産税の概要

償却資産に係る固定資産税の納税者等の概要は、下記のとおりである。

(1) 課税の対象となる固定資産

課税の対象となる償却資産は、事業のために用いることができる構築物、機械、船舶、航空機、車両、器具、備品などである。

(2) 納税義務者

納税義務者は、償却資産課税台帳に所有者として登録されている人である。

(3) 税額の計算方法

償却資産の価格は、償却資産の所有者が毎年1月31日までにを行う1月1日現在の償却資産状況に関する申告に基づき、毎年評価し、課税標準となる価格を決定する。

(4) 免税点

償却資産 150 万円

2. 償却資産に係る固定資産税の賦課に関わる業務の概要

償却資産に係る固定資産税の申告書の発送	
申告書受付	
内容確認・パンチ	外部委託および一部資産税課で入力
評価計算・税額計算	
納税通知書・作成送付	

3. 課税対象の把握について

(1) 申告書の送付

対象企業の把握にあたっては、下記データを手し、対象と思われる事業者へ申告書を送付している。

データの種類	提供元	受取方法	受取情報	平成 19 年度 入手件数
法人市民税データ 1	税制課	システム	法人情報	836 件
保健所データ	保健所	紙	理美容、 クリーニング開廃業	3,522 件
建築行政課データ	建築行政課	紙	看板等の設置	84 件

- 1 1月から10月中旬までに新規設立届のあった法人については12月中旬に、10月中旬から12月末までに設立届のあった法人については1月初旬に申告書を送付している。

申告書送付対象先の選定については、免税点を超える投資がなされていないかどうかなども含め担当者の判断に任されており、対象となる可能性のある事業者すべてに申告書を送付されているわけではない。また、上司によるダブルチェックもなされていない。

申告書送付対象者のうち未申告の者に対し、4月または5月に申告督促ハガキを送付している。それでも申告がない場合、免税点以上の者を対象として9月頃電話等による督促を行っている。

(2) 申告漏れへの対応

申告漏れには、

申告すべき資産があるにもかかわらず未申告であるケース

申告はあるものの適正に申告されていないケース

の2種類が考えられる。

のケースについては、現在行っている新規設立法人データの取り込み、保健所・建築行政課データの利用に加え、所得税・法人税申告書（添付の減価償却明細等）の閲覧について税務署と協議しており、これにより法人税・所得税申告では減価償却資産があるものの新潟市に償却資産申告がされていないケースの捕捉を行うことを検討している。

のケースについては申告者に対する実地調査が必要となる。実地調査の方法としては、申告者を訪問し帳簿等を実地に確認する方法が原則であるが、補完的手続きとして、申告者から減価償却明細書・固定資産税台帳等の写しを送付してもらう方法も考えられる。しかしながら、次に述べるように実地調査は行われていない。

(3) 申告内容の検証・調査について

提出された申告書については内容をチェックしており、誤りや矛盾点がある場合は電話等で申告者に確認を行っている。

昭和56年7月1日付けで、「償却資産実地調査実施要領」が作成され、市のホームページでも公表されているが、実際の実地調査は行われていない。また、仮に実施する場合においても、要領の内容どおりの実地調査を行うことは、現在の陣容では困難である。

(4) 区役所との職務分担

償却資産に係る固定資産税の申告書は区ごとに作成することになっているが、事務効率の観点から資産税課で一括処理を行っており、区役所は申告書の受付事務のみを行っている。

参考:償却資産実地調査要領(市HPより)

償却資産実地調査要領

昭和56年7月1日

(実地調査)

- 1 固定資産税(償却資産)は毎年1月1日(賦課期日)現在における償却資産の現況によって評価された価格に基づいて課税するものであるから、法第408条の規定で「市町村長は固定資産評価員又は固定資産評価補助員にその市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも1回は実地に調査させなければならない。」とされている。

(実地調査による質問検査権)

- 2 調査のため必要がある場合、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は納税義務者又は納税義務があると認められる者、その他固定資産税の賦課徴収に関し、直接関係があると認められる者に対し、質問し、帳簿書類その他の物件を検査することができるものとされ、この質問検査に際して帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者、帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者、固定資産評価員等の質問に対して答弁しない者又は虚偽の答弁をした者は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられ、またその法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人に対しても同様に罰せられる。(法第354条)

(実地調査の目的)

- 3 償却資産の実地調査は、課税標準となる時価の適正な把握及び課税もれ資産の補足並びに課税の均衡保持を図ることを目的とし、犯罪捜査のためのものではない(法第353条)点に留意して、次の諸点を重点において実施するものとする。
 - (1) 減少資産の確認。
 - (2) 災害その他特別の事由により評価額を補正している資産の状況。
 - (3) 増加資産の取得価額の確認及び圧縮記帳の有無。
 - (4) 申告もれ資産(改良費を含む。)の有無。
 - (5) 課税もれ納税義務者の発見。
 - (6) 同種又は異種の業務との均衡保持。
 - (7) 免税点該当分及び非該当分の状況変化の有無。
 - (8) 非課税資産の把握・特例資産の把握。(該当資産の確認、適正か否かの有無等)

(実地調査の区分)

- 4 毎年度配布される業務実施計画等に基づいて、実地調査にあたる。

(実地調査の計画)

5 償却資産の実地調査は、税負担の公平性からすべての企業の所有する資産について、毎年 1 回は細部にわたって綿密な調査を行うことが望ましいが、その資産の変動の有無及び状況等について、評価上特に影響がないと考えられる場合を除き、評価事務上の時間的な制約をも考慮して、次の区分により調査計画を立てて、実地調査を行うものとする。

(1) 企業区分

ア 大規模企業（決定価格 1 億円以上） 56 年概調 154 社

イ 中規模企業（決定価格 1 千万円以上 1 億円未満） 56 年概調 912 社

ウ 小規模企業（決定価格 1 千万円未満） 56 年概調 10,500 社

(2) 調査期間等

実地調査を行う場合は、別に調査期間を定め、調査件数、調査人員等は企業区分により定める。

(実地調査の準備)

6 実地調査は、限られた期間内に行うものであるから、調査に先だち調査上必要な予備知識を養い、次の準備をするものとする。

(1) 実地調査の能率を図るため、調査を行う企業に対しあらかじめ調査日時を連絡し、企業の理解と協力を求めること。

(2) 調査の対象となる企業については、その申告書の内容（過去 2～3 年）を十分検討し、問題点があれば整理しておくこと。

（ 1．資産の増減状況。 2．特例資産の適否の検討等）

(3) 実地調査するための必要な資料の収集をしておくこと。

（会社の概要 < 1．企業の組織 2．業務内容 3．資産の概要 4．設備投資の実績及び計画等の概要聴取 >）

(4) 固定資産経理システムの状況について、その概要を聴取しておく。（会計事実の発生、確認、記録、分類、応用が具体的にどのような方法で処理されているかを把握する。なお、事前に会社組織図、決裁規定、会計事務取扱規則、フローチャート等の準備をしてもらって、実地調査の段階で会計伝票、会計帳簿等を参考に経理組織の事務が、どのような流れで処理されているか説明を受けた後調査する。

(調査の方法)

7 償却資産の実地調査は、原則として帳簿記録等の調査を基本とし、必要に応じて対物調査を行うものとする。なお、企業によっては、帳簿記録等を備えていないところもあるので、次の区分により調査するものである。

(1) 調査の対象となる帳簿記録等

- ア 仕訳帳（伝票）
- イ 現金出納帳，当座預金出納帳，支払手形記入帳
- ウ 総勘定元帳のうち固定資産勘定
 - 建物勘定
 - 建物附属設備勘定
 - 構築物勘定
 - 機械勘定
 - 船舶勘定
 - 車輛，運搬具勘定
 - 工具，器具，備品勘定
 - 建設仮勘定
- エ 固定資産台帳（減価償却明細書）
- オ 振替表（伝票）
- カ 貯蔵勘定
- キ 法人税申告書（写）
- ク 運転日誌，作業月報
- ケ 工事契約書等

以上の会計帳簿，帳票により，その償却資産の取得，除却，振替，管理等に関し，どのような帳簿，帳票が作成されているか，各帳票の責任部署，記載事項の確認チェック体制，システム等について聴取する。

- (2) 帳簿記録を備えている企業については，その帳簿等の保管している事務所等で帳簿等に基づいて申告書との照合を次により行うものとする。

ア 固定資産台帳等により，資産の区分に応じ，資産ごとに細目，取得時期，耐用年数，数量及び取得価額等を照合すること。ただし，大規模企業で資産件数が多く，全資産について照合することが困難な場合は，次の方法により行ってもよい。

- (ア) 資産の種類別に取得価額の合計額で対比する。この場合において，他市町村及び非課税資産がある場合は，当該資産の取得額を控除して行うこと
- (イ) 固定資産台帳等から，一定の資産を抽出して申告されている資産と照合する。この場合，申告書からも行うこと。
- (ウ) 資産の種類を区分（構築物，機械及び装置のごとく）し，区分した資産についてのみ資産ごとに照合し，他の区分の資産については，次回の調査で行うこと。
- (エ) 取得価額には，引取運賃，据付費等も含まれるので，機械装置を購入した場合には，取得時において，それら通常支出すべき金額が算入されているかどうかを，物品購入伝票等により調査する。
- (オ) 取得年月の調査については，物品購入伝票に記録されている年月は，代金

支払日であるが、代金の支払は1か月、場合によっては2か月程度遅れることがあるため、その分だけ資産計上も遅れることになるので、取得年月は何を基準に記録されているかについて調査する。(物品購入伝票、固定資産振替伝票、納品書、検収調書、固定資産台帳)

(カ) 除却年月の調査についても、取得年月と同様。(固定資産除却伝票、固定資産振替伝票、固定資産除却報告書、固定資産台帳)

(キ) 固定資産の振替は、通常、供用場所、使用目的等を変更したとき設備科目を入れ替えるため、物品の供用を廃止し廃棄物品として貯蔵品勘定等へ振り替えるため、建設勘定の資産を設備勘定へ振替え計上するために用いられるが、供用場所、使用目的等の変更の場合に、振替資産が特例適用資産の場合、振替後の特例の適用はいかにしているか、また、振替後の科目において新規取得資産として処理される事例が多いが、いかに処理されているかについて調査する。(振替伝票)

(ク) 償却資産においては、圧縮記帳は認められないので、圧縮記帳による圧縮分はどのように表示されているか、あるいは取得価額から控除されている場合には、申告に際してどのようにもどしているかを調べる。

(3) 建設仮勘定の調査

建設仮勘定に計上されている資産のうち、賦課期日現在事業の用に供し、又は供し得る状態にある資産は課税客体となるので、注意して調査する。

ア 建設仮勘定の意義

建設等により資産を取得する場合、仮勘定を起こし、暫定的に工事費を計上しておき、工事の完成又は使用開始と同時にその累計額を精算(資産の種類金額を勘定科目に仕訳することをいう)し、設備(固定資産)勘定(建設仮勘定に対して、本勘定ともいう)に振り替えて計上するわけであるが、固定資産勘定に振り替えるまで経過的に設けられるのが建設仮勘定である。

建設仮勘定は、本来二以上の決算期にわたる長期的なあるいは大規模な工事で、一度に精算が困難なものについて設置すべきものであるが、一般に便利なことから濫用されやすく、場合によってはすべての資産の取得について使用されることもあるので注意する。

イ 建設仮勘定の性格からして建設仮勘定の設置基準を定めておく必要があるので、建設仮勘定の設置基準は定められているか調査する。

ウ 建設仮勘定の12月末現在の残高について、工事計画書及び工事発注書等に基づき、工事の内容及び工事予算の執行状況により工事の進行過程を調査し、工事完成通知書の有無を質して、対物調査の対象とすること。

エ ウにより工事完成通知書等のある場合は、運転日誌、作業月報により、当該資産の稼働の有無を調査した上で、課税客体となるか否かを確認すること。

オ 建設仮勘定は、あくまでも建設による取得について使用するものであるから物

品の取得について建設仮勘定を用いることは適当でないので、物品の取得について建設仮勘定をしようしていないかどうか調査する。(建設仮勘定台帳, 建設仮勘定科目一覧表)

カ 精算(概算)振替については、事務量にもよるが、企業によっては、期末にまとめて行い、中途で行わない場合もある。しかし、このような場合でも、固定資産の申告事務のため、一定の工事規模を基準として、12月までに精算を行っているケースがみられるが、固定資産上は、完成又は使用開始されたすべての資産について精算すべきであるので、精算事務は何課で、何時行っているか調査する。(建設仮勘定台帳, 精算書, 工事竣工届, 検収調書, 概算振替計算書, 固定資産振替伝票)

キ 工事によっては、使用開始後も残工事、追加工事があるため、一度に精算を行うとすると相当の期間を要する。このような場合には、完成又は使用開始と同時に概算振替を行い、その後精算により補正すべきであるので、概算振替を行っているか調査する。(建設仮勘定台帳, 精算書, 工事竣工届, 検収調書, 概算振替計算書, 固定資産振替伝票)

ク 精算は、建設中の利子、旅費、人件費を建設価額に配賦して行うが、このために精算基準は必要であるが、精算基準は定められているか調査する。(建設仮勘定台帳, 精算書, 工事竣工届, 検収調書, 概算振替計算書, 固定資産振替伝票)

(4) 取替資産の調査

取替資産工事は、通常建設仮勘定に常設されている場合が多い。改良部分(資本的支出部分)の認定も工事口全体として行われる場合が多いが、改良部分の具体的な認定方法はどうか、改良部分の設備勘定への振替計上は、期末に行われる事例が多いが、工事の都度、設備勘定へ計上されることが望ましい。改良部分の資産計上の時期はいつか。除却価額は50パーセントが限度であるが、除却価額の算定は適正か調査する。(建設仮勘定台帳, 精算書, 固定資産振替伝票)

(調査の留意事項)

8 資本的支出については、税務会計においては、本体に加算して処理することとされているが、償却資産においては、資本的支出を一つの資産としているので、合算して申告されている場合は分離して申告するよう指導すること。なお、資本的支出はともすると申告(税務否認を受けた場合は特に注意)もれとなる恐れがあるので留意する。また、資本的支出と修繕費の区分は、実務的には明確でないので、法人税法施行令132条あるいは法人税個別通達(資本的支出、修繕費に係る法人税の取扱)を基準としているようだが、企業内において、資本的支出についての認定、取扱基準は定められているか、基準のない場合、どう判断しているか調査する。

9 貯蔵品勘定は、流動資産に属し、通常、原材料、売却予定廃棄物品等が勘定されるものであるが、企業によっては、物品、原材料等を資材センター等で一括して購入し管

理することがあり、この場合、すべて貯蔵品勘定で経理することが多い。

貯蔵勘定で経理されていても、いわゆる固定資産勘定に属すべきもので、しかも事業の用に供することができると思われるものは、固定資産税の課税客体となるものである。したがって、貯蔵品勘定にはどのような資産が計上されているかを調査する。

10 企業によっては、建物附属設備等について、建物と区分することなく処理している場合があるので、固定資産台帳の建物についても一応調査すること。

11 建物附属設備が償却資産に該当するかどうかの認定はきわめて困難な場合が多いが、企業の固定資産税における償却資産の範囲についての認識不足から申告もれとなることがあるので特に留意して調査すること。

12 簿外資産、遊休資産であっても固定資産税の課税客体となるので、簿外資産、遊休資産はないか、また、あるとするならば、それらの資産はどのように経理されているかについて留意して調査すること。

13 耐用年数1年未満又は取得価額が20万円未満の少額資産については、資産計上しなくてもよいこととされているが、固定資産税においても法人税法上資産計上しなかったものについては、課税客体としなくてもよいとされており、少額資産として営業費用に計上する基準が定められているかどうかの点に留意し調査する。

14 最低価額（法人税法上は償却可能限度額）は5パーセント（取替法にあっては50パーセント）になっているかどうか。

なお、経理簿上減価償却済で、減少資産として申告したが、実際には事業の用に供している資産があるかどうか留意して調査する。

15 移動性、可動性の償却資産については、主たる定置場又は定けい場所在の市町村において課税することになるが、その資産の使用状況、管理状況等を稼働日誌等から把握し、課税権を有するか否かの判断をする。

16 納税義務者において、前年度評価額を不適正と主張する場合又は当該年度の価格決定に不服を申し立てることが予想される場合は、特に注意して必要資料を記録する。

17 リース資産については、リース契約書の提示を求め、添付されているリース資産の明細書をも提示を求める。もちろん必要がある場合、それらの書類の写しを求めてさしつかえない。

（対物調査）

18 帳簿調査が終了した段階で、なお、実際に現物にあたらなければ解明しえないかあるいは現物にあたっていた方が問題点を一層明確に解決しうると考えられる場合は、対物調査を実施する。

（1）帳簿記録を備える企業

ア 帳簿記録を調査した資産から抽出したもの、又は課税客体の判定が困難な資産を現物と照合し、調査すること。なお、建物附属設備で判定が困難な場合は家屋調査係と連絡し、重複課税を避ける。

イ 建物仮勘定に経理されているもので、賦課期日現在までに完成し、稼働見込みのものについて現況を調査し確認すること。

ウ 用途廃止資産がある場合は、動力系統、配管等の切断、設備の解体程度を調査し、現実に廃止しているかどうかを確認するものとする。

エ 災害その他特別の事由により減免する資産がある場合は、資産の概況その他を記録しておくこと。

オ 帳簿記録に固定資産として計上されているが、現物がない場合は、企業が挙証できるもの限り、課税客体から除くものとする。この場合、納税義務者より賦課期日後の最初の決算期において損金に算入する旨の念書を提出させることが必要である。

カ 特例及び非課税に該当する資産については、その使用状況等の実態を確認する。

(2) 帳簿記録のない企業及び帳簿記録の不備な企業

ア 申告された全資産について、資産の種類に応じて資産ごとに現物と照合する。

イ 不申告の企業の場合は、当該工場又は事業所の資産構成を把握し記録し、取得価額等を調査すること。取得価額及び取得時期が不明な場合は、評価基準に基づき算定するものとする。

A 3 住民税について

1. 市民税の賦課・申告のための所得情報の把握について

1.1 個人市民税

(1) 個人市民税の概要

個人市民税の課税対象等の概要は下記のとおりである。

納税義務者

その年の1月1日に新潟市に住所がある人(均等割と所得割)

その年の1月1日に新潟市に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷がある人(均等割)

平成20年度分から、その年の1月1日に新潟市に住所がある場合でも住居のある区とは別の区に事務所・事業所または家屋敷がある人は、その分の均等割が課税されている。

個人市民税のかからない人

I. 均等割も所得割もかからない人

- 生活保護法による生活扶助を受けている人
- 障がい者、未成年者および寡婦または寡夫で、前年中の合計所得金額が125万円以下の人(給与の収入額では、204万4000円未満、公的年金等の収入額では、65歳未満の場合は216万6667円以下、65歳以上の場合は245万円以下)
- 前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人
$$31万5000円 \times (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 18万9000円$$

(18万9000円の加算は、控除対象配偶者または扶養親族のいる人のみ)

II. 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人

$$35万円 \times (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 32万円$$

(32万円の加算は控除対象配偶者又は扶養親族のいる人のみ)

(2) 個人市民税の賦課の業務の概要等

個人の所得の把握方法としては、大別して確定申告による方法と給与所得者等の勤務する法人・個人からの給与支払報告書、公的年金等支払報告書による方法に大別される。

賦課のプロセスは下記のとおりである。

プロセス	摘要
1. 課税資料の収集	給与支払報告書 公的年金等支払報告書 確定申告書 市民税申告書 等

2. 課税資料の補記	入力のための資料内容の点検と補正
3. 資料のスキャニング	資料を閲覧できるようにスキャニングを行う
4. 電算入力	課税資料の内容を入力
5. 入力データチェックリスト処理	入力ミスの確認修正等
6. 宛名情報とのマッチング	カナ氏名と生年月日で賦課期日の宛名情報とマッチング
7. 自動集計内容の確認	同一納税者に複数の課税資料がある場合の確認
8. その他のリスト処理	
9. 納税通知書発送 税額通知書発送	特別徴収納税義務者（5/15 頃） 普通徴収納税義務者（6/15 頃）
10. 未申告者に催告	再度申告書の送付
11. 未申告者調査	現地調査申告指導

データ入力は当初賦課時においては外注、その後は職員によるオンライン入力

(3) 課税対象の把握について

上記プロセスの1（課税資料の収集に相当）

給与所得者について

給与所得者に係る市民税は事業者が給与から特別徴収をして市に納税することになっている。具体的には、前月の給与から天引きした分を翌月10日に金融機関等を通して納付することになる。

12月初旬に新潟市で特別徴収を行っている者へ給与支払報告書（個人用）の表紙となる新潟市仕様の総括表を送付する。

事業者が適切に給与支払報告書の提出を行わない場合は、個人が確定申告を行わないと所得は捕捉できないことになる。

税務署と共同で年末調整説明会を実施し、給与支払報告書の提出・特別徴収未実施の事業所に対し特別徴収のお願いをしている。

確定申告を行う者について

所得税の申告書は税務署より対象者に送付されるので、毎年3月15日までに前年分の確定申告書を税務署に提出する。確定申告書には市民税申告用も含まれているので、税務署から市民税部分を入手する。

所得税と市民税の基礎控除などが異なるため、所得税はかからないが市民税がかかるケースも存在する。前年の市民税申告者と退職者には市民税申告書を送付している。

(4) 課税漏れに対する対応について

課税漏れの可能性については下記の2点が考えられる。

資料の入手段階での漏れ

そもそもの課税資料を入手できないという可能性としては下記が考えられる。

- 事業者が新規に事業を開始して事業開始届が提出されていないケース
税務署や市に事業開始届を提出していれば年末調整説明会の案内等を通して給与支払報告書の提出を届けることができるが、税務署にも市にも届け出がされていない場合は、そもそもの情報を把握することができない。
このケースは、事業者に雇用されている人が自ら確定申告を行わなければ把握できないと思われる。
- 事業者が源泉徴収をしていない等、給与支払報告書を作成しないケース
個人が確定申告をすれば、捕捉できるが個人も確定申告をしなければ分からない。
- 資料の督促をしても提出をしないことによる漏れ
特別徴収でも確定申告でも督促をしても提出しないケース

入手資料のチェック段階での漏れ

入手した資料は、29種のチェックによりエラーを防いでいる。約47万件のデータの内、エラー率は10%程度とのことである。

しかし、そもそもの提出データの正確性については、実地の調査をしなければ担保できないと思われる。国税による源泉税の調査により、間接的に是正される場合はある。

入手したデータの主要なチェック処理

- 同姓同名同一生年月日者のチェック
- 1月1日をまたいだ転入・転出者のチェック
- パンチデータの内容の誤りの可能性のあるもののチェック
- パンチデータの宛名・生年月日の人物の不存在データのチェック
- 昨年は給与報告書を提出したが、本年は提出されない事業所の確認
- 確定申告書（市民税分）と給与支払い報告書との整合性のチェック
- 申告書、給与支払い報告書が複数存在する人のチェック
- 外国人について課税権があるかどうかのチェック
- 前年と新年度の特徴指定番号が異なる人についての確認
- 1月2日以降に亡くなった納税義務者についての相続人設定
- 扶養のひもづけの確認 等

(5) 申告内容の検証・調査について

申告内容の整合性については、エラーチェックで抽出されたものにつき問い合わせ等

を行っている。特別徴収事業者や確定申告を行った内容の事実確認のための現地調査は行っていない。

(6) 区役所との業務分担

区役所との業務分担は下表のとおりとなっている。

本来区の税務課で行うべき業務も効率等を考え、一部税制課で行っている部分もある。

個人市・県民税課税の流れ

財務部 税制課

時期	業務	内容	課税事務	担当
12月初旬	特別徴収総括表発送	新潟市で特別徴収を行っている者へ給与支払報告書(個人用)の表紙となる、新潟市仕様の総括表を送付		税制課
1月1日	賦課期日	課税対象者確定		税制課
1月31日	給与支払報告書提出 公的年金等支払報告書提出	給与支払者から給与の支払い状況の報告書の提出 公的年金等の支払者から年金の支払い状況の報告書の提出	提出書類の受付 区受付分は税制課へ回送	税制課
2月初旬	市・県民税申告書発送	市・県民税申告対象者を抽出し申告書を送付		税制課
2月16日 ~3月15日	市・県民税申告受付	区役所が開設する申告相談会場で申告受付 (所得税の確定申告書の受付を含む)		区税務課
2月16日 ~3月15日	確定申告書受け取り	税務署で受付された確定申告書住民税用を受け取る		区税務課
1月下旬 ~3月31日	課税資料処理 エラーリスト処理	給与支払報告書の点検・入力 項目チェックリスト(内容に矛盾)・アソシエイト(該当者なし)出力 市・県民税申告書・確定申告書住民税用点検・入力 項目チェックリスト(内容に矛盾)出力	点検後、種類ごとに束ねパンチへ リストを基に修正してオンライン入力	税制課 区税務課
4月初旬	課税資料合算処理	1人について複数の課税資料がある場合電算上で名寄せ、合算 リストを出力	名寄せ・合算が正しいか確認し 誤りはオンラインで修正入力	区税務課
3月下旬 ~5月末	各種確認リストによる処理 課税資料の他市町村回送 住所他照会・所得照会等 課税権通知	各種の確認を要するものをリスト出力 新潟市に課税権がない資料を該当市町村に回送 新潟市に住所があり、住民登録がない者に住民登録地を照会 新潟市に課税権がある者の住民登録市町村に課税権通知送付 市外の被扶養者について該当市町村に所得照会	出力されたリストを点検し、誤りは オンラインで修正入力 回答を基にオンライン入力	区税務課 税制課
5月15日頃	特別徴収税額通知書送付	特別徴収義務者あて税額通知書送付 (特別徴収義務者用)(納税義務者用)		税制課
6月15日頃	納税通知書送付	納税義務者に納税通知書送付		税制課
8月中旬	未申告者に催告	未申告者に対し再度申告書を送付し申告を促す		税制課
9月~12月	未申告者調査	催告後も申告しない者のリスト出力、現地調査申告指導		区税務課

事務処理区分について、個人の賦課に関するものは区税務課、特別徴収義務者に関するものは税制課として処理することと定められているが、事務の効率等の理由から、給与支払報告書の処理・同リスト処理・納税通知書等の発送・各種出力リストの区分け等は税制課が行っているが、税制課に過度の負担がかかっていることから、事務体制を見直し、適正な事務配分となるように検討する。また、平成21年度から公的年金等からの特別徴収が実施されることから、この処理体制も確立する必要がある。

調査時点現在、個人市民税に係る業務を3か所程度の税務事務所に集約する案が検討されている。

1.2 法人市民税の申告に係る業務の概要等

(1) 法人市民税の概要

法人市民税の課税対象などの概要は下記のとおりである。

納税義務者

区分	納める税額	
	均等割	法人税割
区内に事務所・事業所がある法人		
区内に事務所・事業所はないが、寮や保養所などがある法人		-
法人でない社団や財団（代表者又は管理人の定めのある）で区内に事務所・事業所や寮などがあるもの		収益事業あり
		収益事業なし -
法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課税される個人で区内に事務所・事業所を有する者	-	

均等割

資本金等の額	区内の従業者数の合計数	
	50人を超えるもの	50人以下のもの
50億円を超える法人	300万円	41万円
10億円を超え50億円以下の法人	175万円	41万円
1億円を超え10億円以下の法人	40万円	16万円
1千万円を超え1億円以下の法人	15万円	13万円
1千万円以下の法人	12万円	5万円
上記以外の法人など	5万円	

法人税割

課税標準

法人税割は国（税務署）に申告した法人税額が計算のもとになる。

法人等の区分	税率
保険業法に規定する相互会社 資本金の額または出資金の額が1,000万円以上の法人 資本金の額または出資金の額が1,000万円未満で、課税標準となる法人税額が年210万円以上の法人	14.7%
解散または合併した場合の清算所得（清算予納及び残余財産の一部分配を含む。）に係るもの	

資本金の額または出資金の額が 1,000 万円未満で、課税標準となる法人税額が年 210 万円未満の法人	13.5%
--	-------

(2) 所得把握に関わる業務の概要

プロセス	摘要
1.法人市民税申告書発送業務	
2.法人市民税申告書受付業務	入力のための資料内容の点検と補正
3.申告書仕分業務	
4.法人へ確認	課税資料の内容を入力
5.申告書パンチ処理	入力ミスの確認修正等
6.エラー処理の問い合わせ	
7.課税額の確定	

(3) 課税対象の把握について

新設法人・事業所開設等の把握

原則は法人が設立・設置等をした場合、30 日以内に届出をすることになっている。

届出が提出されない法人の把握方法は下記のとおりである。

A 内部の他部署等からの情報提供による把握の流れ

内部の他部署から情報提供があり、台帳で確認したところ未届であることが判明した場合には、電話・郵送で届出を依頼する。それでも届け出がなされない場合には、職権で仮登録を行うと同時に法務局に対し登記請求を行う。その後も届出が提出されるまで電話・郵送により届出を催告する。

内部の他部署からの情報提供は、具体的には、次のとおりである。

I. 事業所税担当からの情報提供

- ・ 大規模商業施設に設置している店舗リスト（事業所用家屋貸付等申告書）の提供
- ・ 事業所税申告書の提供（設立の届出が未届の場合）

（注）設立の届出を法人市民税の確定申告書と同時に出してくる法人もある。

法人市民税には申告書の提出期限の延長の制度があるが、事業所税は延長の申告がない。該当法人が延長申請していると事業所税と法人市民税は同じシステムを使用しているため、職権登録しないと事業所税の申告も宙に浮いた状況になる。

II. 特別徴収担当より特別徴収の各種届出の情報提供

- ・ 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

- ・ 特別徴収切替依頼書
- ・ 特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

(注) 特別徴収しているからといって、法人の事務所があるとは限らないので事務所が市内にあるかの確認が必要。

III. 区政・コミュニティ推進課より NPO 法人の認証・変更の通知

NPO 法人は収益がなければ減免になるが、非課税と勘違いをしている未届法人もある。解決策として今年度より区政・コミュニティ推進課と NPO 法人の設立を支援している市の施設の情報センターに設立・異動時の法人市民税の届出の提出依頼のチラシを設置した。

IV. 各区税務課からの情報提供

職権登録をした場合、実際の届出がなされるまで納税証明、営業証明が発行されないよう制限をかけているため、証明書の請求があった時点で情報の提供を依頼している。

B 外部からの情報提供(今年度中に実施に向けて県と調整中)

県税事務所(市で把握している設立届リストと県への設立届を照合し、未届法人を把握する。)

税制課で県に照会したところ、データとしてリストを渡せないが、その場で該当法人の新設届をコピーすることは可とのことである。

C 納付からの把握

納税だけして届出をしていない法人について、1 法人につき 3 回届出依頼しても提出が滞っている法人については、納付された金額が宙に浮かないようにするため職権登録をしている。この場合、代表者、資本金等が分からないため、その後も請求依頼を行っている。新潟市内に本店のある法人の場合は法務局から登記を公用請求し正確な台帳になっているが、届出の依頼は登録後も行っている。

新設ではないが、送付先の変更等が納税課で分かった場合、送付先変更依頼書を提出してもらっている。

(4) 申告漏れに対する対応について

決算月後に申告書を各法人に郵送しているが、それが戻ってきた場合は、電話での問い合わせや代表取締役の自宅への問い合わせなどを行って対応している。また、帝国データバンクのデータベースで破産等の情報、社会保険の脱退の状況なども入手して連絡のつかない法人の情報の更新をしている。

なお、申告書を送付しても納税及び申告がないケースについて、そのまま放置されており、納税及び申告を行うよう督促を行っていなかった。

(5) 申告内容の検証・調査について

申告内容のチェックは、163項目にわたり、システムチェックが行われており、不整合部分等は問い合わせを行っているが、現地に赴いての調査などは行われていない。

(6) その他

区役所との職務分担

税制課で集中処理を行っており、各区役所は申告書等の受取窓口となっている。

2. 事業所税の申告に係る業務の概要等

(1) 事業所税の概要

事業所税の納税義務者等の概要は下記のとおりである。

納税義務者

新潟市内の事業所等で、事業を行っている法人または個人

課税標準

■ 資産割の課税標準

法人は事業年度終了の日、個人は12月31日現在の事業所床面積

■ 従業者割の課税標準

法人は事業年度中、個人は1月から12月に支払われた従業者給与の総額

税率と税額の計算方法

■ 資産割 事業所の床面積×税率（1㎡当たり600円）

床面積が、1,000㎡以下の場合は課税されない。

■ 従業者割

従業者給与の総額×税率（0.25%）

従業者が100人以下の場合は課税されない。

ただし、事業所の床面積が800㎡を超える場合や従業者数が80人を超える場合は、納付すべき事業所税がなくても申告をしなければならない。

(2) 事業所税の申告に関わる業務の概要

1.事業所税申告書発送業務	法人は決算月の翌月に発送
2.事業所税申告書受付業務	入力のための資料内容の点検と補正
3.申告書入力処理	

(3) 課税対象の把握について

新規課税対象の把握は、事業所面積、従業員の人数等により、市側では関連情報を収集して申告書を送付することにより、申告を促す形となる。

課税対象となる前から、申告を促すため、納税額の発生しない、床面積が800㎡ある

いは従業者数が 80 名を超えと思われる法人を把握し、申告書を送付している(条例 146 条の 7)。

新規申告書送付先の把握方法

- 固定資産(家屋)の合計延床面積が 800 ㎡超であるもの(資産税課より)
- 「建築確認申請」の合計延床面積が 800 ㎡超であるもの(建築行政課より)
- 情報媒体(新聞・広告)の情報から課税対象と思われるもの(担当者)
- 法人市民税の均等割人数が 80 人を超える法人(法人市民税担当より)

その他の入手情報

不動産の貸主に事業所用家屋貸付等申告書の提出を求めている(条例 146 条の 8)。

- (4) 申告内容の検証・調査について
書類上での不備についてはチェックしているが、現地に赴いての調査等は行っていない。
- (5) その他
事業所税関連業務は本庁一括であり、各区役所は申告書の受け付けなどの窓口業務のみを行っている。
- (6) 問題点等
事業所用家屋貸付等申告書の提出の督促について、現在は上記申告書の提出は不動産のオーナーの善意に頼っているように見受けられる。大規模施設のオーナーなどには積極的に提出の働きかけをするべきではないかと考える。
各種広告やインターネットの HP などから事業所の設置情報等を入手し、努力されている。しかし、その努力が担当者個人の資質にかかっているように見受けられる。さらに、組織としての対応を推進していくべきと考える。

B 行政サービス部門における監査結果

1. 行政サービス部門への監査に係る概括

(1) 行政サービス部門における監査視点

地方自治体として市役所が担う行政サービスのうち、そのサービス内容や徴収される手数料等が市民の所得・資産を基準としているものが、数多く見受けられる。今回の外部監査においては、この所得・資産を基準とした行政サービス（以下「所得基準行政サービス」という。）に対して、以下の視点から監査を行った。

- 各部署における所得基準行政サービスの業務内容等の把握
- 所得基準行政サービスに係る情報の入手経路等の把握
- 入手した所得又は資産に係る情報の管理・活用状況の把握
- 入手した所得又は資産に係る情報の検証業務の状況
- 管理している所得又は資産に係る情報の共有化の状況

今回の所得基準行政サービスに係る外部監査は、これらの監査視点から各部署へヒアリング等を行うことにより、各部署の所得基準行政サービスに関する業務について問題等の検証を行い、改善すべき事項等の指摘を行うものである。

(2) 所得・資産を基準とした行政サービスを提供している部署

今回の外部監査の対象となる行政サービス部門、つまり、所得・資産を基準とした行政サービスを提供している部署（以下「行政サービス部署」という。）には以下の各部署が該当しており、これらの所得基準行政サービスのすべてを対象として、上記の監視視点からヒアリングを行った。

- 健康福祉部 - 健康福祉総務課、保育課、こども未来課、高齢介護課、障がい福祉課、保健所健康衛生課
- 市民生活部 - 保険年金課
- 建築部 - 住環境政策課、建築行政課
- 下水道部 - 経営企画課
- 教育委員会 - 学務課、保健給食課

(3) 所得・資産に係る情報の入手経路の類型

上記の行政サービス部署が、市民の所得又は資産に係る情報を入手する一般的な経路について整理しておく、当該情報は市役所の外部情報に依拠するものと内部情報に依拠するものと大きく区分できる。

外部情報に依拠するものの入手経路としては、サービス対象の市民からの提出等によるもの〔第1類型〕と、他の行政機関等への照会等によるもの〔第2類型〕の2通りが考えられる。

内部情報に依拠するものの入手経路としては、市役所内の他部署からのもの〔第3類型〕

例えば、住民税に係る情報をパソコンにより照会・入手することなどがあげられる。

このように、行政サービス部門が市民の所得又は資産に係る情報を入手する一般的な経路としては上記の3類型があげられ、以下における情報の入手の検討については、これら3類型をベースに行うこととする。

(4) 市全体としての所得・資産に係る情報利用のシステム構成の概要

行政サービス部署が情報を市役所の内部から入手する場合には、必要な情報を印刷して紙などの媒体により入手することもありえるが、多くの場合には連携構築された業務システムにより電子データの入手又は閲覧等がなされているところである。

そこで、以下に市全体の業務システムの構成及びその連携状況等について確認しておくこととする。

イ 基幹業務システムの構成

新潟市の基幹業務システムの構成は、その構築の段階からみて大きく3つのパートに区分することができる(「基幹業務システム連携概念図」を参照)。

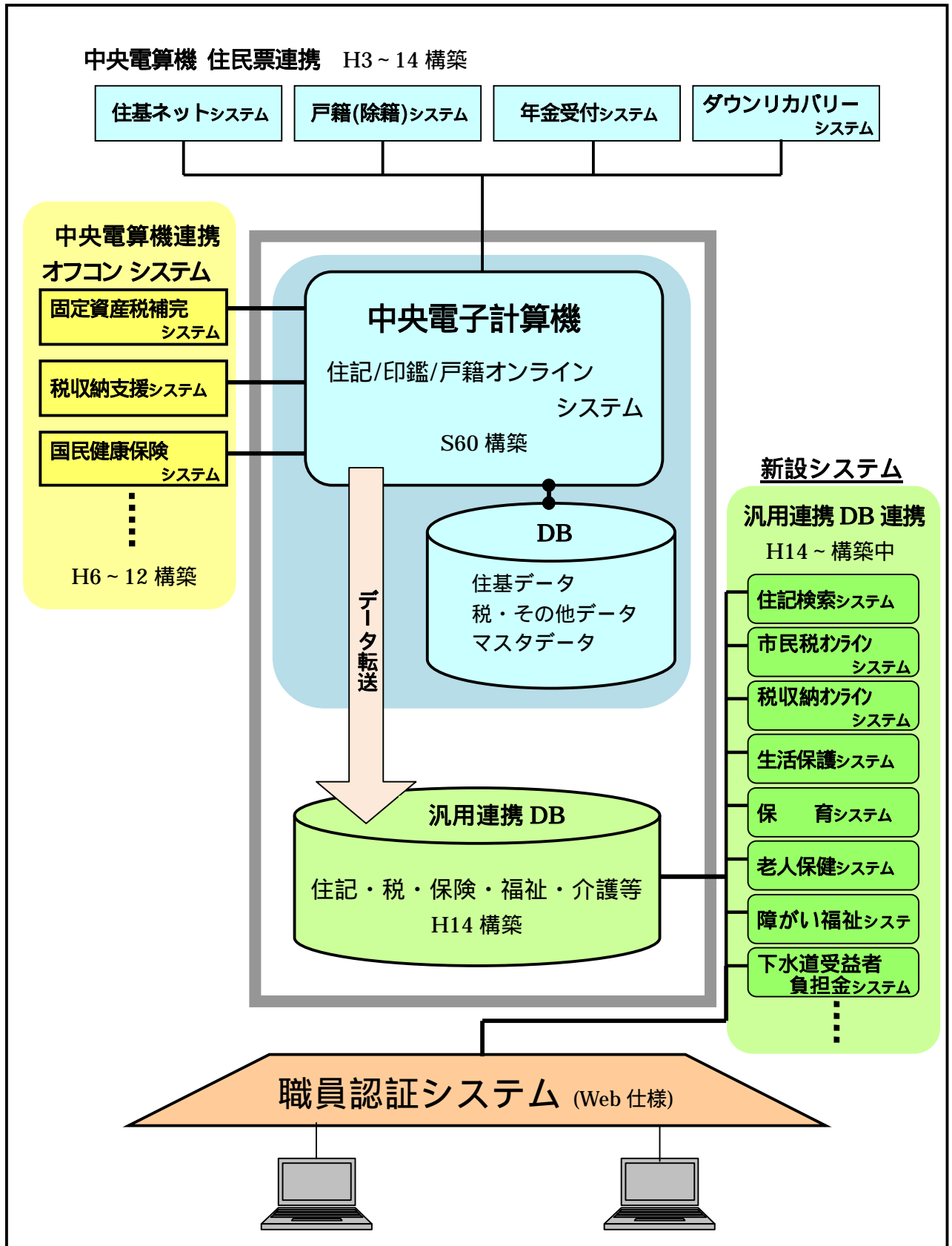
第1に、基幹業務システムの中心的存在は「中央電子計算機及びそのDB(データベース)」である。これらは昭和60年に設置されたものであり、この中央電子計算機とオンラインでリアルタイムに処理がなされている業務として、平成3~14年に構築された住民票連携システムである「住基ネットシステム」、「戸籍(除籍)システム」、「年金給付システム」等があげられる。

第2に、固定資産税事務の補完、国民健康保険事務などにコンピュータ処理を導入するため、これらの各課にオフコンが設置され、これらオフコンと中央電子計算機と連携させる「中央電子計算機連携オフコンシステム」が構築された。これらはオフコンが一般的であった平成6~12年までの時期に導入されたものであり、この方式のシステムとしては「固定資産税補完システム」、「税収納支援システム」、「国民健康保険システム」、「障がい者支援システム」等があげられる。

第3に、平成14年に構築された「汎用連携DB」と各課に設置されたサーバシステムとの連携により業務処理を行うものであり、現状においては新設システムとしてこの方式により、基幹業務システムの構築が進められているところである。この方式のシステムとしては、「住記検索システム」、「市民税オンラインシステム」、「税収納オンラインシステム」、「生活保護システム」、「児童手当システム」等があげられる。

汎用連携DBには、中央電子計算機のDBから転送されたデータと各課のサーバシステムから転送されたデータが蓄積されており、情報の共有化はこの汎用連携DBを介するか直接に各課のサーバに照会することでなされている。

基幹業務システム連携概念図



ロ 他課の電子データの入手又は閲覧等に係るセキュリティ

職員が連携構築された業務システムにより他課の電子データの入手又は閲覧等を行うためには、当該職員にその資格が与えられているかを判定するシステムである「職員認証システム」による認証が必要となる。

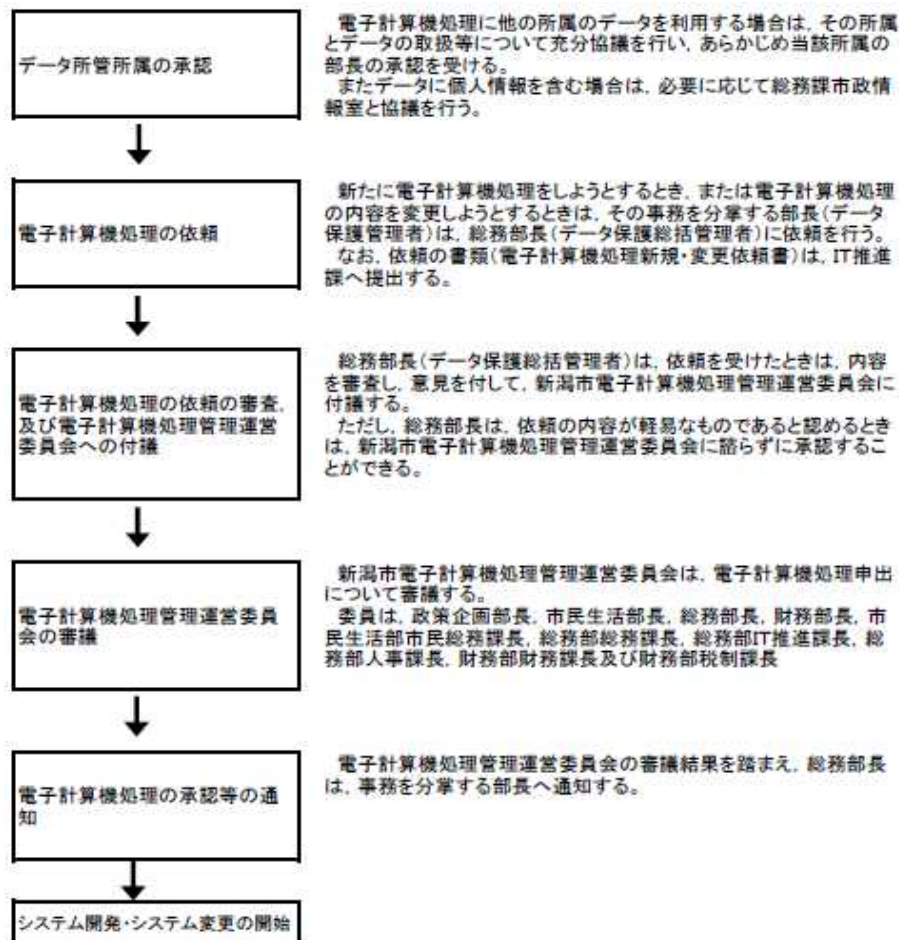
この職員認証システムにより、各職員のパソコンの画面にはその職員にアクセスが許可されているシステムしか表示されないようになっている。

なお、職員認証システムによりアクセスが許可されたシステムについて、それでそのシステム内のすべての情報の閲覧等が可能となるわけではなく、各課のサーバシステムにおいてアクセスしてきた職員ごとに閲覧等ができる情報の範囲が制限されている。

したがって、他課の電子データの入手又は閲覧等に係るセキュリティは、「職員認証システムによる各課のサーバシステムへのアクセス許可」と「各課のサーバシステム内における各職員への閲覧等情報の範囲制限」による２段階方式となっている。

ハ 新規に他課の電子データの入手又は閲覧等を許可するための手続き

新規に他課の電子データの入手又は閲覧等を許可するためには、そのためのシステム変更の承認を受ける必要があり、その手続きは以下のようにになっている。



2. 各部署における所得基準行政サービスの業務内容、情報の入手経路、管理・活用状況等

所得基準行政サービスを提供している部署としては、前述したとおり、健康福祉部、市民生活部、建築部、下水道部及び教育委員会があげられるところであるが、これら各部署における所得基準行政サービスの業務内容、情報の入手経路、情報の管理・活用状況等に係るヒアリング内容については、以下のとおりである。

(1) 健康福祉部

健康福祉部における所得基準行政サービスの提供は、健康福祉総務課、保育課、こども未来課、高齢介護課、障がい福祉課及び保健所健康衛生課においてなされており、その業務数は健康福祉部全体で 57 業務にも及んでいる。

イ 健康福祉総務課

(イ) 所得基準行政サービスの業務内容

健康福祉総務課の所得基準行政サービスに係る業務は、「生活保護業務」であり、これは生活保護法による国の法定受託事務である。

生活保護は、病気や事故で働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったりなど、何らかの原因によって生活に困っている人に対し、その程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるように支援する制度である。

生活保護の内容としては、以下の 8 つの扶助があげられる。

1	生活扶助	衣食や光熱水費など日常生活に必要な費用
2	教育扶助	小・中学校の教育費、学級費、給食費などの費用
3	住宅扶助	家賃、地代などに必要な費用
4	医療扶助	病気やけがの治療に必要な費用
5	介護扶助	介護サービスが必要な場合の費用
6	出産扶助	出産に必要な費用
7	生業扶助	生業費、高校就学費用や技能習得に必要な費用
8	葬祭扶助	葬儀に必要な費用

生活保護の実際の業務は各区の福祉事務所が行っており、本庁（健康福祉総務課）は各福祉事務所の監査を行っている。すべての区で福祉事務所を設置し、副区長が福祉事務所長を兼ねている。生活保護家庭への直接の相談、調査、指導等については、各区の福祉事務所の生活保護担当員（以下「ケースワーカー」という。）が行っており、ケースワーカーは市全体で 62 名おり、一人当たりの担当世帯数は平均約 90 世帯となっている。ケースワーカーには、社会福祉主事の資格を持った職員がなっている。

ケースワーカーの行っている日々の業務としては、以下のものがあげられる。

- 生活保護新規開始ケースの処理
- 保護世帯への訪問調査
- 訪問調査記録（ケース台帳）の作成
- 収入申告書や求職活動報告書などの文書類の発送及び確認
- 収入変動や入退院等による保護費の認定変更
- 自立に向けた援助や指導活動

生活保護者（世帯）の認定は、世帯の収入が、生活保護基準より多いか、少ないかで、保護の開始及び保護費が決定する。生活保護の認定は、世帯単位で行われている。

保護費は、世帯の人員の年齢や人数によって決まってくるが、地域ごとに国の基準があり、新潟市の場合は「2 級地 - 1」の区分となっている。この区分で、両親と子供 2 人（小学生）の世帯に支払われる保護費は月額 23 万円余りとなり、これとは別に医療費や学務費等が支払われている。

平成 20 年 7 月現在の生活保護世帯数は、5,756 世帯、8,192 人で保護率は 10.09% となっている。生活保護の新規申請数は、平成 19 年度で 919 件となっている。

支払われた保護費は、平成 19 年度で約 115 億円（月平均 5,627 世帯、8,089 人、保護率約 9.95%）となっており、このうち国庫補助が 3/4 を占めている。残りの 1/4 を地元の自治体が負担している。

外国人については、急迫なもの以外は、保護の対象外となっている。

(口) 情報の入手経路

生活保護業務のために生活保護世帯から入手される情報としては、前述の 3 類型で区分すると以下ようになる。

外部情報に依拠するもので、サービス対象の市民からの提出等によるもの〔第 1 類型〕としては、新規申請時に本人から提出される収入申告書、給与証明書、資産申告書、家賃・間代・地代証明書があげられ、加えて、世帯訪問により本人及びその家族の実態把握がなされている。

なお、収入申告書は保護費支給期間において、原則、毎月本人から継続的に提出がなされるものであり、これに基づいて月々の支給額等の修正がなされる。世帯訪問については、世帯の状況に応じて、毎月訪問（A 区分）から 1 年に 1 回訪問（F 区分）の 6 段階の訪問基準（A～F 区分）を設定しており、ケースワーカーは、日に多いときで午前 2 件、午後 3 件くらいのペースで訪問をしている（1 世帯 1 時間程度）。

また、新規申請時においては、福祉事務所が当該生活保護世帯の所得・資産状況の確認を行うため、以下の照会等を行うこととなっている。

- 市民税の納付状況等の照会による所得状況の把握
- 土地・家屋・償却資産名寄台帳による不動産の有無の確認
- 銀行・生命保険会社等への残高照会

- 医療要否意見書の送付
- 民生委員からの意見聴取

したがって、他の行政機関等への照会等によるもの〔第2類型〕としては、銀行・生命保険会社等への残高照会、照会や医療要否意見書の送付、民生委員からの意見聴取があげられる。銀行・生命保険会社等への残高照会については、申請時に本人からの署名・捺印をした同意書の提出を受けて、それをもとに、新潟市内に本支店のある金融機関等に預貯金等の照会を行っている。（生活保護法29条に基づく調査）

内部情報に依拠するもので、市役所内の他部署から入手するもの〔第3類型〕としては、市民税の納付状況等の照会による所得状況の把握（税制課）、土地・家屋・償却資産名寄台帳による不動産の有無（資産税課）の確認があげられ、毎年、住民税情報が確定する6月以降に、同意書のある世帯については、稼動年齢層（15歳以上）の世帯員全員について所得調査が行われている。

(八) 情報の管理・活用状況等

生活保護世帯について入手した情報については、福祉事務所単位(各区の福祉事務所)で担当ケースワーカーが、紙ベースで保護台帳に綴るなどして保管しており、生活保護一世帯当たり1冊の保護台帳が作成されている。

また、システムによる情報管理については、保護費等の計算を「生活保護システム」で行っており、これに必要な生活保護受給者の情報や保護費の計算等についてはシステムによる管理がなされているところである。

検証業務については、申請時における金融機関等への照会のほか、世帯訪問での実態把握や民生委員からの意見聴取により、所得実態や資産状況の継続的な把握がなされている。

情報の共有化については、下水道使用料の減免措置の開始及び取消しについて、福祉事務所が毎月末に作成する生活保護者リストをシステムで確認することにより業務がなされているが、その他の多くの生活保護を基準としてなされる所得基準行政サービスについて、健康福祉総務課や福祉事務所から生活保護開始の情報が提供されているわけではない。

なお、福祉事務所が把握する生活保護申請者の所得や資産などの個人情報了他部署と共有化することはない。

(二) 健康福祉総務課における所得基準行政サービスに係る問題点等

健康福祉総務課が行っている所得基準行政サービスである生活保護業務は、そのほかの多くの所得基準行政サービスを適用するための基準として用いられているものであり、生活保護世帯は数多くの所得基準行政サービスの対象世帯となるわけである。

生活保護者（世帯）の認定が適切になされているかどうかは、所得基準行政サービス全体に大きな影響を与えることになる。

生活保護者（世帯）の認定は、ケースワーカーが訪問調査や民生委員からの意見聴取等を経て判断されるものであるが、このケースワーカーの業務については、査察指導員（福祉事務所の係長レベル、市全体で 12 名）が監督を行うこととなっており、必要に応じて世帯訪問に同行するなどの対応がとられている。

この各福祉事務所における査察指導員による監督が十分に機能し、ケースワーカーの業務が適切になされていれば、大きな問題が生じることはないと思われるが、実際のところ、平成 20 年 10 月に、生活保護担当の職員（ケースワーカー）が生活保護の事務処理を行わず、3 年間にわたり大量の申請書等を放置していたことが判明した旨の報道がなされたところである。

したがって、現状での監督体制のままで生活保護業務が適切になされるかについての検証を的確に行い、問題等が把握されたのであれば適切な対応策を講じる必要がある。

新潟市は、平成 19 年 4 月 1 日から政令指定市に移行しており、生活保護業務については各区の福祉事務所において、ケースワーカーが生活保護の認定、保護世帯への訪問調査、保護費の認定変更、自立に向けた援助や指導活動等の業務を行い、市役所の健康福祉総務課がこれら福祉事務所の監理・指導等を行うという体制がとられることとなった。

新潟市は 8 区から成るが、この 8 区のうち中央区、東区、北区、西区、江南区の 5 区については旧新潟市であったこともあり、政令指定市に移行直後であってもこれら各区の福祉事務所の監理・指導等については健康福祉総務課として比較的实施しやすいところはあるものと思われる。

一方、南区、秋葉区、西蒲区の 3 区については被合併の市町村地域であり、合併前の市町村時における生活保護業務が旧新潟市のそれと若干異なるところもあるということから、これら各区の福祉事務所の監理・指導等については、その実態を十分に把握するなどして、旧新潟市地域と同様に行われるように、健康福祉総務課としての的確な監督業務の実施に十分に配慮すべきである。

生活保護を基準とする所得基準行政サービスは数多くあるが、生活保護が開始されたという情報については、健康福祉総務課や福祉事務所からシステム等を用いて各部署に自動的に提供されているわけではなく、生活保護世帯が各々の所得基準行政サービスについて申請を行わなければならないこととされている。これに対し、担当のケースワーカーが、生活保護世帯に申請書を交付してその作成補助をするなどのことはなされているものの、高齢者の単身世帯などへの負担等を考慮すると、これでは十分な対応とは言い難く、市役所内での業務情報の共有化の観点から問題があると言わざるを得ないところである。

ロ 保育課

(イ) 所得基準行政サービスの業務内容

保育課の所得基準行政サービスに係る業務は、保育の実施に係る徴収金である「保育料」の算定であり、これを扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができることとされており、この応能負担の考え方により、個々の家庭から実際に徴収する保育料の額を定めることとされている。

具体的には、課税状況（所得税は前年分、市町村民税は前年度分の課税額）に基づき算出される額に応じて、保育料は下記の表にある A・B・C1・C2・D1～D10 階層までの 14 階層により決定される。

保育料の判定は入所児童全員に対して行われることから、その年間件数は約 19,500 件となっている。

平成 20 年度新潟市保育料金額表（月額）

（単位：円）

階層	定義（課税状況）		保育料（月額）			
	平成 19 年分 所得税	平成 19 年度 市町村民税	3歳未満児		3歳以上児	
			全額	4分の1	全額	4分の1
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯		0	0	0	0
B	0	0	3,000 (母子世帯等は0)	0	2,000 (母子世帯等は0)	0
C	1	均等割のみ	11,000	0	9,000	0
	2	所得割あり	13,300	0	11,500	0
D	1	9,000 未満	16,300	4,070	15,200	3,800
	2	9,000 以上～ 25,000 未満	20,500	5,120	19,500	4,870
	3	25,000 以上～ 40,000 未満	25,000	6,250	22,900	5,720
	4	40,000 以上～ 54,000 未満	29,500	7,370	26,000	6,500
	5	54,000 以上～ 75,000 未満	33,000	8,250	29,500	7,370
	6	75,000 以上～ 103,000 未満	37,600	9,400	33,000	8,250
	7	103,000 以上～ 153,000 未満	43,000	10,750	35,000	8,750
	8	153,000 以上～ 413,000 未満	48,500	12,120	35,300	8,820
	9	413,000 以上～ 530,000 未満	53,500	13,370	35,700	8,920
	10	530,000 以上～	57,200	14,300	35,800	8,950

注 ①4分の1の額の金額は兄弟姉妹が一緒に入居している場合の軽減額です。

②B階層の母子世帯等とは、母子(父子)世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯のことです。

(ロ) 情報の入手経路

上記の 14 階層の判定基準となる課税状況（所得税は前年分、市町村民税は前年度分の課税額）に係る情報の入手経路は、市町村民税の課税状況については、税制課の「市民税オンラインシステム」からの市民税データを閲覧することで入手しており、内部情報に依拠して市役所内の他部署から入手するもの〔第 3 類型〕となっている。

所得税の課税状況については、保護者から提出される税額資料（源泉徴収票写し・確定申告書写し・市民税申告書写し）により確認を行っており、外部情報に依拠してサー

ビス対象の市民からの提出等によるもの〔第1類型〕となっている。

(八) 情報の管理・活用状況等

保育課は、課内に業務処理システムとして「保育システム」を有しており、保護者から提出を受けた情報は区役所において保育システムに入力される。情報は電子データで管理されるとともに、システムにより児童台帳が出力される。この児童台帳には、保護者から提出された紙ベースでの税額資料等が添付され保存される。

検証業務については、保護者から提出を受けた税額資料について、市民税データ閲覧に係る本人同意に基づき、税額調査を実施している。閲覧の同意が得られない保護者については、保育料を「推計」としており、新規入園の際には、D5階層の保育料に設定している。ただし、所得額が多く見込まれる場合は、この限りではない。

税額調査については、例年6月中旬頃に実施しており、市民税システムの市民税額の課税根拠（課税所得や控除額など）を所得税としてみなした場合の所得税額と、保護者から提出を受けた課税資料に基づく所得税額を比較し、本来徴収すべき保育料を算定している。年度当初の保育料を「仮算定」といい、税額調査後を「本算定」と呼んでいる。

情報の共有化については、保育システムにおける所得データを閲覧できる権限を、保育担当者以外に与えておらず共有化はしていない。

(二) 保育課における所得基準行政サービスに係る問題点等

保育料の算定にあたっては、入所児童と同一の世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）への課税額の合計額で判定されるわけであるが、この「生計を一にしている」の解釈としては、原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、次の～の事実につき客観的な証明がなされた場合に、同居していても生計を異にすると認められることがあるとされている。

税法上の扶養親族になっていない

住民票が分離されている

公共料金の支払いが別である

生活の共用部分が別である

健康保険の扶養となっていない

家賃が第三者を介した契約となっている

実際の運用は、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定することとされているが、同居の祖父母の課税額を加算するかしないかで認定階層が大きく異なることがあり得るわけであり、実態として、父母の所得が著しく少ない世帯において、同居の祖父母からの生活費等に対する金銭的な援助が見込まれる場合は、祖父又は祖母の課税額で保育料を算定しているものの、父母の所得が著しく少ない世帯に加え、境界線上にある世帯についての的確に援助の実態を把握することで祖父母の課税額を加算等がなされなければ問題であると考えられる。

八 こども未来課

(イ) 所得基準行政サービスの業務内容

こども未来課の所得基準行政サービスに係る業務としては、以下のものがあげられる。

A 利用者の手数料・使用料が申請者の所得等による業務

母子生活支援施設入所者負担金

児童の養育に欠けると認められる母子家庭について、母子生活支援施設に入所させ、生活指導、就労指導を行い、母子の生活の自立を促進する。入所母子は、市民税・所得税の課税状況に応じて所要の金額を負担する。

助産施設負担金

保健衛生上、必要があるにも関わらず経済的理由により医療機関での出産が不可能である妊産婦に対し、助産施設において入院出産費用を助成する。その際、市民税・所得税の課税状況に応じて所要の金額を負担する。

放課後児童健全育成事業（ひまわりクラブ使用料）

ひまわりクラブの利用料（月額 6,900 円）について、保護者（父母合算）の前年度市民税所得割額により減免するもの。

B 助成金・給付金・補助金の額が申請者の所得等による業務

児童手当

児童手当の受給者には所得制限があり、被用か非被用かにより児童手当と特例給付いずれかの所得基準で審査を行っている。該当の所得基準未満であれば受給可能である。また、扶養親族の人数によってその基準額は異なる。

児童扶養手当

両親の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のため、生活の安定と自立の促進を目的として、児童を養育している母や母に代わって養育している人に支給する手当であるが、手当の受給には所得制限があり、申請者と同居する扶養義務者のそれぞれの所得で審査を行っている。

自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費給付

【自立支援教育訓練給付金】

児童扶養手当支給水準である母子家庭の母が、就職に有利な資格を取得するため、厚生労働省で指定された講座を受講し修了した場合、経費の一部を給付する。

【高等技能訓練促進費】

児童扶養手当支給水準である母子家庭の母が、定められた資格を習得するため2年以上養成機関に通う場合、最後の1/3の期間促進費を給付する。

妊産婦医療費助成

申請者（妊産婦）の属する世帯全員が、所得税非課税であることを要件として、妊産婦医療費を助成するもの。

こども医療費助成

小学校修了までの子どもが病気やけがをしたときの医療費の一部を助成するものである。1歳以上の子どもの保護者（生計中心者）には所得制限がある。所得制限に関しては児童扶養手当給付の基準を準用している。

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の父又は母及び児童等の医療費に対して助成を行う。その際、申請者（父又は母等）のほか、扶養義務者（同居する三親等内血族）の所得制限がある。所得制限に関しては児童扶養手当給付の基準を準用している。

私立幼稚園就園奨励補助金

幼稚園が保護者の市民税課税額に応じて保育料を減免した場合、その幼稚園に対して減免した保育料を補助する（平成20年度は、市民税所得割額が183,000円以下の世帯を対象）。

私立高等学校学費助成補助金

私立高等学校に在学している生徒の保護者で、市民税所得割額が一定金額以下（平成20年度は89,000円以下）の者に対し、学費（年額24,000円）を助成する。ただし、市民税非課税世帯については、県の制度で授業料全額が助成されるため、市の制度の対象外とする。

(ロ) 情報の入手経路

上記のこども未来課の所得基準行政サービスの適用基準には、市民税・所得税の課税状況によるもの、市民税の課税状況によるもの、所得額によるものの3通りがある。

市民税・所得税の課税状況によるものとしては、母子生活支援施設入所者負担金、助産施設負担金などがあげられる。

市民税の課税状況によるものとしては、放課後児童健全育成事業（ひまわりクラブ使用料）、私立幼稚園就園奨励補助金、私立高等学校学費助成補助金などがあげられる。

所得額によるものとしては、児童手当、児童扶養手当、自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費給付、妊産婦医療費助成、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成があげられる。

市民税の課税状況の把握については、～の業務について、世帯全員の市民税課税状況を調べることに同意する同意書を提出してもらい、システムにより汎用連携DBから住民税データを抽出・閲覧する。なお、その年の1月1日現在新潟市内に住所を置いていない者及び同意書を提出しない者については、市民税課税証明書を提出してもらうこととなっている。所得額の把握についても、市民税の課税状況の把握と同様に同意書を得ることでシステムにより汎用連携DBから住民税データを抽出・閲覧し、そのなかの所得額により確認が行われている。

なお、及びの業務については、申請書の提出先が各利用施設・高等学校であり市役所・区役所ではないので、保護者に市民税課税証明書（所得証明書）を取得してもら

い申請書とともに提出して持っている。

また、所得税の課税状況については、申請者が税務署から交付される課税証明書を提出することとされている。

このようにこども未来課では、所得基準行政サービスに係る情報の入手経路として、大半の業務で本人から同意書を得ることでシステムにより汎用連携 DB から住民税データを抽出・閲覧するということとなされており、内部情報に依拠して市役所内の他部署から入手すること〔第 3 類型〕を基本としている。

システムにより抽出・閲覧できない場合や税務署から交付される課税証明書が要件となっている場合には、例外的に、外部情報に依拠してサービス対象の市民からの提出等を受けること〔第 1 類型〕によっている。

(八) 情報の管理・活用状況等

情報の管理は、申請件数が数千件に及ぶなど処理件数の多い業務には専用のシステム等が構築されており、これらについては電子データによって情報の管理がなされている。年間数十件程度の申請件数の業務については、紙ベースにより保管がなされている状況である。

システムによりデータ管理がなされている業務としては、放課後児童健全育成事業（ひまわりクラブ使用料）〔年間申請件数約 5,000 件〕、児童手当〔同約 50,000 件〕、児童扶養手当〔同約 5,000 件〕、妊産婦医療費助成〔同約 100 件〕、こども医療費助成〔同約 50,000 件〕、ひとり親家庭等医療費助成〔同約 5,500 件〕があげられる。

検証業務については、市民税や所得税の課税状況や所得額についての真偽の確認等については税制課の専権事項であり、こども未来課がその検証を行うことはないとしている。また、税務署から交付される課税証明書についても、検証することはない。

情報の共有化については、こども未来課の情報を他部署の業務で利用しているものはなく共有化はなされていない。

(二) こども未来課における所得基準行政サービスに係る問題点等

こども未来課の所得基準行政サービスに係る情報の入手経路としては、大半の業務で本人から同意書を得ることでシステムにより汎用連携 DB から住民税データを抽出・閲覧することになっているが、放課後児童健全育成事業（ひまわりクラブ使用料）については、年間の申請件数が約 5,000 件もありシステムによりデータ管理がなされているものの、保護者に市民税課税証明書（所得証明書）を取得してもらい申請書とともに提出してもらっている。

提出先が各利用施設であるという事情はあると思われるが、他の所得基準行政サービスと同様にできれば利用市民への負担を減らすことになることから、何らかの改善ができないものかと考える。

二 高齢介護課

(イ) 所得基準行政サービスの業務内容

高齢介護課の所得基準行政サービスに係る業務としては、以下のものがあげられる。

介護保険料の算定事務

当該年度の市民税の状況により、段階制による介護保険料の確定賦課を行う業務である。当該年度の市民税が確定するまでは、前年度の市民税の状況により仮賦課がなされる。市民税の修正があった場合、市民税の修正のデータにより介護保険料も修正される。

介護保険料の年額

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方 生活保護受給者	第1段階以外で世帯員全員が市民税非課税で、かつ年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方	第1段階、第2段階以外で世帯員全員が市民税非課税の方	本人が市民税非課税者で、かつ世帯員に市民税課税者がいる方	市民税課税者で、合計所得金額が200万円未満の方	市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上250万円未満の方	市民税課税者で、合計所得金額が250万円以上の方
年額20,400円 (基準額×0.4)	年額20,400円 (基準額×0.4)	年額35,700円 (基準額×0.7)	年額51,100円 (基準額)	年額66,400円 (基準額×1.3)	年額71,500円 (基準額×1.4)	年額86,800円 (基準額×1.7)

介護保険料の減免事務

低所得者に対する介護保険料段階の引き下げを行う業務である。

介護利用料・介護保険料の境界層措置の認定事務

生活保護の申請者又は現に生活保護を受けている者が、本来の基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態になる場合に、当該より低い基準等を適用するものである。

徘徊高齢者家族への支援サービス事業

認知症等により徘徊が見られる高齢者を在宅で介護している家族に、位置探索用端末を貸与し、高齢者が徘徊した場合、家族からの要請に基づき居場所を検索し通知する。市民税非課税世帯は無料、市民税課税世帯は検索端末リース料(月額 1,050円)を負担する。

社会福祉法人等による利用者負担軽減助成事業

市民税非課税世帯であって所定の要件の全てを満たす者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が実施する利用者負担軽減に対し市が助成する。

養護老人ホーム費用の徴収

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する施設。本人及び扶養義務者の費用負担あり。

高額介護（介護予防）サービス費の支給事務

介護保険のサービスを利用したときの 1 割負担の合計額が負担上限額（利用者の所得などに応じて設定される）を超えた場合、その超えた額を高額介護（介護予防）サービス費として支給する業務。

特定入所者介護サービス費の支給事務

介護保険施設とショートステイを利用したときの居住費（滞在費）と食費を世帯の所得状況に応じて軽減する業務。

高齢者介護予防リフォーム助成事業

介護保険法の要介護・要支援認定において非該当となった 65 歳以上の高齢者のいる世帯で、介護保険第 1 号保険料段階区分が第 3 段階以下の世帯について、手すりの設置工事、床の段差の解消工事及びこれらの工事に直接関連する付帯工事の費用に対して助成する。

紙おむつ支給事業

65 歳以上の在宅の者であって、介護保険法の要介護認定において要支援 2 から要介護 5 と認定され、第 1 号被保険者保険料段階区分が第 6 段階以下で常時おむつが必要な者に対して、段階区分に応じて紙おむつを支給する。

ねたきり老人等介護手当支給事業

65 歳以上で要介護 3 以上、第 1 号被保険者介護保険料段階区分 4 以下の高齢者を、月 20 日以上在宅で介護する同居の家族に、月額 5,000 円を支給する。

高齢者向け住宅リフォーム助成事業

介護保険法の要介護・要支援認定を受けたおおむね 65 歳以上の高齢者のいる世帯で、世帯員の前年の収入合計が 600 万円未満の世帯を対象に、玄関、廊下、階段、居室、浴室、トイレ、洗面所、台所、玄関先等高齢者が利用する部分の改造に係る費用に対して助成する。

高齢者あんしん連絡システム事業

65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、健康に不安があり定期的に安否の確認が必要な者に自動通報装置を貸与し、緊急時における出勤、安否確認、相談受付を行う。生計中心者の所得税額に応じて利用者負担がある。

高齢者福祉電話貸与事業

電話のない 65 歳以上の、所得税が課税されていないひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、健康に不安があり定期的に安否の確認が必要な者に電話を貸与し、安否確認、相談受付を行う。

老人日常生活用具給付等事業

65 歳以上で、心身機能の低下に伴い、生活用具が必要なひとり暮らし等の高齢者に日常生活用具を給付する。

- ・「電磁調理器」は、生計中心者の所得税額に応じた負担あり。
- ・「自動消火器」、「シルバーカー」は生計中心者の所得税が非課税の者に限る。

階層別被保険者数(平成20年8月末現在)

保険料 段階	所得及び年金収入 要件	保険料率	年額	段階別 被保険者数 8月末現在	構成割合 8月末現在
第1段階	非課税世帯	0.4	20,400円	3,122人	1.72%
第2段階	非課税世帯(80万円以下)	0.4	20,400円	24,719人	13.64%
第3段階	非課税世帯	0.7	35,700円	16,695人	9.21%
第4段階	本人非課税世帯課税	1.0	51,100円	69,077人	38.12%
第5段階	本人課税(200万円未満)	1.3	66,400円	44,771人	24.70%
第6段階	本人課税(250万円未満)	1.4	71,500円	9,376人	5.17%
第7段階	本人課税	1.7	86,800円	13,465人	7.43%
合計	-	-	-	181,225人	100.00%

(ロ) 情報の入手経路

上記の高齢介護課の所得基準行政サービスのうち、～及びの業務については、原則、被保険者本人及び世帯全員の市民税の賦課状況によってサービスの内容等が判定されるものであり、これらについては市民税担当部署から市民税賦課情報を電子データにより入手している。

また、第1段階の判定には、生活保護受給者であるかが基準とされており、その確認は福祉事務所に対して行われるものである。

～の業務については、介護保険料の段階区分によってサービスの内容等が判定されるものであり、これについては介護保険システムに申請情報を入力することで段階区分が自動判定されるものとなっている。この介護保険システムによる自動判定も、元は市民税担当部署から市民税賦課情報によっているものであるといえる。

したがって、これらについては、内部情報に依拠して市役所内の他部署から入手すること〔第3類型〕によっているものである。

～の業務については、元々国の制度であることから、その適用基準は所得税額によっているものである。したがって、市役所内には所得税額についての情報がないことから、これらについては申請者から所得税額がわかる書類(源泉徴収表、確定申告書など)を申請書添付書類として提出してもらうこととしている。

したがって、これらについては、外部情報に依拠してサービス対象の市民からの提出等を受けること〔第1類型〕によっているものである。

(ハ) 情報の管理・活用状況等

高齢介護課は、課内に業務処理システムとして「介護保険システム」を有しており、これにより上記のうち～、～、～、～について業務処理がなされ、そ

の情報は電子データとして市役所内で集中管理されている。なお、申請者から提出された申請書については、紙ベースで区役所ごとに分散管理されている。

上記以外の 、 、 については、紙ベースにより業務処理がなされており、データの管理も紙ベースで区役所ごとに分散管理されている。

検証業務については、市民税や所得税の課税状況や所得額についての真偽の確認等は税制課の専権事項であり、高齢介護課がその検証を行うことはないとしている。また、税務署から交付される課税証明書についても、検証することはない。

情報の共有化については、高齢介護課の情報を他部署の業務で利用しているものはなく共有化はなされていない。

(二) 高齢介護課における所得基準行政サービスに係る問題点等

高齢介護課の所得基準行政サービスのうち、その大半が市民税賦課情報を市民税担当部署から電子データにより入手しているものであるが、 高齢者あんしん連絡システム事業、 高齢者福祉電話貸与事業及び 老人日常生活用具給付等事業については、申請者から所得税額がわかる書類（源泉徴収表、確定申告書など）を申請書添付書類として提出してもらっている。

これらは元々国の制度であることから、その適用基準が所得税額によっているからであるが、既に市単独制度となっており、また、サービスの対象者がひとり暮らしの高齢者等でこれらの者への負担を少しでも減らすことが望ましいことから、可能であるならば、他の所得基準行政サービスと同様に、市民税賦課情報を市民税担当部署から電子データにより入手することで対処できないものかと考える。

ホ 障がい福祉課

(イ) 所得基準行政サービスの業務内容

障がい福祉課の所得基準行政サービスに係る業務としては、以下のものがあげられる。

A 各種サービスの提供関係

指定障がい福祉サービス事業

身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者に対し、日常生活を過ごすために必要な介護や機能回復訓練、就労のための訓練などを自宅や施設において実施するものであり、利用者の世帯が生活保護世帯又は低所得世帯の場合、利用負担金が軽減される。

日中一時支援事業

身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者に対し、自宅の介護者が病気の場合などに、日中において施設で、障がい者の見守り等の支援を行うものであり、利用者の世帯が生活保護世帯又は低所得世帯の場合、利用負担金が軽減される。

重度障がい者（児）日常生活用具給付事業

重度の身体障がい者手帳所持者、知的障がい者及び知的障がい児に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するものであり、月額上限自己負担額内で用具の価格の1割が利用者負担となるが、利用者の世帯が生活保護世帯又は低所得世帯の場合、この月額上限自己負担額が軽減される。

補装具費の支給事業

身体障がい者手帳所持者に対し、車いすや補聴器などの補装具購入費の一部を支給するものであり、月額上限自己負担額内で用具の価格の1割が利用者負担となるが、利用者の世帯が生活保護世帯又は低所得世帯の場合、この月額上限自己負担額が軽減される。

訪問入浴サービス事業

自宅での入浴が困難な重度の身体障がい者に、自宅へ訪問入浴車を週2回派遣して入浴サービスを提供するものであり、利用負担金は利用者及びその扶養義務者の課税状況（所得税及び市民税額）のうち最も高額な税額によって、50円～12,500円で16段階により判定されている。

心身障がい者扶養共済制度（掛金減免）

心身障がい者の保護者が、毎月、掛金を拠出することによって、保護者が死亡した際などに障がい者に対し、終身年金を支給する制度であり、この毎月の掛金が市民税の課税状況等により減免される。

身体障がい者あんしん連絡システム事業

65歳未満の一人暮らしの重度身体障がい者に対し、緊急通報装置等を給付することによって、緊急時に24時間体制で介護の専門家による出動やサービス提供機関への連絡調整を行うものであり、緊急通報装置の価格の1割が利用者負担となるが、利用者の世帯が生活保護世帯又は低所得世帯の場合、この自己負担額が軽減される。

障がい者紙おむつ支給事業

在宅の重度の障がい者で紙おむつを必要としている方で、生計中心者の前年の市民税課税標準額が700万円未満の場合に助成対象とし、生計中心者又は世帯の市民税課税状況により券の種類（枚数）が決定される。

障がい者のみの世帯への福祉電話又は特殊機能付電話機の貸与

障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で所得税非課税世帯が、日常生活において安全の確保と社会活動の便宜を図れるように福祉電話又は特殊機能付電話を貸与する。

B 利用者の手数料・使用料が申請者の所得等による業務

明生園使用料

明生園は、利用者の特性及び能力に応じ、更生に必要な生活指導、作業指導及び

訓練を行う知的障がい者通所更生施設であり、利用者の世帯が生活保護世帯又は低所得世帯の場合、その使用料が軽減される。

ひしのみ園使用料

ひしのみ園は、児童の性質及び能力に応じ、適当と認められる生活指導を行う知的障がい児通園施設であり、利用者の世帯が生活保護世帯又は低所得世帯の場合、その使用料が軽減される。

C 助成金・給付金・補助金の額が申請者の所得等による業務

地域活動支援センター事業補助金に係る利用者負担金

地域活動支援センターに対し、運営費として補助金を交付することで、障がい者の自立及び地域での生活を支援している。施設への運営費補助額は、補助基準額から実利用者負担額を控除した額となっているが、利用者の世帯が生活保護世帯又は低所得世帯の場合、この利用負担金が軽減される。

自立支援医療（更生医療）給付費

身体障がい者の障がいを除去又は軽減するために、必要な医療の給付を行う。原則として医療保険の負担限度額まで一割の自己負担があるが、医療保険単位での世帯の所得状況に応じて、月額自己負担に上限が設定される。

自立支援医療（精神通院医療）給付費

精神疾患に係る通院に要する医療費の一部について公費で負担し、通院の継続と自立した日常生活や社会参加を促進する。原則として医療保険の負担限度額まで一割の自己負担があるが、医療保険単位での世帯の所得状況に応じて、月額自己負担に上限が設定される。

特別児童扶養手当

20歳未満で身体又は精神に中程度以上の障がいがある児童を監護している父母又は父母に代わって養育している養育者に対して手当を支給するもの。

月額 1級：50,750円、2級：33,800円（H18.4月～改定）

申請者及びその配偶者、生計を一にする扶養義務者（民法877条1項の扶養義務者）の所得により適用制限あり（世帯の範囲は、実態により確認）。

なお、以下の～についても、このと同様、世帯の所得による適用制限が置かれている。

障がい児福祉手当

20歳未満の在宅の障がい児に対して、その障がいによって生ずる特別の負担を軽減するため、障がい児に対して手当を支給するもの。

月額 14,380円（H18.4月～改定）

特別障がい者手当

日常生活で常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の障がい者に対して、その障がいによって生ずる特別の負担を軽減するために手当を支給するもの。

月額 26,440 円 (H18.4 月～改定)

経過福祉手当

旧制度の福祉手当受給者に対し経過措置として手当を支給するもの。

月額 14,380 円 (H18.4 月～改定)(新規申請なし)

在宅重度重複障がい者介護見舞金

施設への入所が困難な在宅重度重複障がい者を常時介護する保護者の経済的負担を軽減することを目的として見舞金を支給するもの。

月額 20,000 円

重度障がい者医療費助成

身体障がい者手帳 1～3 級、療育手帳 A を所持している方に対し、医療費を助成するもの。

21 重度心身障がい者福祉手当

重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給するもの。

月額 2,000 円

22 身体障がい者自動車改造費等助成

重度身体障がい者が自ら運転するための自動車を購入・改造する場合、又はその家族が障がい者のために自動車を購入・改造する場合に費用を助成するもの。

なお、本人運転の場合は、障がい者本人の所得税課税所得金額が、特別障がい者手当に係る所得制限限度額を超えないものであることが、介護者運転の場合には、障がい者本人と配偶者及び生計を一にする扶養義務者(民法 877 条 1 項の扶養義務者)の所得税課税所得金額が特別障がい者手当に係る所得制限を超えないことが、要件として置かれている。

23 障がい者向け住宅リフォーム助成事業

在宅の重度の障がい者がいる世帯で、前年の世帯員の収入合計が 600 万円未満の世帯に対し、その住宅を重度の障がい者の居住に適するよう改造するために必要な費用の一部又は全部を助成する。助成限度額は世帯員の所得税の課税状況によって決定する。

24 精神障がい者入院医療費助成事業

精神科医療の入院費の一部を助成し、精神障がい者及び保護者の経済的負担を軽減することで、精神障がい者福祉の増進を図るもの。

助成額上限 10,000 円/月

なお、助成対象の条件として、「同一世帯の生計維持者の市民税課税標準額が 700 万円以下」が置かれている。

25 福祉ホーム事業補助金に係る利用者負担金

低額な料金で障がい者に居室を提供し日常生活又は社会生活を促進する「障がい者福祉ホーム」の利用者に対し、入居費用の一部を補助するもの。

生活保護受給者：全額免除

生活保護受給者以外：2割軽減（月額 2,276 円→1,821 円）

26 措置入院費の自己負担金

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づき、市長が入院させた措置入院費用を負担するもの。本人並びにその配偶者及び本人と生計を一にする絶対的扶養義務者の前年分の所得税額の合算額に応じ、入院費用の全部又は一部を月額で徴収する。

(ロ) 情報の入手経路

上記の障がい福祉課の所得基準行政サービスは、申請者及びその配偶者、生計を一にする扶養義務者（民法 877 条 1 項の扶養義務者）の市民税額又は所得額が、適用要件や給付額等の基準となっているものである。

これらの者の市民税額の情報については、市民税担当部署からシステムにより電子データで入手しており、内部情報に依拠して市役所内の他部署から入手すること〔第 3 類型〕によっている。

所得税額については、市役所内には情報がないことから、申請者から所得税額がわかる書類（源泉徴収表、確定申告書など）を申請書添付書類として提出してもらっており、外部情報に依拠してサービス対象の市民からの提出等を受けること〔第 1 類型〕によっている。

(ハ) 情報の管理・活用状況等

障がい福祉課は、課内に業務処理システムとして「障がい福祉システム」を有しており、これにより上記のうち ～ 、 、 ～²³ について業務処理がなされ、その情報は電子データとして市役所内で集中管理されている。なお、申請者から提出された申請書については、紙ベースで区役所ごとに分散管理されている。

なお、及び²⁴に係る業務処理については、「保健所情報システム」の利用により個別に所得区分情報や収入額等の管理がなされており、区役所ごとに分散管理されている。

上記以外の 、 、²⁵ 及び²⁶に係る業務処理については、紙ベースにより業務処理がなされている。データの管理については 及び に係る業務データはその施設内のみで管理されており、²⁵ 及び²⁶に係る業務データは障がい福祉課で集中管理がなされている。

検証業務については、及び に係る業務についてのみなされており、課税年金収入について、システムで管理している公的年金収入データと、申請の際に添付いただいた書類（公的年金等に係る書類など）の額と一致しているかの確認が行われている。

これら以外の業務については、市民税や所得税の課税状況や所得額についての真偽の確認等は税制課の専権事項であり、障がい福祉課がその検証を行うことはないとしている。また、税務署から交付される課税証明書についても、検証することはない。

情報の共有化については、障がい福祉課の情報を他部署の業務で利用しているものはなく共有化はなされていない。

(二) 障がい福祉課における所得基準行政サービスに係る問題点等

保育課の保育料の算定に関しても指摘したことであるが、所得基準行政サービスの適用基準の多くは「世帯」を単位として課税・非課税、所得金額等を判定している。

障がい福祉課の大半の業務についても、同様のことが言えるが、この世帯に同居の祖父母等を含むかどうかという判断については、障がい福祉課からは住民票によって形式判定しているとの説明を受けた。

世帯の判定は、各所得基準行政サービスの適用に関する重要な判断であるが、その運用が行政サービス部署ごとになされ、市役所全体として統一されていないのであれば問題である。

へ 保健所健康衛生課

(イ) 所得基準行政サービスの業務内容

保健所健康衛生課の所得基準行政サービスに係る業務としては、以下のものがあげられる。

未熟児養育医療費給付事業

入院養育を必要とする未熟児等の入院に係る医療費の一部を助成するものであり、乳児と同一世帯の扶養義務者の所得税額により、国の定める徴収基準月額を決定するもの。

小児慢性特定疾患治療研究事業

疾患の治療研究を推進するとともに、国の定める慢性疾患の認定基準を満たす児童に対し、医療費の一部を助成するものであり、児童の生計中心者の所得税額により、国の定める自己負担限度額を決定するもの。

自立支援医療（育成医療）費支給認定事業

身体に障がいのある児童が手術等の治療を受ける際の医療費の一部を助成するものであり、児童が加入する医療保険の保険料算定対象者の市町村民税額（所得割）等により、国の定める自己負担上限額を決定するもの。

特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精・顕微授精を行った夫婦で、夫婦の前年の所得額の合計（児童手当特例給付を準用）730万円未満の夫婦に、1回の治療につき10万円を上限に、1年度あたり2回通算5年間助成を行う制度。

(ロ) 情報の入手経路

上記の保健所健康衛生課の所得基準行政サービスに係る業務のうち、～の業務については、申請者から同意書を得ることによって、市民税担当部署からの市民税賦課情報を「保健所情報システム」により確認しており、内部情報に依拠して市役所内の他部署から入手すること〔第3類型〕によっている。

申請者からの同意書の提出がない場合は、申請者に市民税課税証明書を申請時に提出してもらっている。及びの業務については、給与所得者について源泉徴収票のみの提出でよいこととされている。の業務については、市県民税課税（所得）証明書の提出しか認められておらず、同意書や源泉徴収票では申請できないこととされている。これらについては外部情報に依拠してサービス対象の市民からの提出等を受けること〔第1類型〕によっている。

(八) 情報の管理・活用状況等

市民税賦課情報の閲覧については「保健所情報システム」を用いているが、上記の～の業務に係る提出書類については、年度ごとのファイルに綴る形で紙ベースにより保健所（市内1か所）で集中管理を行っている。

検証業務については、特になされてはいない。

情報の共有化については、保健所健康衛生課の情報を他部署の業務で利用しているものではなく共有化はなされていない。

(二) 保健所健康衛生課における所得基準行政サービスに係る問題点等

保健所健康衛生課における所得基準行政サービスに係る世帯の判定は、住民票による形式判定となっている。世帯の判定は、保育料の算定と同様に、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定されることが望ましい。

及びの業務に係る所得確認について、給与所得者である申請者から所得を確認する書類として源泉徴収票の提出を求めているが、源泉徴収票だけではすべての所得を確認することができず、把握漏れが生じるおそれがある。

の業務については、所得を確認する書類が市県民税課税（所得）証明書に限定されているが、申請者への負担軽減の観点から、他の多くの所得基準行政サービスと同様に、同意書により市民税担当部署からの市民税賦課情報をシステムにより確認する対応に変更することが望ましい。

(2) 市民生活部

市民生活部における所得基準行政サービスの提供は、保険年金課のみにおいてなされており、その業務数は3業務となっている。

イ 保険年金課

(イ) 所得基準行政サービスの業務内容

保険年金課の所得基準行政サービスに係る業務としては、以下のものがあげられる。

国民健康保険料賦課業務

国民健康保険の事業に要する費用にあてるため、保険者（市町村）は、国民健康保険料を世帯主から徴収しなければならないことから、国民健康保険加入世帯に保

険料を賦課するものである。保険料は、加入者の前年中の所得をもとに、世帯単位で計算される。

市県民税等が個人課税主義であるのに対し、国民健康保険料は、子供等所得の無い者にも給付及び保険料の算定を行う等のことから世帯課税主義をとっており、主たる生計維持者である世帯主に納付義務を課している。

国民健康保険高齢受給者証及び高額療養費給付業務

国民健康保険における一部負担金の割合は、70～74歳の高齢者の場合は1割であるが、市町村民税課税標準額が145万円以上であるときは、3割負担とされている。

また、病院などで診療を受け自己負担額が一定額を超えた場合の超えた部分は、申請により高額療養費として給付される。高額療養費の算定基準額についても市町村民税所得に応じて負担区分に従い、高額療養費の申請者(世帯主)に支給される。

後期高齢者医療保険料業務

平成20年4月から老人保健制度に代わり、75歳以上のすべての方、一定の障がいのある65歳から74歳までの方を対象とした後期高齢者医療制度が開始された。

後期高齢者医療制度の保険料(年額)は、前年中の総所得金額などをもとに、個人単位で賦課され、1人当たりの賦課限度額は50万円となっている。

(ロ) 情報の入手経路

上記の国民健康保険等の保険料は、前年中の総所得金額などをもとに算定されるが、そのために必要な情報は市民税担当部署からシステムにより電子データで入手しており、内部情報に依拠して市役所内の他部署から入手すること〔第3類型〕によっている。

これに対し、転入により新潟市に税データが無い国保被保険者については、転出元市町村に「国民健康保険料賦課資料照会書」を送付して、その回答により情報を得ており、外部情報に依拠して他の行政機関等への照会等を行うこと〔第2類型〕によっている。

また、市民税の申告等がなく課税保留である国保被保険者については、国保被保険者に「国民健康保険料収入申告書」を送付して、その回答により情報を得ており、外部情報に依拠してサービス対象の市民からの提出等を受けること〔第1類型〕によっている。

(ハ) 情報の管理・活用状況等

保険年金課は、課内に業務処理システムとして「国保ホストシステム」を有しており、税制課所管の「市民税オンラインシステム」の市民税データを「国保ホストシステム」に取り込むことで、所得データは集約的に管理されている。

「国民健康保険料賦課資料照会書」及び「国民健康保険料収入申告書」などについては、紙ベースで区役所ごとに分散管理されている。

検証業務については、毎月、税制課所管の所得データと国保ホストシステムで管理している所得データのアンマッチ調査を実施している。これは、保険年金課保険料担当職

員が、市民税オンラインシステムで税制課所管の所得データを確認し、必要な場合は国保事務支援システムで所得データを修正するものである。

情報の共有化については、税制課に「国民健康保険料収入申告書」に係る入力データを年1回提供している。税制課で「市民税未申告かつ国民健康保険料収入申告書で無所得もしくは非課税所得の申告をした者」のデータを基に、市民税申告書の再送付を停止し、国民健康保険と市民税で、申告書の送付が重複しないようにしている。

(二) 保険年金課における所得基準行政サービスに係る問題点等

国民健康保険料は、加入者の前年中の所得をもとに、世帯単位で計算されることとされているが、保険年金課における世帯の判定は、住民票による形式判定となっている。世帯の判定は、保育料の算定と同様に、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定されることが望ましい。

生活保護を受けることとなった場合には、国民健康保険又は後期高齢者医療保険から脱退することとなるが、この手続きは生活保護の開始決定で自動的になされるものではなく加入者からの脱退の申請が必要である。

後期高齢者医療保険の対象である75歳以上の高齢者にとっては、このような手続きも負担になるものと思われ、健康福祉総務課や福祉事務所からシステム等を用いて各部署に生活保護の開始決定の情報が自動的に提供される仕組みが必要ではないかと考える。

(3) 建築部

建築部における所得基準行政サービスの提供は、住環境政策課及び建築行政課においてなされており、その業務数は建築部全体で7業務となっている。

イ 住環境政策課

(イ) 所得基準行政サービスの業務内容

住環境政策課の所得基準行政サービスに係る業務としては、以下のものがあげられる。

市営住宅に係る家賃算定業務

毎年7月1日を基準日として全世帯より収入申告書を提出してもらい、これにより入居全世帯の新年度家賃の決定を行う。その際に、収入のある者及び18歳以上の者から、前年度の所得が確認できる書類（所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の控え、年金改定通知書、給与明細書）又は無職であることが確認できる書類（退職証明、雇用保険の受給者証・離職票、民生委員発行の状況確認報告書「無職証明書」）を添付させている。家賃算定業務の件数は、年間約5,200件である。

市営住宅に係る入居資格審査業務

入居抽選会に当選後、入居可能な収入基準内であることを確認するため、世帯の所得が確認できる書類（と同じ）又は無職であることが確認できる書類（と同じ）

じ)を提出させている。入居資格審査業務の件数は、年間約 200 件である。

市営住宅に係る家賃減免決定業務

入居者世帯の収入が著しく低額であり、家賃の減免を受けようとする者に対しては、世帯の所得が確認できる書類(と同じ及び児童扶養手当)又は無職であることが確認できる書類(と同じ)を提出させ、減免額を決定している。家賃減免決定業務の件数は、年間約 670 件である。

特定優良賃貸住宅の家賃減額補助金

特定優良賃貸住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき整備された、中堅所得者向けの賃貸住宅である。

入居者はその所得に応じて減額された家賃(入居者負担額)を支払い、本来家賃と入居者負担額との差額は補助金として、新潟市から建物所有者(認定事業者)に対して支払われる。認定事業者は、事務手続き等について管理受託者に委託をしている。現在の特定優良賃貸住宅の家賃減額補助金は、約 40 世帯に支給されている。

高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助金

高齢者向け優良賃貸住宅とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき整備された、高齢者の身体機能に対応した設計、設備など、高齢者に配慮した賃貸住宅である。

入居者はその所得に応じて減額された家賃(入居者負担額)を支払い、本来家賃と入居者負担額との差額は補助金として、新潟市から建物所有者(認定事業者)に対して支払われる。認定事業者から委託された管理受託者が、事務手続きや緊急時対応サービスを行っている。高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助金は、約 40 世帯に支給されている。

(ロ) 情報の入手経路

上記の住環境政策課の所得基準行政サービスに係る業務のうち、の業務については、提出された収入申告書の記載内容の正否確認のため、公営住宅法 34 条に基づき、市役所に情報があるものについては、入居者の市民税賦課情報を税制課からシステムにより入手しており、内部情報に依拠して市役所内の他部署から入手すること〔第 3 類型〕によっている。

転入により新潟市に税データが無い又は市民税の申告等がなく課税保留であることから市役所内には情報がないものについては、前年度の所得が確認できる書類(所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の控え、年金改定通知書、給与明細書)等によることとなり、これらについては外部情報に依拠してサービス対象の市民からの提出等を受けること〔第 1 類型〕によっている。

及びの業務については、入居者は家賃の減額を受けるために、住民票、所得証明書(原本)を添えて建物所有者である認定事業者に申請することとなる。認定事業者から事務を委託されている管理受託者は、申請を行う入居者の住民票、所得証明等の書類

(写し)を取りまとめて、市に補助金の申請を行っており、これらについての情報の入手は外部情報に依拠してサービス対象の市民からの提出等を受けること〔第1類型〕によっている。

(ハ) 情報の管理・活用状況等

の業務については、提出された収入申告書の記載内容の正否確認をした上で、所得金額をシステムに入力し新年度の家賃の算出を行っており、入力された所得金額等や算出された家賃金額等の情報については、住環境政策課で電子データによる集中管理がなされている。

提出された収入申告書は、市営住宅の棟ごとにファイリングして住環境政策課内の書庫に保管し、必要に応じ参照している。

及び の業務については、提出された世帯の所得が確認できる書類等をファイリングして住環境政策課内の書庫に保管している。

及び の業務については、管理受託者から提出された入居者の住民票、所得証明等の書類(写し)について住環境政策課で管理している。

検証業務については、 の業務について、提出された収入申告書の記載内容を市民税課税データ(収入調査補助台帳)と照合することによりその正否の確認を行っている。収入申告書と市民税課税データ(収入調査補助台帳)との比較で齟齬が認められた場合、税制課又は本人若しくは勤め先に状況の確認をしている。

情報の共有化については、住環境政策課の情報を他部署の業務で利用しているものはなく共有化はなされていない。

(二) 住環境政策課における所得基準行政サービスに係る問題点等

住環境政策課の所得基準行政サービスに係る業務のうち、 の市営住宅に係る家賃算定及び 市営住宅に係る入居資格審査業務については、提出される収入申告書の内容に基づいて入居世帯の10月1日の現況で判断されるが、この世帯には同居する親族には内縁関係者や婚約者が含まれるなど、収入申告書の内容が入居世帯の実態と異なっているかどうかについて、しっかりと確認がなされなければならない。この確認が不十分であれば、資格がない者の入居や不当に低い家賃負担での入居を許してしまうことになり問題である。

なお、暴力団員への対策としては、平成19年9月市議会で市営住宅条例の一部改正が議決され、入居当選後に、16歳以上を対象に暴力団員でないことの確認を警察に照会している。

- 入居資格要件に「暴力団員でないこと」を追加
- 「同居の承認」及び「入居の承継」は、暴力団員であるときは認めない
- 「明渡請求」の事由に「入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合」を追加

高額所得者でありながら市営住宅に居住し続ける者が平成19年で5件認められるところであり、これらの者については住宅の明渡しを求めること（退去勧告）ができることから、法的手段を含め適切な対応が早急にとられるべきである。

ロ 建築行政課

(イ) 所得基準行政サービスの業務内容

建築行政課の所得基準行政サービスに係る業務としては、以下のものがあげられる。

木造住宅耐震改修工事等補助制度

地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、新潟市内に所在し、主として居住している木造住宅の耐震改修化（耐震診断、耐震設計、耐震改修工事）に要する費用に対し補助する制度。この耐震改修工事の補助について、所得税非課税の世帯に対してはその補助率を1/3から1/2に、限度額を40万円から60万円に引き上げる優遇措置を設けている。

勤労者等住宅建設資金貸付融資制度

新潟市内に住宅を建設又は購入しようとしている人で、自己資金の不足している人のうち、一定の資格要件を備えた人に対して資金を貸付けることにより持家の促進を支援する制度。その資格要件として、給与所得のみの方は収入1,000万円以下、それ以外の方は収入780万円以下という収入基準が置かれている。

(ロ) 情報の入手経路

上記の建築行政課の所得基準行政サービスに係る業務のうち、の業務については、申請者より所得情報を補助申請書の添付種類として入手しており、外部情報に依拠してサービス対象の市民からの提出等を受けること〔第1類型〕によっている。

の業務については、申請者が労働金庫に申込んだ添付図書を、融資決定協議時の添付図書として労働金庫から入手しており、外部情報に依拠して他の行政機関等への照会等を行うこと〔第2類型〕によっている。

(ハ) 情報の管理・活用状況等

及びの業務とも、提出された添付図書を紙ベースでファイリングして市役所で集中管理をしている。

検証業務については、及びの業務とも、現地確認等を行っていないが、提出された添付図書について、非課税、収入又は所得の検証を行っている。

情報の共有化については、建築行政課の情報を他部署の業務で利用しているものはなく共有化はなされていない。

(二) 建築行政課における所得基準行政サービスに係る問題点等

勤労者等住宅建設資金貸付融資制度については、申請者の所得額の確認等を労働金

庫が行っており、実質的な審査が金融機関で行われているものであるが、木造住宅耐震改修工事等補助制度については、金融機関による審査がなされないことから、建築行政課において申請者の所得額等について十分に検証するなどの適切な対応がなされるべきである。

(4) 下水道部

下水道部における所得基準行政サービスの提供は、経営企画課においてなされており、その業務数は2業務となっている。

イ 経営企画課

(イ) 所得基準行政サービスの業務内容

経営企画課の所得基準行政サービスに係る業務としては、以下のものがあげられる。

下水道事業受益者負担金・分担金の生活保護受給者に対する減免措置

下水道事業受益者負担金・分担金は、受益者負担の観点に基づき、下水道事業に係る建設費の一部に充てるため、下水道処理が可能となった地域の土地所有者等（＝受益者）から、その所有する土地について1㎡当たり300円を乗じた額を一度に限り負担してもらうものである。

生活保護法に規定する生活扶助を受けている受益者に対しては、申請により下水道事業受益者負担金・分担金について減免措置が適用される（減免率：100％）。

下水道使用料の生活保護受給者に対する減免措置

下水道使用料については、生活保護法に規定する生活扶助を受けている受益者に対しては、申請により減免措置が適用される（減免率：100％）。

(ロ) 情報の入手経路

上記の経営企画課の所得基準行政サービスに係る及びの業務とも、受益者が生活保護受給者であるかどうかで、減免率100％の減免措置の適用の判定がなされるものであるが、この生活保護に係る情報については、原則として、受給者本人から各区保護課又は健康福祉課が発行する生活保護受給証明書を提出してもらう（状況によってはケースワーカーが対応する）ことで得ており、外部情報に依拠してサービス対象の市民からの提出等を受けること〔第1類型〕によっている。

なお、生活保護開始者で申請が出ていない下水道使用者については、福祉事務所が毎月末に作成する生活保護者リストをシステムにより確認して、担当の福祉事務所に連絡を行い、受給者本人から減免措置の申請書が提出されてから手続を行うこととしている。

の下水道使用料の減免措置の取消しについては、福祉事務所が毎月末に作成する生活保護者リストをシステムにより確認して、生活保護受給者でないことが確認されたら使用料端末から減免の取消しを行っており、これについては内部情報に依拠して市役所内の他部署から入手すること〔第3類型〕によっている。なお、本人からの減免措置の

取消しの申出があった場合には、福祉事務所に確認してから減免措置の取消しを行っている。

(八) 情報の管理・活用状況等

及び の業務とも、下水道事業受益者負担金システム等でシステム処理を行っており、減免申請に係る情報は電子データにより市役所で集中管理をしている。また、提出された減免申請書及び生活保護受給証明書については、紙ベースでファイリングして市役所で集中管理をしている。

検証業務については、 の業務について、使用料端末により行った減免処理の結果が翌日チェックリストにより出力されるので、これと福祉事務所が毎月末に作成する生活保護者リスト（担当者のみが閲覧可能）とを照合することにより、誤賦課の確認をしている。

情報の共有化については、経営企画課の情報を他部署の業務で利用しているものはなく共有化はなされていない。

(二) 経営企画課における所得基準行政サービスに係る問題点等

下水道事業受益者負担金・分担金及び下水道使用料の減免措置は、生活保護受給者から申請書が提出されてから手続きが開始されるわけであるが、ケースワーカーのアシストがあるとしても必ずしもすべての生活保護受給者が遅滞なく申請書を提出しているわけではない。

他部署の生活保護を適用基準とする業務でも指摘をしたところであるが、生活保護受給者の意思を確認した上で、健康福祉総務課や福祉事務所からシステム等を用いて各部署に生活保護の開始決定の情報が自動的に提供される仕組みが必要ではないかと考える。

(5) 教育委員会

教育委員会における所得基準行政サービスの提供は、学務課及び保健給食課においてなされているが、保健給食課に係る業務は、学務課の業務である就学援助制度の一部である小中学生の医療費の援助等に関わっているのみであり、これに必要な情報はすべて学務課から入手していることから、以下については学務課の所得基準行政サービスである 4 業務について記載することとする。

イ 学務課

(イ) 所得基準行政サービスの業務内容

学務課の所得基準行政サービスに係る業務としては、以下のものがあげられる。

新潟市立高等学校・幼稚園授業料減免

市立高等学校・幼稚園の授業料を負担する生徒・園児の保護者で授業料の納入が

困難な者のうち、市の定めた減免対象要件に該当する者に対して、授業料の全額もしくは一部を減免するもの。

● 主な減免対象要件

- ・生活保護法に規定する被保護者
- ・世帯の合計所得が生活保護基準額以下の世帯
- ・市町村民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯
- ・交通遺児世帯（市が定めた基準に該当するもの）
- ・その他（災害等で授業料納入が困難な世帯、保護者の死亡・疾病・失業等による生活困窮世帯等）

● 認定件数(H19 年度実績)

○ 高等学校 申請件数 457 件 認定件数 379 件（全生徒数の 16.84%）

【内訳】 生活保護世帯……………47 件(12.41%)
市町村民税非課税世帯……………130 件(34.30%)
市町村民税均等割のみ課税世帯……………1 件(0.26%)
世帯の総所得が生活保護基準以下の世帯……………199 件(52.51%)
保護者の死亡・疾病・失業等による生活困窮世帯…1 件(0.26%)
交通遺児世帯……………1 件(0.26%)

○ 幼稚園 申請件数 71 件 認定件数 22 件（全園児数の 2.39%）

【内訳】 市民税非課税または所得割非課税世帯……………18 件(81.8%)
保護者の死亡・疾病・失業等による生活困窮世帯…4 件(18.2%)

就学援助制度

義務教育の円滑な実施を図るために、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、学校給食費、修学旅行費などの就学に要する経費の一部を援助するもの。就学援助の申請件数は、年間約 20,000 件にも及ぶ。

特別支援教育の就学奨励制度

特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、小・中学校特別支援学級でかかる費用の一部を補助するもの。特別支援学級の在籍児童生徒数は約 800 件である。

奨学金貸付事業

本人又は本人の保護者が新潟市内に住所を有する者で、高等学校等・専門学校・短期大学・大学・大学院（海外の大学・大学院を含む。）に在学する者を対象に、学力基準及び主に家計を支えている者 1 人（大学院は申請者本人及び配偶者）の所得が所得基準を満たしていることを要件に、高等学校等については年額 200,000 円を、専門学校・短期大学・大学・大学院については年額 400,000 円の貸付を行うもの。

平成 19 年度の奨学金貸付申請件数は 155 件で、基準適合のものは 149 件であっ

た。なお、所得基準で不適合となったものはない。

(ロ) 情報の入手経路

上記の学務課の所得基準行政サービスに係る業務のうち、及びの業務については、申請者から提出された「同意書」と依頼文書を税制課へ提出することで、申請者の市民税額及び所得額を入手しており、内部情報に依拠して市役所内の他部署から入手すること〔第3類型〕によっている。

なお、転入により新潟市に税データが無い又は市民税の申告等がなく課税保留であることから市役所内には情報がないものについては、申請者に所得証明書を提出してもらっており、外部情報に依拠してサービス対象の市民からの提出等を受けること〔第1類型〕によっている。

及びの業務については、保護者又は主に家計を支えている者1人(大学院は申請者本人及び配偶者)の所得が確認できる書類(所得証明書、源泉徴収票等)を提出してもらっており、外部情報に依拠してサービス対象の市民からの提出等を受けること〔第1類型〕によっている。

(ハ) 情報の管理・活用状況等

学務課は、課内に業務処理システムとして「就学援助システム」を有しており、の業務についてはこのシステムにより認定作業や支給額の算出をおこなっているが、昭和50年代に開発したシステムであるため、紙媒体でしか処理データを確認できず、紙ベースによるデータ管理を行っている。

、及びについては、専用の業務処理システムは存在しておらず、申請者の所得等の情報については、パソコンによるエクセル計表でのデータ管理となっている。また、提出された申請書、所得証明書等については、紙ベースでファイリングして学務課で集中管理をしている。

検証業務については、特になされていない。

情報の共有化については、学務課の情報を他部署の業務で利用しているものはなく共有化はなされていない。

(二) 学務課における所得基準行政サービスに係る問題点等

学務課における各所得基準行政サービスには、申請件数が年間20,000件にも及ぶものもあるが、その業務処理のためのシステムが古く、汎用連携DBを介して各部署とのデータの共有化ができない状況にある。申請者の市民税額及び所得額の確認業務を効率的に行うためにも、汎用連携DBと連携可能な新しいシステムの構築がなされることが望ましい。

第三部 外部監査結果による指摘事項

A 課税部門に係る指摘事項

A 1 課税部門に係る総論的指摘事項

各部署とも、課税対象の把握及び申告内容の正確性の確保が課題である。

1. 課税対象の把握

最近の地方分権を促進する流れの中で、財源についても国税から地方税への移転が図られるなど、地方交付税の割合が従来に比して小さくなる一方で、地方自治体が自ら賦課・徴収する税の割合が高くなる傾向にある。このような状況下にあっては、地方自治体自らが課税対象の把握に努めることが重要になる。

その一方、現在、課税対象、特に事業を行っている者の把握は、納税者側からの申告を待つ形となっている。これでは、法人の本店の場合は登記情報をベースに網羅的に把握できるものの、支店や個人事業に関しては十分な課税対象の把握ができていないおそれがある。従って、今後は、従来の「待ちの姿勢」を改め、市が積極的に情報収集に努めて把握もれとなっていた無申告事業者に対して申告を促す方策を検討すべきである。

また、資産税課は、現在、保健所や建築行政課が持つデータを利用しているが、同じデータを税制課も利用していることから、共同でチェックすること、他の部局からのデータの問い合わせに関してのルールを明確化するなど効率的かつ課税の公平に資する運営となるように検討すべきである。

この他、警察等他の行政機関より入手できる情報があれば、積極的に入手を検討すべきである。

2. 申告内容の正確性

個人市民税、法人市民税は、国税と連動するため、国税の調査により事後的に申告内容の正確性にチェックがかかるが、事業所税と償却資産税は国税とは直接連動しない。

また、前述した様に法人の支店の設置と個人事業の開業の状況の把握についても市独自でその内容を検証できるような施策が必要と考える。具体的には調査部門、担当の設置ということが必要ではないかと考える。納税者が失念している場合で、国税の調査も来ないと納税意識が希薄になり、後日過去にさかのぼって徴税され、資金手当てができずに企業存亡の危機が訪れるケースもある。「市は調査には来ない」ではなく、「調査に来ることもある」という感覚を事業者に与えることにより、適正な課税とともに企業の健全な発展を促すことが可能となる。

そのためには、現業部門の課税の片手間に行うのではなく、ある程度独立した調査専門担当部署を設けた方がよいと考える。

A 2 固定資産税に関する指摘事項

第1 固定資産税・都市計画税の課税標準である固定資産評価の迅速化を図るため、IT化の推進を急ぐべきである。

1. 現状の問題点

固定資産税の課税標準は原則として固定資産の価格であるが、この価格は「適正な時価」に基づく価格でなければならない。そこで適正な固定資産税の課税のためには、この価格の基になる資産評価が、法に従い、適正に行われている必要がある。

ヒアリングの結果によれば、固定資産の異動情報を収集するため、航空写真を3年毎に撮影し、新旧写真を比較した上で不一致物件を拾い出し、図面やデータと照合した上で物件情報の改正作業が行われている。従って、土地・建物の評価情報は、3年に一度見直されることになる。

また、農地課税地現況調査については、農地課税筆について航空写真調査により現況が農地ではないことが判明したものに付き現地調査を行った上で修正がされているが、航空写真が3年に一度の割で行われる一方、現地調査は、平成16年度に実施した後、今回は、平成21年度に実施と5年に一度の割合になっている。

こうしたことは、地方税法の「市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない」（法408）との規定に反しないかが問題となる。

市町村長は、「固定資産台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示」の日以後において、固定資産の価格等の登録がなされていないこと、又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない（法417）。

しかし、現状では、不一致件数が多く一年で処理することは不可能なことから、次の評価替年度前の航空写真により新たな不一致データが出てくるまでの3年間で処理することとされている。その結果、平成14年と平成17年との航空写真に齟齬があった物件のうち、現地調査等の上、評価が修正され正しい課税が行われることとなる時期が、平成21年度にずれ込むケースが生じるなど、固定資産の評価の変化が固定資産税の賦課に反映されるまでにかかる期間が4~7年かかるなど、法が予定している1年に比べて大幅に遅れている。

2. 指摘事項

固定資産の状況は多種多様であり、新潟市における評価件数は、平成20年度においては、土地の評価総筆数は1,253,409筆、家屋については、木造は308,575棟、非木造は49,426棟、合計358,001棟にも昇る膨大なものとなっている。そのため、現状の評価方法、システム、予算、人員体制では、新潟市内の課税対象物件全てにつき、地方税

法の規定どおりに毎年一回の実地調査を行うことは到底不可能であることは理解できる。

そこで、この事態に対処するため、業務効率を向上させ、評価誤りが判明した翌年度には評価が修正され、適正な課税が行われる体制にするための施策の一つとして、IT化の推進が考えられる。

現在の固定資産税のホストシステムは、昭和 62 年に導入されたものが小規模の改良を加えながら機器のリプレースを繰り返して使われており、ホストコンピュータは現年度のデータしか入力できず、データ更新も期別（納期）ごとに行うため、履歴管理を行うことができないようなものである。そのため、固定資産税補完システムを構築して、ホストコンピュータでは管理できなかった過去の履歴や準オンライン入力を行い、チェック機能の向上、入力作業の平準化、事務効率の向上を図っている現状であるがその能力には限界がある。

現在のホストコンピュータシステムは導入後すでに 21 年を経過し、機器のリプレースを繰り返し、若干のソフトウェアの改良もなされているものの、システムとしては旧態依然のものであり、機能的には問題なしとはいえない。したがって、予算上の制約もあろうが、この際、新規システムを導入し、ホストシステムと補完システムの統合を図るべきである。それにより、土地、家屋の評価システム、航空写真を利用した地図情報システム（GIS）等の進歩を取り入れた効率的・効果的なシステムとして、地方税法の趣旨に従った評価の見直しができる体制を構築するように努めるべきである。

第 2 固定資産の評価専門家集団を部内に養成するための研修、人事体制を構築すべきである。

1. 現状の問題点

中央区からのヒアリングによれば、家屋の評価は、不動産取得税を賦課する新潟県と固定資産税を賦課する新潟市の間で評価を分担している。県は非木造・非住宅で床面積 300 m²以上の家屋を評価し、それ以外は新潟市が評価している。ただし、1 棟のうち 50% 以上を住宅部分が占める家屋は、床面積の広さにかかわらず新潟市が評価することとなっている。

家屋の評価については、従来は、同じ木造であっても杉かヒノキか、桎目かそうでないか等により精緻に評価することができるだけの専門知識と長い経験をもつ職員を市役所内に養成・確保していたようであるが、昨今は家屋に関する固定資産評価基準の簡素化及び家屋評価システムの活用により、それほど専門知識を有しない職員でも簡単に評価できるように改められていると中央区から説明があった。

この評価方法によれば、専門職員の経験や知識の程度の相違による評価の不平等を排する効果はあると考えられるが、その結果、家屋の評価は、全体として、実際の価格よりも低めに評価されるようになっており、その差額の程度は、高額な物件になるほど大きく、富裕な資産家に対して有利な状況となっているのではないかと懸念される。

さらに、新潟市が政令指定都市になった前後から、以前はなかった高層で複合的なマンションが市内に建設されるようになってきている。こうした従来と異なるタイプの家屋の

評価にあたっては、既存の評価手法及びシステムでは適正な評価を行うことができないおそれがある。

この問題に対処するためには、専門知識を持つ職員の確保が必要となり、新潟市においても、外部研修である資産評価センター、日本経営協会、市町村アカデミーによる研修の他に内部研修も随時行われてはいるが、複雑化する評価物件の実態に適時に対応可能な職員の養成には充分であるとは思われない。

2. 指摘事項

高度なスキルを持った職員につき、税務専門職員としての育成と税務専門職員人材バンクとも言える人材の確保、そうした専門職員が仕事に意欲を持てるような人事上の処遇が必要であると考えます。

具体的には、新潟市職員としての採用時点で、税務部門の専門職員ということで一定の条件のもとに雇用することとし、職員一般に対する研修ではなく特定の職員に対して集中的・累積的に固定資産の評価及び税務調査に関する専門的かつ高レベルな研修を実施することを通じて、税務スペシャリストとして税務専門職員を養成する。

こうした専門職員の処遇については、専門家としての経験を十分に発揮しながらも同一の職場にあまりに長く留まりすぎることがないように、一定数の税務専門家としての職員の数を確保した上で、一旦他部署へ異動になっても定期的に専門職に戻ってくるという人事ローテーションシステムを構築する。さらにはこうした専門職員のうち優秀な職員については、将来、資産税課長へのポストの道も開くなどの処遇面での配慮も行う必要がある。

第3 固定資産評価とりわけ家屋評価については新潟県庁及び他の市町村との連携を強化すべきである。

1. 現状の問題点

例えば、全国展開をする企業が、同じような仕様の店舗等の事業所を新潟市内に設置する場合、木造の建物である場合には新潟市が評価することとなる。この場合、同じ仕様の建物でありながら、評価額が新潟県内の他市町村もしくは他県との間で乖離が生じる可能性がある。

2. 指摘事項

同じ納税者の同じ仕様の家屋の場合には、市町村の別を問わず同じような評価となるためには、評価情報を他市町村及び他県との間で経常的に交換するシステムの確立が必要である。

この点について、土地に関しては、(財)資産評価センター主催の「総務省との意見交換会」、政令指定都市市長会会議、新潟県主催の「固定資産評価に係る事務担当者説明会」等への出席や税務署への情報提供(精通者意見価格)を行ったり、標準宅地の適正

な時価の評定を行う際に、地価公示価格、県地価調査価格、相続税路線価との対比を行ったり、路線価については、不動産鑑定士からの意見聴取を行うなどきめ細かい対策が取られている。

その一方、家屋に関しては、「総務省との意見交換会」への出席等により情報交換や連携に限られるなど、他市町村、他県との連携が十分でないと考えられる。

新潟県庁においても、県が担当する固定資産の評価のため及び不動産取得税の課税のため、固定資産評価システムが構築されていることから、県との評価情報の共有化を進めるべきであると考えられる。また、家屋評価については、現行地方税法上、県と市町村間でどちらが先に家屋評価を行うかについて明示的な規定は存在していないのであるから、複数の市町村にまたがって事業展開している企業の事業用資産の家屋評価については、県に評価を委ねるなど、県との評価分担の見直しを行うことにより、業務の軽減と家屋評価の県内市町村間の均衡をはかる措置を講じるべきである。

第4 固定資産税の過年度分更正を実施できる体制を整えるべきである。

1. 現状の問題点

ヒアリングから明らかになったこととして次のことがある。すなわち、固定資産の評価のうち、土地については3年毎に撮られる航空写真を基に前回の航空写真と相違している箇所について現地調査を実施して評価の見直しを行う。その結果、評価の見直しを行うのは、実際に用途変更があった時から最大6年くらいまで遅れる可能性がある。

この場合、調査によって課税の更正が必要であると判明した場合には、時効により還付できなくなる事態が発生し、納税者に不利益を与えることにより課税に対する信頼が失われることがないように、税の還付が生ずる案件を優先処理している。

その一方、過年度の課税漏れ分についての追徴課税は行われていない。これは、固定資産税を賦課決定するに当たって、固定資産を適正に評価する義務、毎年少なくとも一回は固定資産を実地に調査する義務、固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努める義務があることから、過年度分について更正する必要性が生じた場合には、こうした適正な評価を行うための注意義務を尽くさなかったことに国家賠償法上の過失があると新潟市が解釈しているためである。そのため、過年度追徴については、不動産登記により明白に錯誤であると判明できる場合に限定している。

同じ理由で、不足税額の追徴及び延滞金の加算の賦課徴収も行われていない。しかし、これでは、適正な評価のもと納税している市民との間で課税上の不公平が生じる。

2. 法令に従った追徴課税の執行とその執行体制の整備の必要性

賦課額の更正に関して地方税法には、「市町村長は、（固定資産評価基準に反した評価であるとする都道府県知事の勧告に従い）固定資産の価格等を修正して登録した場合においては、固定資産税の賦課後であつても、修正して登録された価格等に基づいて、既に決定したその賦課額を更正しなければならない」（法 420）との規定がある。

この規定のみからすると、都道府県知事の勧告による固定資産評価の修正以外の場合については更正する必要がないとの反対解釈も可能なように考えられる。しかし、それならば地方税法上に「市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、納税義務者又は納税義務があると認められる者等に質問し、又はそれらの事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる」（法 353）との固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権についての規定は必要ないことになる。「帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者や徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者等に対しては、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する」（法 354）との罰則規定まで設けて、固定資産評価員及び固定資産評価補助員に対して固定資産税の賦課徴収に関する質問検査権を認めているのは、過年度において固定資産の評価額が適正でなかった場合には、質問検査に基づく適切な税務調査を行い、その結果に基づいて追徴課税を行う権限が市町村に認められていることが前提となっていると考えられる。このことは、公平な課税の必要性からも首肯できる。

以上により、過年度について評価額を改めて追徴課税を行うことはできないとの解釈は、新潟市独自の解釈とすることができる。

そうすると新潟市が追徴課税を行っていない真の理由は、

- 説明などの対人折衝などに多くの時間を要するため、現状の職員数を考慮すると他の物件の処理ができなくなる可能性があること、や
- 追徴課税の相手方納税者は今後も新たな物件や事案に関わってくる場合も多いことから、過去数年の課税にこだわることにより相手方に不信感を与えると将来の納付すら危ういものになるおそれがある。
- 従って、たとえ時効になっていなくても過年度に遡っての課税を行わない方が他の多くの調査ができ将来の納付も確実になる

という執行上の理由によるものと考えられる。

このことから想像されるのは、追徴課税を行おうとした際の納税者からの強い抵抗の存在であり、新潟市としてそうした納税者に対して強い態度で臨んでいないのが現実である。

こうした執行上の弱さが原因で、延滞税はともかく本税すら追徴課税しないというのでは、「課税の公平」に反する。

市役所の多くの業務は市民に対してサービスを提供するものであり、こうした業務の経験しかない職員がたまたま資産税課に配属になったからといって、質問検査権を駆使

して市民から税を賦課徴収することが円滑に行えないのは、当然のことである。この意味でも、課税分野に従事する職員については、専門的な研修訓練と経験が求められる。

3. 対応策

対応策として考えられるのは、

固定資産評価の効率化・迅速化により、資産評価の見直しが固定資産課税台帳に反映される間隔を短くすること、及び

専門職員の養成と専門組織の整備による税務執行体制の強化である。

固定資産評価の効率化・迅速化のためには、基本的にマンパワーが不足している現状を打開する必要がある。そのための方策として考えられるのは、アウトソーシングの活用である。

これまでのところ、新潟市においては、補助的業務である航空写真の撮影等外観から判別できる現況把握や各種の課税参考資料の作成については、民間への委託がなされている。また、評価替えの年から次の評価替えの年までの期間に、用途地区の区分・状況類似地区の区分・標準宅地の選定・路線価の付設についても民間業者へ委託をしている。

これをさらに進めて、航空写真と固定資産課税台帳の記載との間に齟齬が発見された場合に行っている現地確認調査についても、民間業者に委託することで短期間に実施する方策を検討してみてもどうか。質問検査権を使わない範囲での実態確認調査程度の現地調査に民間業者を使うだけで、かなりの迅速化につながるのではないだろうか。もちろん、このためには新たな予算上の措置が必要となるが、固定資産評価の迅速化により、現在追徴課税できていないことによって逸失している税収の増加が期待できることから、試みる価値はあると考えられる。

次に、指摘したような新潟市役所における税務執行体制の弱さは、何も固定資産税に限られておらず、後述するように他の税目についてもいえることから、この際、税務調査による賦課や滞納税の徴収等の税務行政を専門に担当する部署を新たに設置することを検討してはどうか。

第5 固定資産評価結果についての縦覧制度、不服申立制度についての市民への周知活動を通じ、利用実績の向上をはかるべきである。

1. 現状の問題点

新潟市においては、平成15年度税制改正により、納税義務者が自己の資産について固定資産課税台帳の記載内容の確認ができることはもちろんであるが、納税義務者が自己の土地や家屋の価格が適正かどうかを他の土地や家屋の価格との比較を通じて判断できるよう、土地及び家屋の価格等縦覧帳簿を縦覧に供する制度に改正されている。

しかしながら、縦覧制度が課税の公平の観点から評価・賦課の誤り等を発見する手段として設けられていることが市民に周知されているとは思われない。平成19年度におけ

る総縦覧件数（固定資産課税台帳の閲覧数を含む）5,258 件に占める土地及び家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧件数は計 17 件と、その利用状況は極めて限られており、評価・賦課の誤りの発見に繋がっていないものと思われる。

2. 制度の周知の必要性

固定資産評価結果についての縦覧制度、不服申立制度に関する納税義務者への周知が必要である。新潟市における土地の評価総筆数は 1,253,409 筆、家屋の評価総棟数は 358,001 棟（平成 20 年度）であり、その固定資産の状況は多種多様であり、評価や特例の適用誤りのある可能性は少なからずある。賦課課税制度の下においては、新潟市が適正な評価額の決定に努めるのは当然であるが、納税者自身も価格が適正であるかどうかの確認をする制度があること及びその価格等に不服があった場合の不服申立制度があることを、固定資産評価額通知書等にもっと明瞭に記載すること等により、納税者自らがチェックする機会を増やして、適正な課税の実現を図るべきである。

第 6 償却資産税の申告書を、対象となる可能性のある事業者すべてに送付すべきである。

償却資産に係る固定資産税の申告書の新規送付対象先の選定については、収集したデータに基づき、免税点を超える投資がなされていそうかどうかを市の担当者が判断して、免税点を超えていそうだと判断された事業者にのみ送付されているが、そうした担当者の判断が正しかったかどうかの上司によるチェックはなされていない。

念のため、送付対象が膨大なものとならない限りは、原則として対象となる可能性のある事業者すべてに申告書を送付すべきである。

第 7 償却資産に係る固定資産税についての实地調査を実施できる体制を整備し、实地調査を実施すべきである。

現在のところ、提出された申告書については内容をチェックしており、誤りや矛盾点がある場合は電話等で申告者に確認を行っている。しかしながら、電話等での確認でも疑問が解決されなかったような場合においても实地調査は行われていない。

昭和 56 年 7 月 1 日付けで、「償却資産实地調査実施要領」が作成され、市のホームページでも公表されているにもかかわらず、实地調査要領の内容どおりの实地調査を行えるだけの体制が整備されていないためである。このままでは、「課税の公平」の観点から重大な問題がある。

償却資産は、法人税、所得税の申告書上に記載されているが、法人税・所得税の申告書上に記載されているからといって必ずしも償却資産に係る固定資産税が適正に課されているという保証はない。法人税・所得税は国税であり、固定資産税は市町村民税というように課税主体が異なっているためである。

事業者によっては、決算期末に固定資産台帳を見直す場合や、建設仮勘定からの振替などもタイムリーに行われていないケースもある。また、中小企業者等の少額減価償却

資産の特例など、国税と課税上の取り扱いが異なっている部分もある。従って、市としても独自に実地調査を行う体制を整え、「償却資産実地調査実施要領」も執行可能なものに改めることによって、実地調査の実績をつくることにより申告水準の一層の向上を図るべきである。

第8 固定資産税に関する申告につき、適正な申告をしていない場合等の対応については、法に従って対処すべきである。

地方税法 385 条に、「申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する」と規定されているが、現状では、固定資産税について虚偽申告があった場合において、延滞金は徴収しているが、罰金までは科していないことが明らかとなった。

これは、納税者との関係を円滑に保とうとする市の行政判断によるものと思われる。しかし、このような取扱では適正な申告をした者とそうでない者との間の課税の公平上問題があることから、法に従った対応をすべきである。

必要があれば、虚偽申告の内容に応じてゼロに近い金額から 20 万円まで罰金の金額を具体的に条例化するなど基準を明確にした上で、適正な執行を行うべきである。

A 3 住民税に関する指摘事項

第1 個人市民税に関する所得情報の把握についての指摘事項

1. 特別徴収義務者としての新規設立法人に関する情報収集体制について、特別徴収の対象となる新設法人に関しては、設立の届け出がないケースも想定されるが、諸税係と協力して捕捉に努めるべきである。
2. 書類上の整合性のチェック体制はできているが、意図的に義務をのがれようとする者に対する課税の公平の観点からの現地調査などの牽制機能の構築が必要であろう。

第2 法人住民税に関して、申告書の提出及び納税を行っていない会社について、申告書の提出と納税を行うよう督促を行うべきである。

外部監査の結果、法人住民税に関して、申告書を送付したが、申告書の提出及び納税を失念している会社については、申告書を提出するようとの督促は行っていないとのことであるが、督促して申告書の提出及び納税を求めるべきである。

第3 法人住民税の適正な課税のため、法人の新規設立等のデータ把握方法の多様化を図るべきである。

法人住民税の適正な執行にあたり、もっとも困難な点が、市内に新規に設立された法人や新規に開設された事業所についての情報をいかに的確に収集するかということである。

この点に関し監査した結果、法人住民税担当部門と事業所税担当部門との情報交換、特別徴収担当部門からの各種の届出情報の回付、区政・コミュニティ推進課からのNPO法人情報の通知、届出がなされるまで納税証明などの証明を発行しないようするなど、部内の関係部署との連携を通じて新規設立法人情報の把握に努めていることが判明した。この点は評価できる。

しかしながら、この他にも、保健所の理美容・飲食業開設（法人分のみのデータ）や建築行政課にある屋外広告物等の届出（法人・個人に分かれていないデータ）などが資産税課にあるはずなので、こうした情報についても情報を共有し、市としての効率的な情報の運用が可能な体制の構築を図るべきである。

さらに、部内関係部署からの情報だけでは新設法人等の把握に不十分であると考えられることから、今後は、外部との連携による情報収集にも努めるべきである。

現在すでに、新潟県税事務所との間で新規設立法人の届出データを相互に参照しあうシステムを平成20年度中にも発足させるように調整中との説明があったが、その他にも、例えば、警察から古物商や風営法の情報などの入手が可能かどうかについても検討すべきである。

第4 電子申告データと市民税システムの連動を早急に図るべきである。

平成20年12月15日より地方税も電子申告可能となるが、受取を電子申告で行っても電子申告データがそのまま市民税システムに取り込まれるわけではなく、電子で受け取ったデータは業者に委託しパンチ入力により市民税システムに登録される手続となっている。

今後電子申告件数が増加した場合に、このような手入力方式では、時間とコストがかかりすぎる恐れが大きいことから、電子申告データを市民税システムに連動させるシステムを早急に構築すべきである。

第5 （事業所税）事業所用家屋貸付等申告書の提出を促進すべきである。

上記申告書の提出の督促について、不動産所有者側の善意に頼っているように見受けられる。大規模施設のオーナーなどには積極的に提出の働きかけをするべきではないかと考える。

第6 （事業所税）事業所の設置情報の入手を組織化すべきである。

各種広告やインターネットのHPから事業所の設置情報等入手し、努力されている。しかし、その努力が担当者個人の資質にかかっているように見受けられる。さらに組織としての対応を推進していくべきと考える。

B 行政サービス部門への指摘事項

B 1 行政サービス部門への総論的指摘事項

第1 生活保護開始及び取消しの情報を市役所内の部門と共有できるようなシステム化を図るべきである。

所得基準行政サービスの円滑化・整合性の確保の観点から、生活保護システムにある生活保護開始及び取消しの情報が、所得を基準として行政サービスを実施している市役所内の部門と共有できるようなシステム化を図るべきである。その際、アクセス権者を指定、パスワード管理を通じて個人情報の保護にも留意すべきである。

所得基準行政サービスには、生活保護を基準としているものが多くあるが、生活保護開始とともに健康福祉総務課や福祉事務所からその情報が各部署に自動的に提供されているわけではない。現状では、担当のケースワーカーが、生活保護世帯に申請書を交付してその作成補助をすることなどで対応はなされているものの、これでは市役所内における情報の共有化の観点からも、高齢者の単身世帯などへの負担等の適切な市民サービスの観点からも、十分な体制であるとは言い難い。

もともと生活保護システムは汎用連携 DB を介して各部署とのデータの共有化が可能なものであることから、この生活保護システムに必要な改良等を加えた上で、生活保護開始及び取消しの情報が系統的に市役所内で共有化されるようにすることが望ましい。

第2 生活保護の申請の際に、行政サービス一覧とその申請を希望する旨を表記したチェックリストを作成し活用すべきである。

生活保護の申請の際に、生活保護世帯の認定を受けた場合に市から受けることのできる行政サービス一覧とその申請を希望する旨を表記したチェックリストを活用することにより、生活保護申請の際に生活保護者が受給できるサービスの申請をすべてワンストップで終わることができるシステムを採用することにより、受給者の便宜をはかるとともに行政事務の合理化・整合性の確保を実現すべきである。

生活保護世帯が受けられる行政サービスを一覧化した統合申請書を新たに策定し、この統合申請書を、生活保護開始時にケースワーカーが生活保護世帯の意向を一括して確認するためのチェックリストとすることにより、「生活保護に係る申請の一本化」を実現し、その選択した所得基準行政サービスの申請に必要な書類や手続きを簡易化すべきである。

このような体制をとることで、受給者の便宜や行政サービスの公平性が確保されるだけでなく、生活保護行政における事務の合理化も進めることにもなる。また、一部の職員の職務の懈怠等による事務の遅滞を未然に防ぐ効果も得られる。

第3 所得基準行政の単位としての「世帯」の判定について各部署の運用に差がみられると

ころであるが、これについては実態に即した柔軟性のある形での統一的な判定基準を採用すべきである。

所得基準行政サービスの適用については、「世帯」を単位としてその全体又は家計の主宰者の所得額等によりその判定がなされるものが多く見受けられるが、この世帯の判定については各部署の運用に差がみられるところである。

世帯の判定については、保育料の算定業務では、原則的には同居していれば生計同一と考えた上で、次の～の事実につき客観的な証明がなされたのであれば、同居していても生計を異にすると認められる。

- 税法上の扶養親族になっていない
- 住民票が分離されている
- 公共料金の支払いが別である
- 生活の共用部分が別である
- 健康保険の扶養となっていない
- 家賃が第三者を介した契約となっている

保育課での運用は、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定することとされている。

これに対し、障がい福祉課、保健所健康衛生課、保険年金課における世帯の判定は、住民票による形式判定となっており、「世帯の判定」は、各行政サービス部署の運用に任されているのが実情であり、市役所全体として統一されていない。

「世帯の判定」について各行政サービス部署の提供するサービスの内容の違いに応じて「世帯の判定」基準に違いが出るような場合を除いて、基本的に所得基準でサービスの提供の有無を決する場合の所得判定の基本単位である「世帯」の判定は統一した基準により行うべきである。その際の基準は、形式的なものではなく、所得を考慮したサービスである制度の趣旨に照らし、実態に即した柔軟性のあるものであることが望ましい。

第4 行政サービス部署が、所得基準行政サービスを申請者の申請に基づき実施する際に、所得額の確認のため、市役所として有している市民の所得又は資産に係る情報を活用できる旨を条例に明記すべきである。

行政サービス部署が、市民の所得又は資産に係る情報を市役所内の他部署から入手する〔第3類型〕の場合には、現状ではほとんどの部署が個人情報保護法への対応として、申請者からの「同意書」の提出を受けることをその要件としている。各部署においては「同意書」の收受から管理・保管に至る一連の業務のためにかかなりの事務量を投下しており市役所全体として相当の事務量となっている。

また、申請をしている市民としてもその作成・提出に手間がかかっている現状からみて、この「同意書」の提出を不要とするための条例の整備を行うべきである。

具体的には、行政サービス部署が所得基準行政サービスを申請者の申請に基づき実施する際に、所得額の確認のため、市役所として有している市民の所得又は資産に係る情報を活用できる旨を条例に明記すべきである。

B 2 行政サービス部門に係る各論的指摘事項

1. 健康福祉部

健康福祉部の問題点等の掲載頁

健康福祉総務課〔52頁〕、保育課〔55頁〕、こども未来課〔58頁〕

高齢介護課〔62頁〕、障がい福祉課〔67頁〕、保健所健康衛生課〔68頁〕

査察指導員の的確な監督・指導のための措置が必要である。

福祉事務所におけるケースワーカーの生活保護業務が適切になされるためには、査察指導員の的確な監督・指導が必要であるが、査察指導員が生活保護世帯の状況をすべて把握した上でケースワーカーの監督を行うことは物理的に不可能である。そこで、外部監査期間中に明らかになったようなケースワーカーの職務懈怠については、以下のような対処策を講じることで同様な事態が生じないようにすべきである。

- 査察指導員の世帯訪問への同行については、ケースワーカーからの依頼によってのみで行うのではなく、査察指導員が抜打的にケースワーカーを指名して世帯訪問へ同行することにより、ケースワーカーの職務懈怠の隠蔽等について早期に把握する体制をとる。
- 査察指導員は市全体で12名しかおらず、62名いるケースワーカーの世帯訪問に十分な同行ができないのであれば、査察指導員の指示のもと必要に応じケースワーカー同士を世帯訪問に同行させることで、査察指導員の監督業務の補完を行わせるべきである。
- ケースワーカーが担当しているのは全体で5,700世帯もあり、これらすべての状況変化について査察指導員が把握した上でケースワーカーの監督を行うことは物理的に不可能である。そこで、生活保護世帯の変化、例えば、月々の保護費の変化、小・中学校への進学状況、医療費や介護費の支払状況などの変化について、査察指導員が長年にわたって更新されないデータをチェックすることができるようにするため、予算上の制約があると思われるが、可能であれば、生活保護システムを改良し、システムから変化のない生活保護世帯を自動的にリストアップするような査察指導員の監督アシスト機能を生活保護システムに付加することを検討してはどうかと思われる。

生活保護に係る健康福祉総務課の福祉事務所への適切な監督業務のために、監査手順等に係るマニュアルや非違事例集を作成することが必要である。

生活保護に係る健康福祉総務課の福祉事務所への監督業務は、政令指定市に移行後の新しい業務であり、これまで監査等を行ってきた県のノウハウ等を入手や効果効率的な監督の在り方を検討するなどの対応が必要である。具体的には、健康福祉総務

課として監督業務が適切に行えるよう、早急にそのノウハウ等を国・県・他の政令指定市から収集し、監査手順等に係るマニュアルや非違事例集を作成することなどが必要である。

保育課における保育料の算定に係る世帯の判定については、日常生活における祖父母からの金銭的な援助の程度を把握するなど、より実態に基づいた世帯の判断がなされるようにすべきである。

保育課における保育料の算定に係る世帯の判定については、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定することとされているが、この場合、生計を異にすると認められる ~ の事実による判定に加えて、日常生活における祖父母からの金銭的な援助の程度を把握するなど、より実態に基づいた世帯の判断がなされるようにすべきである。

こども未来課の放課後児童健全育成事業（ひまわりクラブ使用料）については、申請者から同意書を得ることでシステムにより汎用連携 DB から住民税データを抽出・閲覧するようにできないか検討をすべきである。

こども未来課の放課後児童健全育成事業（ひまわりクラブ使用料）については、提出先が各利用施設であるという事情もあり事務量的な問題があると思われるが、申請者の負担軽減を考慮して、上記の行政サービス部門への総論的指摘事項の第4で指摘したように条例を整備して、システムにより汎用連携 DB から住民税データを抽出・閲覧するようにできないか、少なくとも申請者から同意書を得ることでこれが可能とならないかを検討をすべきである。

高齢介護課の高齢者あんしん連絡システム事業、高齢者福祉電話貸与事業及び老人日常生活用具給付等事業については、市民税担当部署から市民税賦課情報を電子データで入手する方式に切り替えるべきである。

高齢介護課の高齢者あんしん連絡システム事業、高齢者福祉電話貸与事業及び老人日常生活用具給付等事業については、元々国の制度であることからその適用基準が所得税額によっており、申請者から所得税額がわかる書類（源泉徴収表、確定申告書など）を提出させているが、既に市単独制度となっており、必要な法令上の手当てをした上で、他の所得基準行政サービスと同様に、市民税担当部署から市民税賦課情報を電子データで入手する方式に切り替えるべきである。

保健所健康衛生課における未熟児養育医療費給付事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業については、必要に応じ申請者から所得状況等についてわかる資料を提出させるなどして、より正確な所得の把握に努めるべきである。

保健所健康衛生課における未熟児養育医療費給付事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業については、申請者の給与所得者からは源泉徴収票の提出を求めているが、

源泉徴収票だけでは所得の把握に十分ではないことから、これに加えて、転入者に対してはそれまで住民であった市町村の所得証明を提出させることや税務署からの納税証明を提出させることなど、必要に応じ申請者から所得状況等についてわかる資料を提出させるなどして、より正確な所得の把握に努めるべきである。

また、特定不妊治療費助成事業については、上記の行政サービス部門への総論的指摘事項の第4で指摘したように条例を整備するか、少なくとも同意書により市民税担当部署からの市民税賦課情報をシステムにより確認する対応に変更すべきである。

2. 建築部

建築部の問題点等の掲載頁

住環境政策課〔72頁〕、建築行政課〔73頁〕

住環境政策課における入居資格審査業務については、年に全世帯数の10%程度ずつを指定管理者に確認させるなどして、不正に入居している者等の把握を行うべきである。

住環境政策課における市営住宅に係る家賃算定及び市営住宅に係る入居資格審査業務については、提出される収入申告書の内容に基づいて判定されるが、その内容が入居世帯の実態と異なっているかどうかを、年に全世帯数の10%程度ずつを指定管理者に確認させるなどして、不正に入居している者や不当に低い家賃を支払っている者の把握を行うべきである。

また、高額所得者でありながら市営住宅に居住し続ける者については早急に退去勧告を行い、これに従わない場合には、委託している顧問弁護士に相談し市営住宅に係る明渡訴訟の提起など法的手段を含め適切な対応を取るべきである。

3. 教育委員会

教育委員会の問題点等の掲載頁

学務課〔77頁〕

学務課における業務用システムについて、汎用連携DBと連携可能な新しいシステムの構築がなされるべきである。

学務課における業務用システムとしては「就学援助システム」があるが、これは昭和50年代に構築されたシステムであり、汎用連携DBと連携できないものである。これ以外には、パソコンによるエクセル計表でのデータ管理のみである。今後、申請者の市民税額及び所得額の確認業務等をできるだけタイムラグが生じず効率的に行うためには、汎用連携DBと連携可能な新しいシステムの構築がなされるべきである。

平成 20 年度の包括外部監査を終えての所見

今年度の包括外部監査の実施に際し、監査対象となった新潟市の関係各部局は、いずれも誠実かつ協力的に対応して頂いた。そのことには感謝している。対象となる部局の協力があって初めて、深度ある監査が可能となるからである。このことは、特に外部監査の場合に重要である。

今年度の監査にあたり、目標としたことは、新潟市の行政の現場が抱えている問題を明らかにし、効果的・効率的、適正・公平な行政の実現の観点から、どのようにすればその問題を解決できるかを共に考えようとする姿勢で臨むことであった。その意味では、当初の目的は達成された包括外部監査報告書が書けたと自負している。

その一方、その結果として、監査報告書には、新潟市としてあまり外部に知って欲しくないと思っているだろう情報についても多く記載することとなった。

ここで大切なことは、今回の監査報告書に記載された問題点を、マスコミや市議会が新潟市を責める材料とはしないことである。そんなことをすれば、来年度以降、新潟市としては、今年度のような率直な形で問題点を明らかにすることをやめ、隠すようになってしまうだけだからである。

日本全国の地方公共団体の中で問題が全くない地方公共団体など存在していないと考える。問題がないように見える団体があるとすれば、それは事実を外部にうまく隠蔽しているに過ぎない。それではいつまで経っても問題は解決されない。その意味では、まず、どのような問題を現場が抱えているかを率直に明らかにすることが、改善の糸口となる。

今回指摘した問題点のいずれについても、その背景に予算上の制約や職員数の不足、個人情報の方の考え方相違など、それなりの理由が考えられる。包括外部監査委員としてはそうした事情も考慮した上で、今後の改善に向けた方向性を指摘したものである。

今回の監査報告書を契機として、指摘した問題点について新潟市が誠実に検証し、一つ一つの問題点の解決に向けて、確実に歩みを始められるならば、包括外部監査委員としてこれに勝る喜びはない。

今年度の監査を実施中、監査テーマに関する二つの報道があった。

一つは、平成 20 年 12 月 12 日の新潟日報社の記事で、新潟市北区勤務の職員が、生活保護費に関して受給者が毎月提出する収入申告書などの書類を過去 3 年間にわたって放置した結果、生活保護費の過払いや未払いが生じていたというものである。

二つ目は、今年度の監査報告書がほぼ出来上がっていた時期の平成 21 年 2 月 28 日に、篠田新潟市長が、市議会での議員の質問に答える形で、「市税をはじめとする収入確保対策として、徴収業務などの強化に向けて各区役所で行っている税務事務を集約して、市税事務所を設置していく考えを述べた」というものである。同じ記事の中で、市が今後、「職員の専門化や組織の効率・スリム化を図る」考えや、「市税以外で滞納が問題となっている保育料、市営住宅利用料など 5 種類の債権について、高額滞納者に対し納税課の職員が一括して徴収に当たる「徴収一元化」の取り組みを進めているが、2009 年度は、この取り組みを滞

納額の多い国民健康保険料などを含めた 8 種類の債権に広げる」、さらには、「電算システムのオンライン化を行い、独立した組織にするべく準備を進める」と書いてあった。

こうした報道は、今年度の監査テーマの選択が適切なものであったこと、また、監査報告書の指摘事項が目指すものが、基本的には新潟市の受け入れ可能なものであることの証左にもなると考える。

しかしながら、市長が市議会で表明した施策とも共通する本監査報告書が指摘する事項の多くは、実際に実行するとなると様々な困難が伴うことも事実であり、包括外部監査人としては、今後、市がどのような形で、実施していくかを注意深く見守ることとしたい。